

組織が認められ、平面部の写真では、金属鉄の微小粒が残存しているのが確認できる。(白点部) 黒い丸い部分は空孔であり、篩状の部分は冷却過程で入ったひび割れと考えられる。

資料12 粒状鉄滓 (球状鍛冶滓)

資料の形態は外観写真に示すとおり、0.5mm～6.0mmの全ての粒が球状を呈している。これは前述の鍛造剥片と同様、鍛練される時に発生することが多い。加熱されて柔らかくなった鉄を鍛打した時に、鉄の中にあつた不純物が溶けた湯玉となって飛び出すため球状になっており、鍛冶場の金床の周辺に飛散し堆積していることが多い。

化学成分分析結果では、全鉄分 (T. Fe) が59.7%であり、酸化第一鉄 (FeO) が73.0%であった。造滓成分は17.5%である。二酸化珪素 (SiO₂) が12.5%、同時に、酸化カリウムが0.52%あり、この滓の融点が低いいためか、鍛造加工時の加熱温度がより高かったために、飛び出した湯玉が表面張力で球状化したものである。

これらのことは、顕微鏡組織写真によっても内部に丸い空孔が残っていることから推定できる。外観写真では、一部開放空孔も存在している。

3枚のそれぞれの粒子断面写真で若干異なるが、金属鉄の微小粒、ヴスタイト (FeO) マグネタイトおよびファイアライトの結晶が認められる。

また、意外なことに顕微鏡写真12-1で明らかのように、微小粒では球全体が金属鉄で構成されていたものもある。何故、この様に錆化せず残存しているのか、その理由は明らかでない。

資料15 鍛造剥片

資料は1.4mm-2.0mm/2.0mm-4.0mmに篩い分けされていた。

化学成分分析結果は、T. Feが70.2%であり、FeOが57.8%と高く、Fe₂O₃も35.6%となっており、資料No.11とほぼ同様の値を示している。造滓成分は3.0%と少なく、TiO₂も0.01%以下である。

平面の顕微鏡写真によると、ファイアライトとヴス

タイトの組織が認められる。分析では、Fe₂O₃が多量にあることから、ヴスタイトにはマグネタイトが固溶しているものと考えられる。(資料No.11のX線回折結果でもマグネタイトが存在する。)

純度の高い鉄を、加熱し鍛造した際に発生し、剥離した酸化皮膜である。

資料16 粒状鉄滓 (球状鍛冶滓)

資料は0.8mmから4.0mmまで篩い分けられて提供されたが、1.2gと少量であった。表面は錆化して黄褐色をしているものも含まれていた。化学成分分析結果によるとT. Feは60.6%、造滓成分は15.6%で、主成分は資料No.12と殆ど同じ値であった。内容では、Fe₂O₃が前者に較べて21.8%と多いが、出土するまでの何らかの条件の違いによって錆化が進んだためと考えられる。なお、TiO₂は0.01%であった。

断面写真では、ヴスタイト・マグネタイト・ファイアライトの結晶が均一に観察されている。球の内部には空孔も多数あり、また金属鉄の粒子が残っているものもある。

この粒状鉄滓の生成過程については資料No.12の項で説明のとおりである。

資料17 椀型滓

割り欠かれた状態の椀型滓である。上部中央は凹みがあり、比較的滑らかである。底部には炉床材が付着している。

分析結果は全鉄分 (T. Fe) が52.0%、造滓成分は26.0%で高い値を示した。一方、TiO₂は3.32%でバナジウム (V) が0.19%存在することから、砂鉄が原料であることが判る。またナトリウム (Na₂O) やカリウム (K₂O) が合計1.62%含まれており、炉材の一部が溶け込んでいるものと考えられる。

顕微鏡写真では、繭玉状のヴスタイトや下地にファイアライトの長い結晶が観察されところどころに角張った褐色を帯びたウルボスピネル (Fe₂TiO₃) の結晶が見える。化学成分分析結果と一致する。また、X線回折でも同様なことが確認されている。

砂鉄を鉄源とした鉄滓で、精練鍛冶滓と考えられる。

資料18 羽口

外観は周囲が磨耗して比較的滑らかになっている羽口片である。先端部は熱影響を受けて灰色に変色している。鉄滓や溶融部は付着していない。残部から推定して、外形90mm、内径30mm程度であったと考えられる。外縁部から化学成分分析用試料を採取し、残部から耐火度試験用資料を採取した。

化学成分分析結果では、SiO₂が64.2%と多く、Al₂O₃は14.3%、MgOは2.59%であり、前回調査の羽口より、やや耐火度は劣るものではないかと推定された。

繰り返しになるが、粘土は微細な含水アルミニウム珪酸塩物質を主体とする可塑性のある土壌を指しており、Al₂O₃とSiO₂が主要鉱物で両者の比(Al₂O₃/SiO₂)の値が大きいものほど耐火性が強いとされている。

一方、耐火度試験結果によれば、耐火度(SK)は

05 a + であり、1,000℃で軟化することが判った。しかしながら鍛冶炉であれば十分耐え得る羽口が作れる粘土であったと推定される。

4. まとめ

前回調査の追加資料として、8資料を分析しました。今回は鍛冶炉周辺から採取された、鍛造剥片、粒状鉄滓、鉄塊、鉄片、椀型滓、羽口など多岐にわたる資料でした。

鍛造剥片や粒状鉄滓は資料採取時点で篩い分けをされており、分析調査のための試料採取には大変有効でした。粒状鉄滓の断面はなかなか興味のある結果になっていると考えます。

また、使用されていた鉄は砂鉄から作られた、非常に純度の高い鉄を加工していたと考えられることと、性質の異なる鉄(炭素量の違い)を同時に使っていた

第708表 耐火度試験結果

試料番号	耐火度(SK)	色調	膨張	試験錐の性状
No. 18 羽口	05 a +	茶褐色	膨張	普通
試験条件：酸素プロパン炉法				

ゼーゲルコーン温度比較表

温度(℃)	コーン番号	温度(℃)	コーン番号	温度(℃)	コーン番号	温度(℃)	コーン番号
600	022	940	08 a		3		23
650	021		08	1160	4 a	1580	26
670	020	960	07 a		4	1610	27
690	019		07	1180	5 a	1630	28
710	018	980	06 a		5	1650	29
730	017		06	1200	6 a	1670	30
750	016	1000	05 a		6	1690	31½
790	015 a		05	1230	7		31
	015	1020	04 a	1250	8	1710	32½
815	014 a		04	1280	9		32
	014	1040	03 a	1300	10	1730	33
835	013 a		03	1320	11	1750	34
	013	1060	02 a	1350	12	1770	35
855	012 a		02	1380	13	1790	36
	012	1080	01 a	1410	14	1825	37
880	011 a		01	1435	15	1850	38
	011	1100	1 a	1460	16	1880	39
900	010 a		1	1480	17	1920	40
	010	1120	2 a	1500	18	1960	41
920	09 a		2	1520	19	2000	42
	09	1140	3 a	1530	20		

注記 コーンでは正確な温度の測定はできない。耐火度の数値を概略の温度で示す場合のみ上表の温度が使われる。

第709表 分析結果(1)

資料No. \ 成分	C	SiO ₂	Al ₂ O ₃	CaO	MgO	TiO ₂	MnO	Na ₂ O	K ₂ O	T. Fe	C · W	Igloss
No.18 羽口	0.22	64.2	14.3	1.49	2.59	1.15	0.18	1.92	2.21	5.23	2.67	3.71

のではないかと考えられることなどから、遺跡の性格を解明することがさらに必要になると考えます。

羽口も、ほぼ前回調査と同様の結果となっております。

鉄は当初から再加工(いわゆるリサイクル)の可能な素材として利用されて来たと考えられますので、鍛冶場には各地で生産された鉄が持ち込まれたと考える

のが妥当であります。

素材である鉄や鉄塊がどこで生産されたものか、また、製鉄技術の進歩の状況等については、特定製鉄遺跡に付随する鍛冶工房や、製品としての鉄器類での遺跡調査研究を進めて行く過程で更に解明されることを期待したいと思います。

X線回折測定結果

1 X線回折測定結果ご依頼の件名

新屋敷遺跡出土鉄滓類の定性分析

2 試料番号

No.4 No.5 No.6 No.8 No.10 No.11 No.13-2 No.17

3 測定条件

測定装置：理学電機株式会社製ガイガーフレックス(RAD-II A型)を使用しました。

- ①使用X線 Co-K α (波長=1.79021Å)
- ②K β 線吸収フィルター Fe
- ③管電圧・管電流 50kv・35mA
- ④スキャンニング・スピード 2°/min
- ⑤スキャンニング・インターバル 0.020°
- ⑥D. S. スリット 1°
- ⑦R. Sスリット 0.3mm
- ⑧S. Sスリット 1°
- ⑨検出器 シンチレーション・カウンター

4 測定結果

同定された物質は、チャートに記入致しました。

5 測定者のコメント

●印のピークは、試料ホルダーからのものと思われます。

第710表 分析結果(2)

	T. Fe	M. Fe	FeO	Fe ₂ O ₃	SiO ₂	Al ₂ O ₃	CaO	MgO	TiO ₂	MnO	P ₂ O ₅	Cr ₂ O ₃	Na ₂ O	K ₂ O	C	V	Cu	C・W
No.11 鍛造剥片	70.4	2.86	60.5	32.9	2.17	0.52	0.11	0.15	<0.01	0.02	0.045	<0.01	0.09	0.07	0.095	0.01	0.08	0.28
No.12 粒状鉄滓	59.7	0.67	73.0	3.27	12.5	4.11	0.39	0.54	—	—	0.13	—	—	0.52	—	—	—	0.68
No.13-2 鉄 滓	58.3	10.1	9.63	58.2	5.93	1.71	0.18	0.33	<0.01	0.02	0.089	<0.01	0.26	0.18	2.38	<0.01	0.04	5.76
No.14 鉄 片	60.0	1.06	16.7	65.7	4.94	1.59	0.18	0.23	<0.01	0.02	0.19	<0.01	0.30	0.10	1.22	0.02	0.03	5.42
No.15 鍛造剥片	70.2	0.34	57.8	35.6	2.29	0.35	0.19	0.17	<0.01	0.02	0.13	<0.01	0.22	0.13	0.086	<0.01	0.02	0.27
No.16 粒状鉄滓	60.6	0.73	57.4	21.8	12.5	2.04	0.76	0.31	0.01	0.02	0.46	<0.01	0.29	0.52	—	0.01	0.01	—
No.17 椀型鉄滓	52.0	0.34	57.3	10.2	18.9	3.93	1.95	1.21	3.32	0.28	0.24	0.03	0.71	0.91	0.026	0.19	0.01	0.32

【分析方法】 J I S法に準拠し、以下の方法とした。

T. Fe : 三塩化チタン還元-ニクロム酸カリウム滴定法

M. Fe : 臭素メタノール分解-EDTA 滴定法

FeO : ニクロム酸カリウム滴定法

Fe₂O₃ : 計算

C : 燃焼-赤外線吸収法

Na₂O, V, Cu : 原子吸光法又は ICP 発光分光分析法

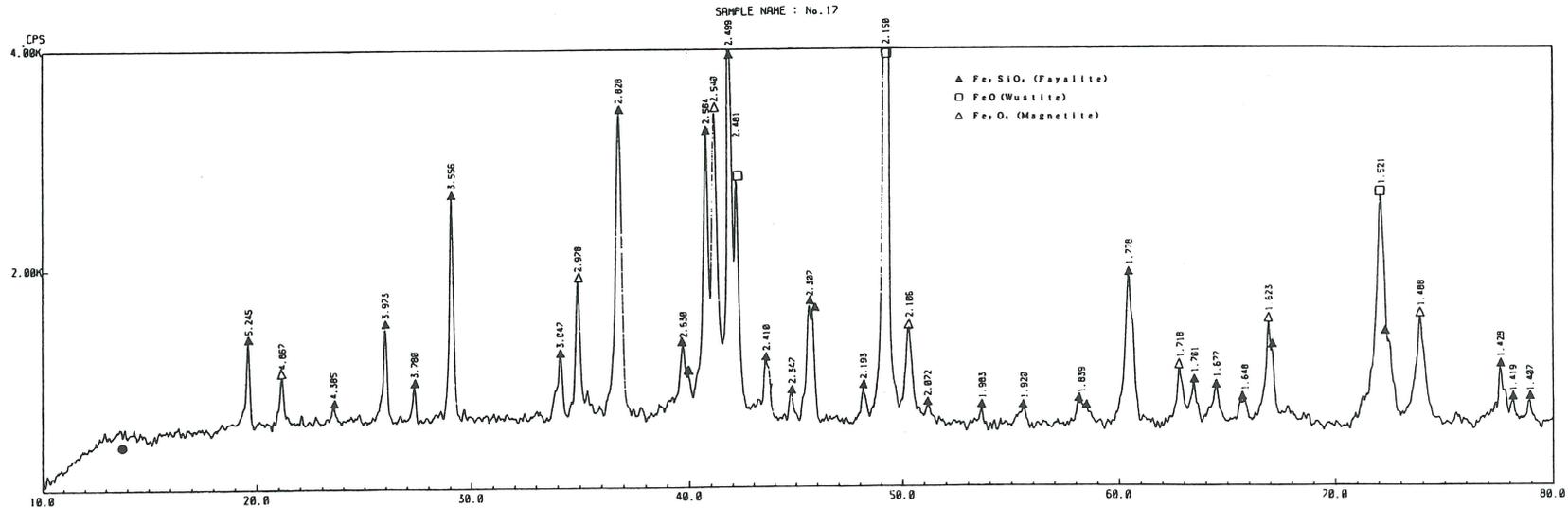
CaO, MgO : 原子吸光法又はガラスビード蛍光X線分析法

SiO₂, Al₂O₃ } ガラスビード蛍光X線分析法
 TiO₂, MnO, P₂O₅ }
 Cr₂O₃, K₂O } 又は ICP 発光分光分析法

C・W : カールフィッシャー法

— : サンプル量が少いため、分析できなかった成分

第969図 X線回析測定結果



(16) 瓦

中堀遺跡から出土している瓦の種類は軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦、鬼瓦の5種類である。

中堀遺跡で出土している瓦は小破片が多く細かい技法まで判別するのが困難なものが多いが、大略以下のような特徴が見られる。

胎土は砂を少量含み均質なものと、片岩などの礫を多く含む粗いものがある。厚さは1.5cm前後の厚いものと1cm前後の薄いものに分けられる。焼成はあまく赤褐色や淡褐色をしたものが圧倒的に多く、灰色に焼成されたものは少ない。灰色に焼成されたものは胎土が均質で厚いものが多い。赤褐色のものは胎土が粗く薄い。

丸瓦

胎土が粗く薄いもので、淡褐色ないし赤褐色のものが殆どである。凸面は叩きの後縦方向に篋削り或いはナデ消されている。叩きは平行叩きと縄叩きである。量的には平行叩きが多く縄叩きは少ない。凹面は布目痕が残る。側面は篋状工具によって丁寧に調整されるものが多い。

平瓦

胎土が粗く薄いもので、淡褐色ないし赤褐色のものが殆どであるが、少数ながら胎土が均質で厚く、灰色に焼成されるものもある。凸面はナデ消されているが、叩きの痕跡が観察できるものがある。叩きの種類は丸瓦と同じく縄叩き、平行叩きである。やはり平行叩きが多く縄叩きは少ない。凹面は布目痕である。布目の下には糸切り痕の見られるものがある。側面は薄い瓦では篋状工具によって丁寧に調整されるものが多い。厚い瓦にはこのような調整は施されない。

軒丸瓦

軒丸瓦は胎土が粗く薄いもので、淡褐色ないし赤褐色のものである。丸瓦部は良好な状態で遺存しているものはないが、同じように胎土が粗く薄いものが接合すると考えられる。瓦当裏面には無絞りの布目痕をもち下方には周縁部を残すことから、広義の一本造りによるものと考えられる。また、瓦当は薄く湾曲して

おり殊文がやや大きいものの全体に範の彫りが浅いことからスタンプ式技法によるのではないかと考えられる。瓦当面の文様によって以下の3種類に分類される。1類(第970図1～8)

単弁4葉で弁端は丸い。弁は低く細い線で表現される。中房はなく中心に殊文が1個置かれる。弁間には大きめで高く突出した殊文が1個配される。界線は2本である。周縁は界線と同じく低い。瓦当面の直径は推定12cmである。

2類(第970図9～11)

重弁4葉になると思われる。弁端は尖り界線に接する。弁は1類と同じく低く細い線で表現される。中房は細い線が巡るものと思われる。中心に蓮子が1個置かれる。弁間に殊文が1個配されるのは1類と同じである。界線は1本である。瓦当面の直径は推定12cmである。

3類(第970図12)

破片が小さく解り難いが、弁端が界線に接するのは2類と同じであるが界線が2本認められることから上記2種類と分けた。蓮弁や界線が低く細い線で表現されるのは同じである。

地藏堂表面採集瓦(第970図13)

参考資料として取り上げた。素弁4葉になると思われる。表面はかなり摩滅しており、また範の彫りも浅い。中房と弁を表す低く細い線が表現される。中房はやや大きめで蓮子は無いようである。界線も認められない。瓦当面周縁は外側に傾斜する。弁の先端はこの傾斜によってうまく押圧されていない。スタンプ式技法によるものと思われる。

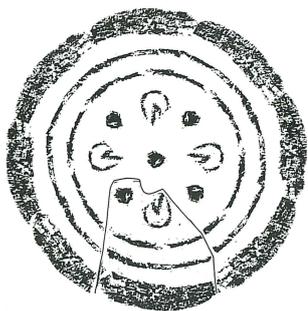
軒平瓦

軒平瓦も殆どは胎土が粗く薄いもので、淡褐色ないし赤褐色である。顎はいずれも段顎である。瓦当面の文様は全て斜格子文である。以下の4種類に分けられる。

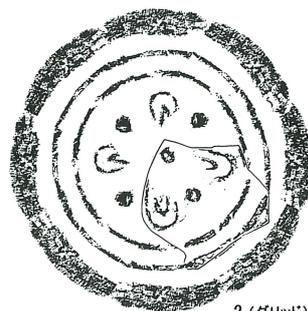
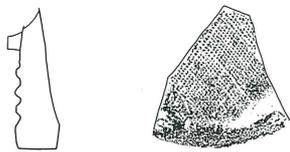
1類(第971図1～5)

19は検出されたものの中では唯一両端がわかる資料

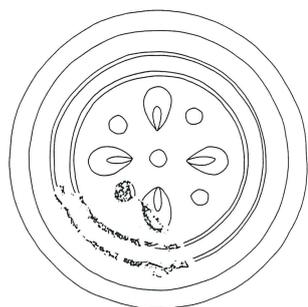
第970図 中堀遺跡出土の軒丸瓦



1 (1~3号建物地業跡)



2 (グリッド)



3 (1~3号建物地業跡)



4 (2号建物地業跡)



6 (13号区画溝)



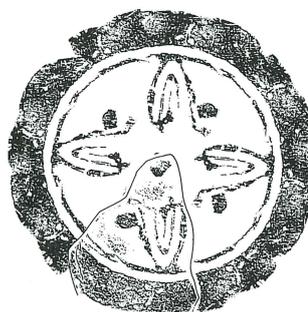
7 (3号建物地業跡)



5 (3号建物地業跡)



8 (3号建物地業跡)



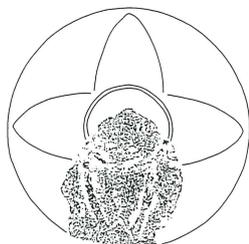
9 (1~3号建物地業跡)



10 (3号建物地業跡)



11 (グリッド)



13 (地藏堂表探)



12 (3号建物地業跡)

である。範の彫りは太い。

2類 (第971図6~9)

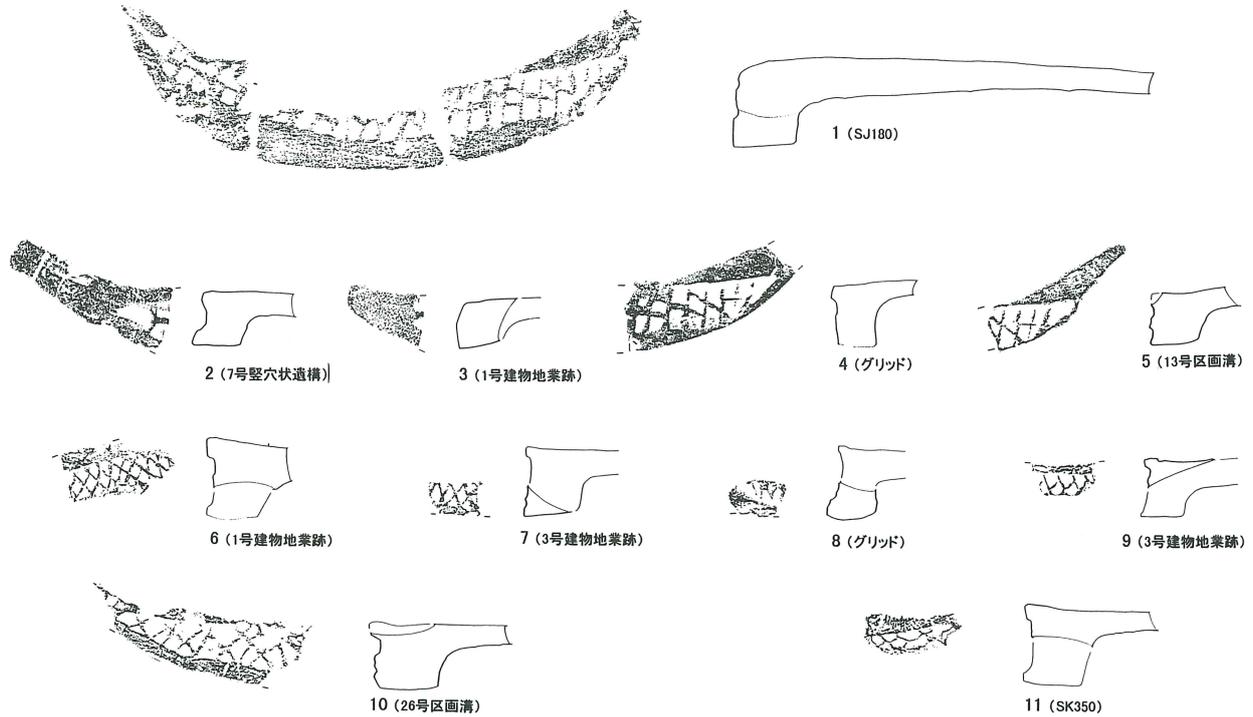
線が細く格子目も小さい。検出されたものの中では

最も整った斜格子である。

3類 (第971図10)

格子目は粗く崩れているものである。

第971図 中堀遺跡出土の軒平瓦



4類 (第971図11)

格子目は丸味を帯びて鱗状になる。

瓦の出土状況は先にも触れたとおり第13号区画溝に囲まれた部分に集中していた。(第***図) 軒丸瓦は14点出土しているがこのうち10点は第1～3号建物地業部分に集中しており、なかでも第3号建物地業部分からの出土が多い。軒平瓦は13点出土しており分布状況にはややばらつきが見られるが約半数の6点は軒丸瓦と同じく第1～3号建物地業部分から出土している。これらの分布状況から第13号区画溝の中に瓦葺きの建物があったことは確実視される。第13号区画溝は南側が削平されており、この削平された部分に更になんらかの建物があった事も考えられるが、現状では第1～3号建物、特に第3号建物には瓦が葺かれていた可能性が最も高いと思われる。瓦を分類別にみると軒丸瓦は1類が最も多く次いで2類、3類となる。総数が少ないため断定する事は控えたいが1類が主体となっていて葺かれており2類、3類は補完的に使用されたものと考えておく。軒平瓦は1類、2類ともほぼ同数でどちらが主体的に使用されていたか断定できない。ま

た、軒丸瓦との組み合わせについても不明と言わざるを得ない。

中堀遺跡出土瓦と同文の瓦は現在のところ見あたらない。瓦当裏面に布目痕を持つ瓦は埼玉県北部および群馬県に集中的に見られる。

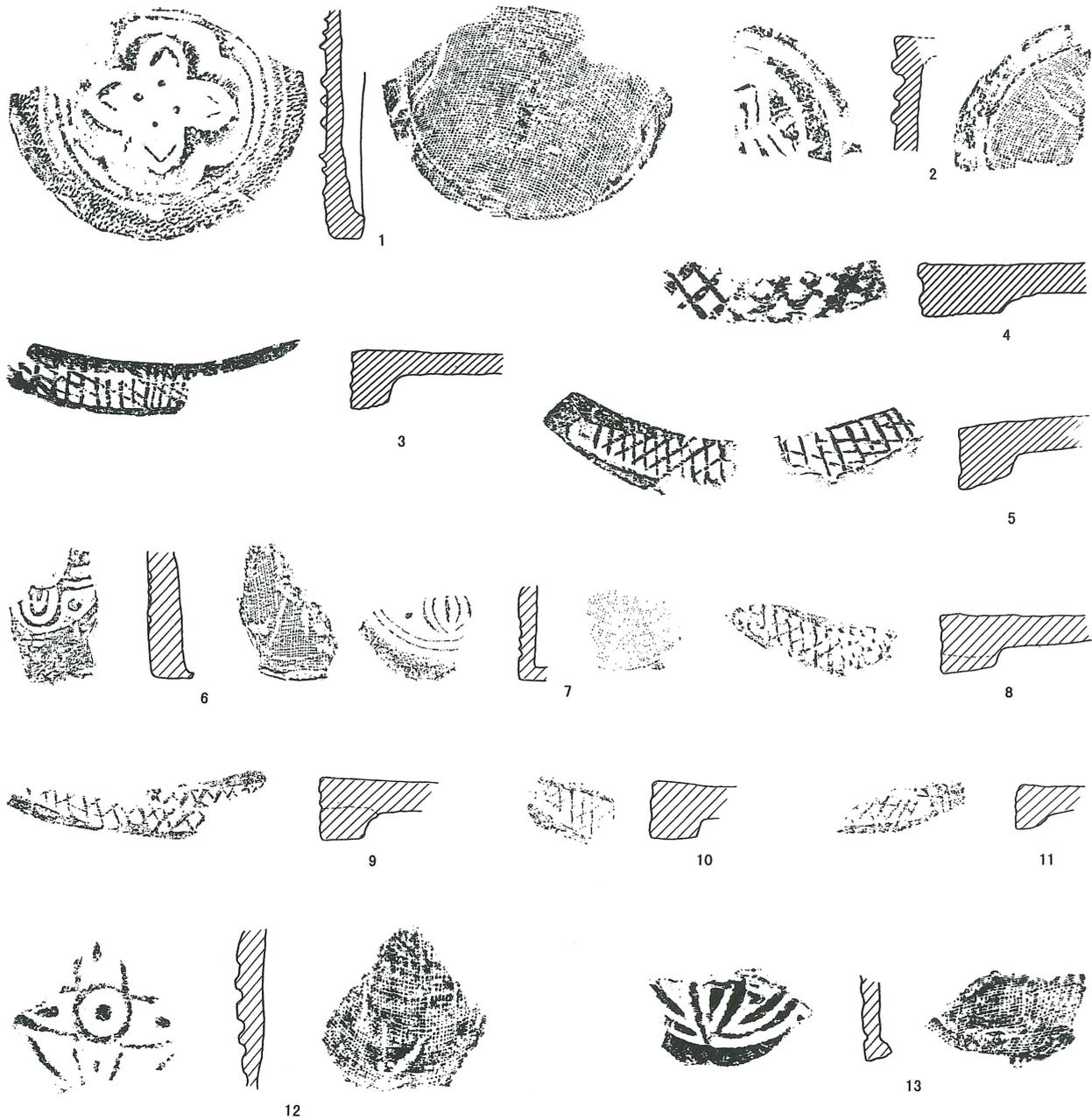
県内で瓦当裏面に無絞りの布目を持ち文様のにも類似する瓦を出土する遺跡は、旧盛徳寺、宮ヶ谷戸遺跡、石原山窯跡の3ヶ所が知られている。

旧盛徳寺 (第972図1～5)

旧盛徳寺からは3種類の軒丸瓦が出土している。図示したものは単弁4葉の2種類である。1は直径18.2cm、2は推定径16cmと中堀遺跡出土の瓦より大きい。1は瓦当面に縄目痕が残る。1本造り技法により造られている。いずれも中房は持たないが間弁が表現されているのが中堀遺跡出土瓦との違いである。軒平瓦は3種類あるが、図示したのは斜格子のものである。段顎で平瓦凸面はいずれも縄叩きが施される。軒丸瓦の年代は9世紀第3四半期と考えられている(酒井1982)。

宮ヶ谷戸遺跡 (第972図6～11)

第972図 旧盛徳寺・宮ヶ谷戸遺跡・石原山窯跡出土軒瓦



宮ヶ谷戸遺跡出土の瓦は6種類である。2種類を図示した。蓮弁は細線で表現され弁間に殊文を配するなどの共通性が見られる。文様が浅いことなどから1本造りによるスタンプ式の製作技法が想定されている(赤熊1986)。出土した軒平瓦は斜格子文のみである。平瓦凸面の叩きは縄叩きである。宮ヶ谷戸遺跡の瓦の年代は9世紀後半と考えられている(屋間他1986)。

石原山窯跡 (第972図12、13)

石原山窯跡の軒丸瓦は3種類ある。図示したものは

単弁4葉で同文である。文様は細線で表現され中房の中には1個の蓮子が置かれるなど中堀遺跡2類との共通性が見られる。1本造りと考えられ瓦当面が湾曲していること、範の彫りが浅いことからスタンプ式の製作技法によるものと思われる。軒平瓦は見つかっていない。年代は9世紀末～10世紀代と考えられている(屋間他1986)。

以上3遺跡のうち旧盛徳寺例は面径が大きく弁の表出方法が若干違うこと、間弁が見られること等相違点

も見られる。焼成窯は確認されていない。宮ヶ谷戸遺跡例は技法、文様などから中堀遺跡出土瓦との共通性が非常に高い。焼成窯は現在県内では確認されていない。石原山窯跡例については弁間に殊文は持たないものの技法的には共通するものと考えられる。石原山窯跡については未調査のため詳細は不明である。

群馬県で瓦当裏面に布目痕を持つ瓦を出土する遺跡は上野国分寺をはじめとしてかなりの数にのぼる。それらの中で中堀遺跡例と同じように瓦当裏面に無絞りの布目痕を持ち弁間に殊文を配する瓦は寺井廃寺、上植木廃寺、浄法寺廃寺、上野国分寺、川上遺跡、国分僧寺・尼寺中間地域、黒熊中西遺跡、綿貫遺跡、熊野堂遺跡、唐松廃寺、水沢廃寺等に見られる。弁間に殊文を持つ瓦は八重巻瓦窯跡で出土しており秋間窯跡群で焼造されたものと考えられるが、吉井窯跡群でも同様の瓦が見られる様である。秋間系の瓦は弁間に殊文が置かれるものが多い傾向にあるという（木津1990）。これらのうち中堀遺跡1類によく似た特徴を持つのは上植木廃寺や八重巻瓦窯跡また近年調査された黒熊中西遺跡例である。いずれも4葉で弁間に殊文を持つが、わずかつ違ひも認められる。具体的には上植木廃寺のものは中房は持たないが1+4の蓮子を持ち、八重巻瓦窯跡例は弁がやや長く、黒熊中西遺跡例は中房を持つ点などが違いとしてあげられる。中堀遺跡2類に類似したものには寺井廃寺F類とされるもの（須田1990）および川上遺跡に例がある。寺井廃寺と川上遺跡の瓦は同範とされ弁はやや尖り気味であるが先端は界線に接しない。また、子葉を持たない点が2類と違う。このようにわずかつ文様意匠が違うのは、上野国分寺に供給された4葉の瓦に同範例が少なく小単位の焼造が考えられているように（木津1990）、これら

の瓦にも同じ様なことが言えるのではなからうか。いずれにしても中堀遺跡の瓦は黒熊中西遺跡などのものに極めて類似性が高いと思われ、上野国から直接搬入されたかその影響を強く受けて武蔵国内の北部地域のどこかで焼造されたものと考えられる。

年代については先述のとおり宮ヶ谷戸遺跡は9世紀後半、石原山窯跡は9世紀末～10世紀と考えられている。寺井廃寺F類は9世紀後半～10世紀の年代が与えられており、黒熊中西遺跡例は10世紀前半頃と考えられているようである（須田1992）。また、綿貫遺跡では「10世紀前半を中心として、それを前後する半世紀程の幅」（金子・田口1985）と捉えられている。

中堀遺跡では第1号建物地業跡の東南の隅に検出された第235号土坑が地鎮遺構と考えられ、これらの建物の造営に伴うものと考えられる。よって出土遺物からこの建物は9世紀後半に建てられたものと考えられる。瓦も建物造営から余り時間を置かない時期に葺かれたと考えるならその年代は9世紀後半となる。建物の廃絶時期については地業の上を焼土層が覆っていたことから、これらの建物は火災によって焼失したものと思われる。また、この焼土層を切って新しい建物が検出されていないことから、これらの建物は焼失した後再建されることは無かったと思われる。焼土層中から出土する遺物より、建物が廃絶したのは10世紀後半までは降らないと考えられる。

区画溝に囲まれた建物群の規模については南側が大きく削平されているため全体像がわからないが、その性格については広義の寺と考えておきたい。上野国において国分寺建立以降、各地に寺が増加していくという流れのなかで、上野の影響を強く受けながら成立したのと考えられる。

(17) 漆紙文書

1 形状および調査の概要

この漆紙文書は、出土した時点では、かなり薄くなった断片が2枚密着し、漆の硬化によって部分的に固着した状態であった。漆の付着した状態から見て、漆容器のふた紙であった際の漆面が外側になっており、オモテ面が内側になって密着していた。外側にあたる面には墨痕が検出されず、密着している内側にあたる面が一部露出しており、その部分には墨書が検出できた。密着している面がオモテ面であるため、2枚の固着度は比較的弱く、2枚を剥離させて内側から文字を確認することにした。

漆紙そのものが非常に薄くなっており、剥離作業は水中で行う方法を試みた。その結果、大部分を剥離することができたが、薄くて強度に問題があることと、漆によって固着してしまっている箇所があったために、一部分については剥離することができなかった。二つの断片どうしは、現存する範囲では、同一面上では接合しない（以下、A片・B片と称する）。剥離させることによって新たに表出したA片・B片の内側の面には、左文字の状態が検出された（掲載した写真図版と見取り図は実像を左右反転させたものである）。

2 釈文

[A片]

周逢流言

故讒口鑠於

（上記の文言の上から「我」「道」などの習書）

[B片]

（「我」の習書）

3 内容

A片には漢籍とみられる文章が半読できるが、出典については不明である。この文章の文字は字体も整っており、行間もそろっていることから、この漢籍様の文章が文書の一次利用の段階と考えられる。この漢籍様の文章の上から「我」「道」などの字が同面全体にわたって習書されており、これが二次利用の段階と考えられる。

本文書はオモテ面が内側になって密着していたため、オモテ面の保存状態は比較的良好で、風化は考えにくい。オモテ面側から左文字の状態の文字しか半読できないことから、もともと漆面にあたる側にしか文字が書かれていなかったとみられる。漢籍を廃棄した後に、文字の書かれている面に二次利用として習書を行い、その後三次利用として漆容器のふた紙に使用されたと考えられる。

B片には、面全体に「我」字の習書のみが見られる。A片の漢籍様の文章のように習書の前に文字が書かれていたと判断できる部分は、B片には検出できなかった。

A片とB片が一枚のふた紙を折って廃棄したものの残片なのか、別々のふた紙を重ねて廃棄したものであるのかは、判別しがたい。現状では二つの断片の厚さや漆の付着状態はよく似ている。

なお、さらに本文書の漢籍様の文章の出典を明らかにすることができれば、地方における当該期の漢籍受容の一端を具体的に示す素材となるであろう。

2 中堀遺跡の遺構と遺跡について

(1) 遺構の変遷

第V章1-(1)で示した土器編年に基づいて得られた時期区分に従って遺構の変遷を述べる。

I 期 (第974図)

I 期に該当する唯一の遺構である第137号住居跡は、調査区中央やや西寄りに位置し、規模は2.7mと小さい。

調査区内では同時期の遺構、遺物はまったく検出されなかったが、砂利採取で破壊された、調査区より南側に、遺構が存在していた可能性は否定できない。

I 期とII 期の間には、四半世紀から半世紀の断絶時期が考えられることから、II 期以降の遺構と、直接結び付く住居跡とは考えにくい。

II 期 (第974図)

第165・196・203・205・218号住居跡、第44号掘立柱建物跡、第223・304・312・474・573号土壌が該当する。

II 期はI 期から半世紀の隔絶を経て、その後の中堀遺跡の繁栄に繋がっていく遺構が出現する段階である。

調査区中央東寄りの第44号掘立柱建物跡は、梁行2間×桁行3間の身舎に、三面の庇が設けられる大型の建物で、第196・203・205・218号住居跡、第573号土壌とともに、まとまりを形成している。

第44号掘立柱建物跡の棟方向と、第203・205・218号住居跡の長軸方向はほぼ直交しているが、第196号住居跡は長軸方向がやや北に振れる。

また、第203号住居跡と第205号住居跡は近接していることから、前後関係があると思われるが、土器の上では区別がつかない。

調査区中央の第165号住居跡は、北カマドの住居跡で、ほかの建物と軸方向は合わない。

第304号土壌は、次のIII 期に建物地業跡がつけられる区画内の遺構である。この第304号土壌からは、多量の土器が出土していて、土器器甕が2点合わせ口の状態であった可能性があり、建物地業跡造営に先行する地鎮の跡とも考えられる。

III 期 (第975図)

第2・3・33・34・47・50・73・100・140・186・204・242号住居跡、第45・49・51・57号掘立柱建物跡、第11・12・13・25号区画溝、第28号溝、第282・283・331・374・377・385・416・495号土壌、第3土壌群が該当する。

調査区より南側に展開していたと考えられる、寺院関連建物や、その一角を担う第1～3号建物地業跡および、それを区画する第13号区画溝がつけられる。さらにその北側を区画する第11・12号区画溝が出現する。

調査区全体を眺めると、遺構のまとまっている地域がいくつかみられるが空白域が多い。しかし、これらの遺構は無計画に配置されているのではなく、寺院関連建物の一部である第1～3号建物地業跡の区画をもとに、計画的に配置されていると言える。

第140号住居跡は、第13号区画溝による区画内に位置する。瓦を多量に出土していることから、第1～3号建物地業跡もしくは、さらに南側にあったと推定される寺院関連建物の造営に関連する住居跡と考えられる。

II 期に遺構の分布の中心であった、調査区中央やや東側では、大型の第44号掘立柱建物跡が無くなり、代わって小規模な第45・49・51・57号の、4棟の掘立柱建物跡と、第186・204号住居跡で構成されるまとまりが出現する。

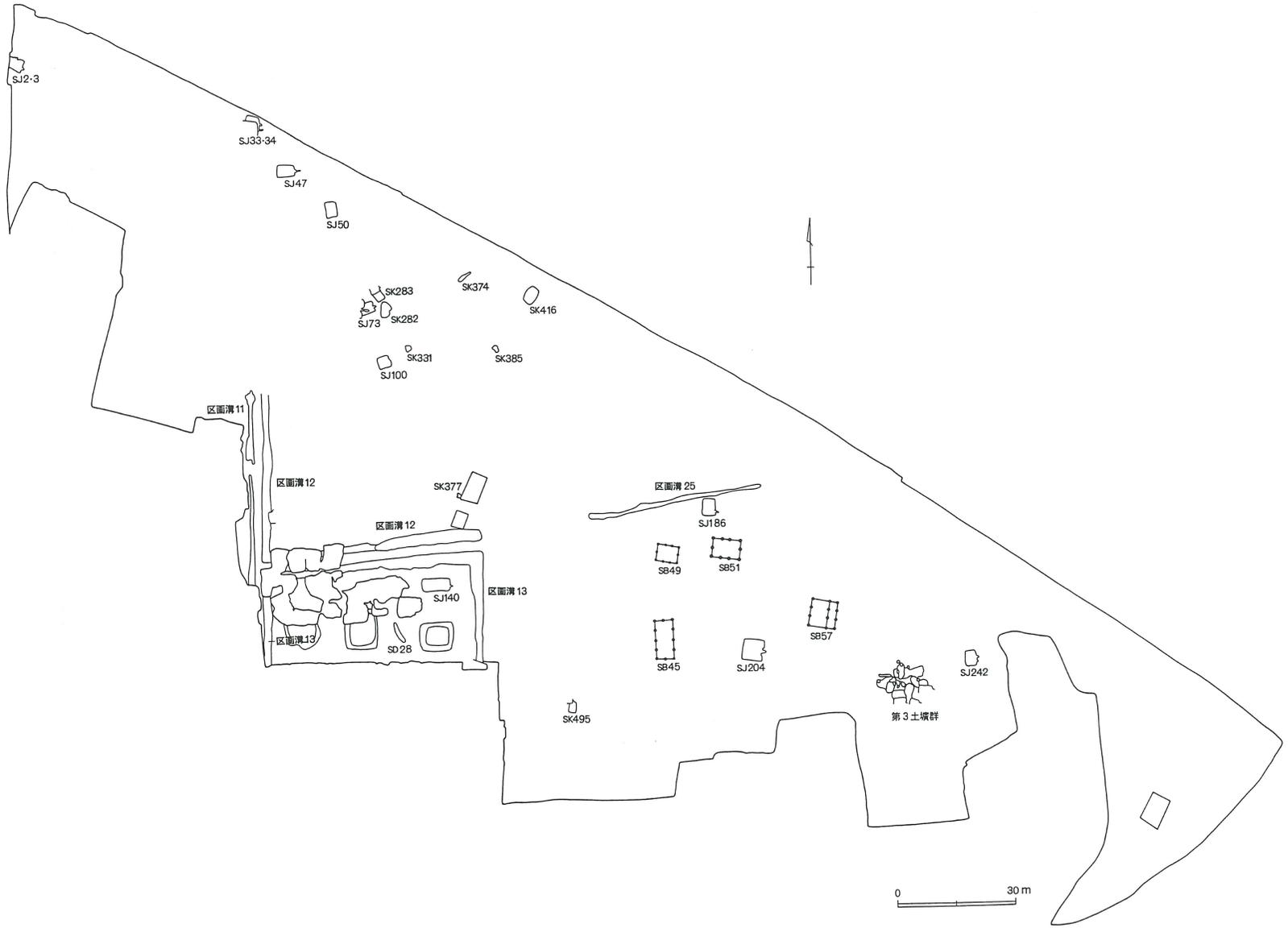
掘立柱建物跡は、いずれも遺物が少なく、時期の決め手に欠けるが、IV 期の掘立柱建物跡との重複関係からIII 期とした。

配置は不規則で、棟方向も一定ではないが、コの字状の配置に近い。この掘立柱建物群と、第186・204号住居跡の北側に、第25号区画溝が東西方向に走る。

第25号区画溝は、第12号区画溝の延長線上に位置していることから、この段階では、建物地業跡を中心に、遺跡全体の区画が考えられていたと思われる。

第974図 第I・II期遺構分布図





しかし、第12号・25号区画溝と軸方向が一致する遺構はなく、第186・204号住居跡・第49・51号掘立柱建物跡などは、Ⅱ期の建物の長軸方向と一致する。このことから、第25号区画溝南側の建物群はⅡ期からの規制をそのまま受け継いだものと言える。

掘立柱建物群の東側には、第3土壌群と第242号住居跡がある。第3土壌群は、覆土中に焼土、炭化物を含む土壌や、鉄滓などが出土する土壌が多い。

また第242号住居跡も、窯壁や鉄滓が多量に出土したことから、鉄生産に関連する遺構であると思われる。

調査区の西側に目を転じると、Ⅱ期に土壌が2基検出された地域を中心に、漆紙文書が出土した第33号住居跡、底面に粘土で張り床を施し、鉄鉢型土器が出土した第416号土壌など、住居跡や土壌が増加し、一定のまとまりをもつようになる。

遺構の軸方向は不揃いで、配置に規格性は認められず、中堀遺跡周辺地域の開発に直接携わった人々の居住空間であったと思われる。

この居住空間を区画する施設は特に設けられておらず、南から延びている第12号区画溝も、この段階では第11号区画溝の北端と同じ位置までしか達していなかったと思われる。

このまとまりの西側は空白域が広がり、調査区の西端に、第2・3号住居跡がある。

以上のように、Ⅲ期は寺院関連施設を中心に、区画の造営を開始した時期である。区画は寺院関連建物だけでなく、Ⅳ期以降の建物の増加をも考慮に入れた、計画的なものであったと考えられる。

また手工業生産関連の遺構や遺物の存在から、漆や鉄などの手工業製品の安定的な生産が開始された段階と言えよう。

Ⅳ期 (第976図)

第1・4・17・23・50・64・65・75・147・149・151・159・160・168・174・185・194・217・247号住居跡、第1・2・29・42・46・50・53・55号掘立柱建物跡、第11・12・13・16・22・25号区画溝、第20・21号溝、第23・175・237・241・272・294・295・326・376・

395・416・419・423・453・464・527・533・581・670号土壌、第2・3・4土壌群が該当する。

四面に庇をもつ大型の掘立柱建物跡や、1辺7mを超す大型の住居跡が出現し、集落の成長期にあたる。

調査区の西側に位置する第1・2号掘立柱建物跡の出現は、特筆される事象である。

第1号掘立柱建物跡は、梁行2間×桁行3間の身舎の四面に庇を設ける。柱穴の掘り方も大きく、大規模な建物である。東側に隣接する第2号掘立柱建物跡は、2間×4間の細長い建物で、束柱が確認され、床張構造であったと思われる。両者の棟方向は直交し、L字型の配置をとる。

また、第1・2号掘立柱建物跡の南側には空白域がみられ、次のⅤ期にはここに池のような施設がつけられることから、倉庫などではなく館のような居住のための建物であったと思われる。

工人や農民層の居住域とした、調査区中央北側の住居跡を中心とする建物群は、Ⅲ期に比べてやや東に広がる。

住居跡は、第29号掘立柱建物跡を取り巻くように、散漫に分布する。住居跡もやや大型化し、特に第75号住居跡は1辺が7mに及ぶ。

工房風の第416号土壌は、Ⅲ期から継続している。

第49号住居跡の周辺に土壌が3基集中する。第237・272号土壌からは、供膳具を主体とする遺物が多量に出土し、墓壇または地鎮などの可能性が指摘できる。

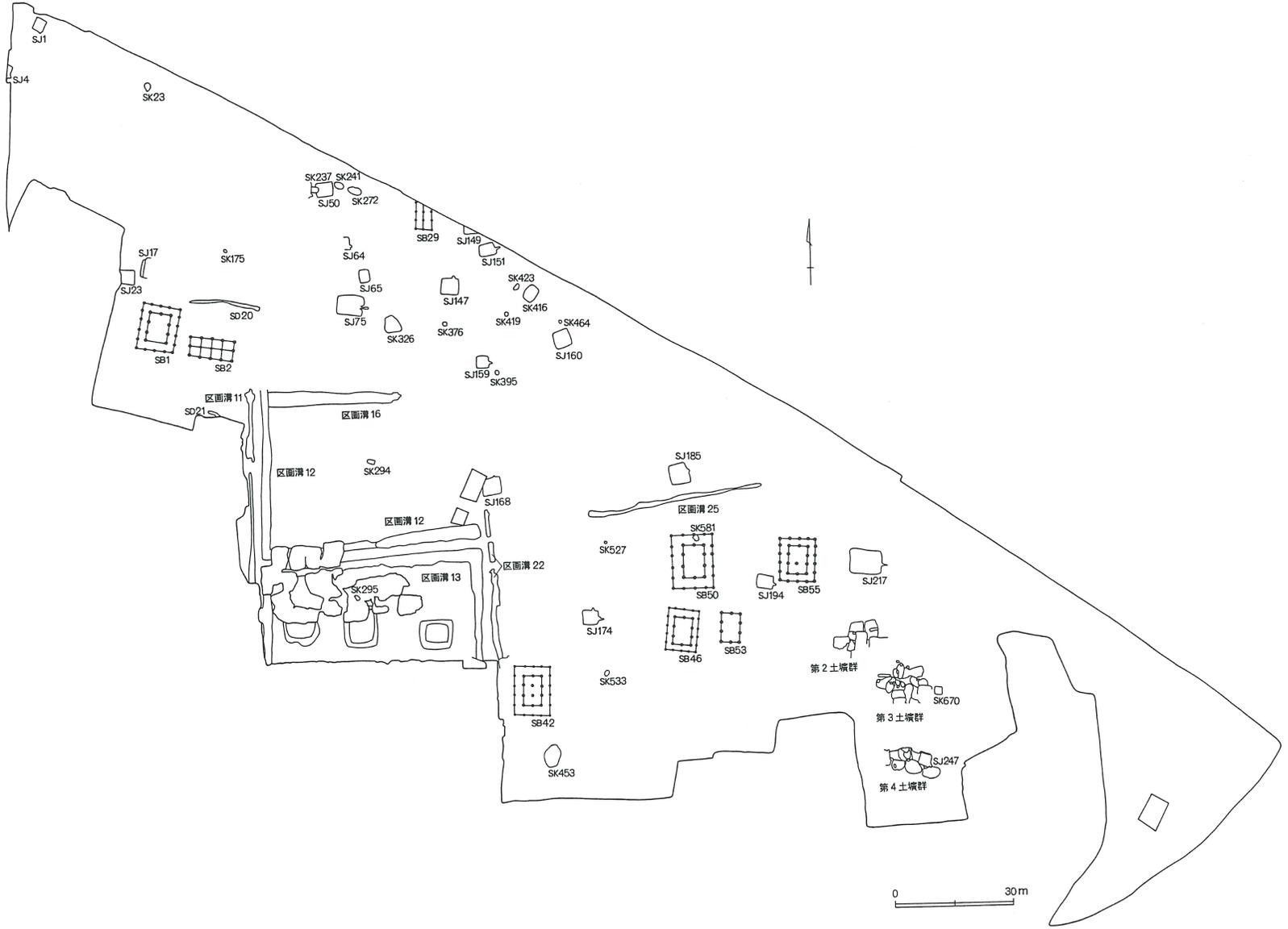
第237号土壌と第49号住居跡は重複関係にあり、断面観察からは第49号住居跡→第237号土壌の関係となる。

Ⅱ・Ⅲ期に掘立柱建物跡を中心とする、建物跡群を構成していた、第25号区画溝南側では、小規模な掘立柱建物跡から、第46・50・53・55号の大型掘立柱建物跡に取って代わる。

これらの掘立柱建物跡は、身舎の柱穴掘り方の長さ、深さともに1m前後で、中には深さ1.5mにおよぶものもある。

棟方向は、第50号掘立柱建物跡だけが、ほぼ真北で

第976图 第IV期遗物分布图



あるが、ほかの3棟は3°～6°東に振れる。

掘立柱建物跡とともに建物群を構成する住居跡も第217号住居跡のように大型化する。

建物群の中で最大規模である、第50号掘立柱建物跡の身舎の内側には、14基の土壇状の掘り込みが検出され、須恵器大甕が据えられたままの状態出土した(第722・723号土壇)。

このほかにも須恵器広口壺など、貯蔵具を中心に多量の遺物出土していることから、貯蔵関連施設であったと思われる。

四面に庇をもつ第46・55号掘立柱建物跡も、貯蔵施設であったとすれば、第50号掘立柱建物跡を中心とする掘立柱建物跡と住居跡は、貯蔵施設とそれを管理する施設であったと考えられる。

これらの建物群は、Ⅱ期から継続していたと考えられ、このエリアが当初から、貯蔵施設として計画的に造営されていた可能性が高い。そしてⅢ期・Ⅳ期と集落が成長していくのに従って、貯蔵施設の充実が図られた結果、大規模な掘立柱建物群をつくり出したのであろう。

なお、第50・53・55号掘立柱建物跡はⅤ期に継続し、貯蔵施設としての性格を維持して行くと思われる。

この掘立柱建物群から、南西にやや離れて、第42号掘立柱建物跡がある。梁行2間×桁行3間の身舎の四面に庇を設ける大型の建物である。身舎内に束柱が確認され、床張りの構造であったと考えられる。

寺院関連施設があったと思われる区画に隣接していることから、これに伴う倉庫の可能性もあるが、出土遺物は少なく性格は不明である。この第42号掘立柱建物跡もⅤ期に継続する。

調査区の東側には、Ⅲ期から継続する第3土壇群のほかに、第2・4土壇群が新たに加わる。第2土壇群の性格は不明だが、第3土壇群は前述の通り鉄生産に関連するものである。

第4土壇群は不整形な深い掘り込みが連続するもので、土を採取した跡と考えられ、この時期に整地など土木工事が行われていたことをうかがわせる。

Ⅳ期の区画施設は、Ⅲ期から継続する第11・12・25号区画溝に加えて、第12号区画溝の北端から、第16号区画溝が東に向かって延びる。これにより、寺院関連施設の北側に、大きな区画をつくるが、Ⅳ期に該当する遺構は、第294号土壇だけで、建物が検出されるのは次のⅤ期以降である。

Ⅳ期は、第1・2号掘立柱建物跡の出現により、有力者の居宅がつくられ、それまでに先行して営まれていた、工人や農民層などの居住区域、倉などの貯蔵施設の区域、寺院など宗教関連施設の区域とともに、全体として一つの経営体を構成するようになる時期と思われる。

Ⅴ期 (第977図)

第18・38・41・53・55・61・67・74・80・90・106・114・124・127・128・130・136・138・139・141・145・146・148・150・152・155・156・157・158・162・170・171・172・173・183・184・189・192・195・197・199・201・202・208・209・210・212・213・214・215・216・220・221・223・227・229・230・232・245・246・248・249・252号住居跡、第1・2・4・12・14・19・20・42・50・53・54・55号掘立柱建物跡、第2・3・4・5・7・11・12・13・16・20・22・23・24・25号区画溝、第20・21・25・26号溝、第47・64・67・127・152・169・171・199・210・254・277・280・317・372・375・397・420・421・428・473・515・528・537・545・619・620・632・643・644・646・648・668・711号土壇、第1・2・3・4土壇群が該当する。

中堀遺跡の最盛期にあたり、住居跡だけでも63軒と全体の24%が本時期に該当する。

中堀遺跡周辺では、皂樹原・檜下遺跡や古井戸・将監塚遺跡のように、この時期を境に衰退して行く集落が多く、中堀遺跡の急激な成長と無関係ではないであろう。

Ⅴ期の遺構は、重複がみられたり、近接したりして前後関係があるものもあるが、遺物の上からは明確に区分することは難しい。これは時間幅があると言うのではなく、短期間に次々と建物がつくられていったた

めと思われる。

第1・2号掘立柱建物跡は、Ⅳ期から建て替えられることなく本時期に継続する。南側の空白域には、第2～5号区画溝がつくられる。この溝には、滞水または通水していた可能性があることが、科学分析により指摘されていることから、池のような施設であったと考えられる（附編参照）。

第1・2号掘立柱建物跡の北側に位置する第20号溝は、Ⅳ期から継続する遺構で、第1・2号掘立柱建物跡の北側の区画を示す遺構と考えられる。

Ⅴ期にはこの溝の北側に5棟の掘立柱建物跡と、8軒の住居跡からなる建物群がみられる。建物の配置には規則性はみられないが、第12・14・19・20号掘立柱建物跡はまとまっている。

この建物群の中心となるのは、第4号掘立柱建物跡と第53号住居跡で、この第53号住居跡は遺跡最大の住居跡である。両者は軸方向もほぼ一致する。

第4号掘立柱建物跡は、2間×2間の身舎の四面に庇をもつ。遺構確認面の上に厚く焼土層が堆積し、その中に多量の供膳具が重なった状態で出土した。

断面観察の結果、火災を受けて倒壊した建物で、多量の遺物は、第4号掘立柱建物跡の身舎内に収納されていたものであったことが分かった。

出土した供膳具は土師器坏Aを主体とするもので、その中から墨書土器がかなりの割合で検出された。文字は「南」を主体に、「平」や「床」が書かれていた。

これらの文字は、遺跡内の様々な遺構から出土していることから、第4号掘立柱建物跡は、遺跡内で使用される供膳具を一括して管理、収納していた施設であると考えられる。周辺にある建物は、この第4号掘立柱建物跡を管理、運営するための施設であったのであろう。

Ⅳ期につくられた、第16号区画溝の南側の区画内には4軒の住居跡が検出されたが、区画内の西側は依然として大きな空白域となっている。第124号住居跡は、第12号区画溝に切られていると判断したが、出土遺物は本期に帰属し、新しい可能性もある。

なお、第124号住居跡の床面から2基の鍛冶炉跡（第6・7号鍛冶炉跡）が検出された。

第16号区画溝の北東に広がる、工人や農民層の居住空間と思われる地域は、さらに住居跡が増加し調査区の中央まで広がっている。

住居跡は第152号住居跡を中心とするもの、第158号住居跡を中心とするもの、第61号住居跡を中心とするものの3つのグループがみられる。

第155号住居跡東側の第1土壌群は本時期から、次期へと継続するものである。

東側は、第23・24号区画溝により明確に区画されるが、西側の第4号掘立柱建物跡、第53号住居跡を中心とする建物群との間は、遺構が希薄な部分がみられるものの明確な区画施設はない。

本期には、いままで遺構がみられなかった調査区中央に、第20号区画溝を中心とする遺構が出現するが遺構の密度は薄い。

第25号区画溝の南側に広がる貯蔵関連の建物群周辺は、にわかに活況を呈するようになる。

第50・53・55号掘立柱建物跡はⅣ期から継続し、さらに、第25号区画溝の東側に第54号掘立柱建物跡がつくられる。

第54号掘立柱建物跡は、2間×2間の身舎の三面に庇を設け、柱穴の掘り型は第50号掘立柱建物跡に比敵する大規模な建物である。身舎の内側や、庇部分に9基の土壌状の掘り込みがみられ、第724・725号土壌からは、第50号掘立柱建物跡同様に、須恵器大甕が据えられた状態で出土した。

第54号掘立柱建物跡の第5号柱穴からは、後述する火災により、被災した灰釉陶器が多量に出土している。

これら貯蔵施設を構成する建物群の南側に、本時期には住居跡が爆発的に現れる。

この住居群は、1辺3～4m前後と規模が揃っているが、2軒だけ飛び抜けて大型の住居跡がある。第197・223号住居跡がそれで、この2軒をそれぞれ中心とする、2つのまとまりに分けられるが、調査区外で繋がっている可能性がある。

第4土壌群周辺の住居跡は密に分布しているが、西に行くに従って薄くなり、第197号住居跡の西側は空白域となる。

第42号掘立柱建物跡はⅣ期から継続する。北側に2軒の住居跡が軸を揃えて並ぶ。

第13号区画溝に囲まれる区画内には、第138・139号住居跡がつくられる。2軒の住居跡は、区画内の第1～3号建物地業跡を避けていて、建物地業跡は本時期までは継続していたと思われる。

第138号住居跡からは、鍛冶関連の遺物が多量に出土し、床面から第13号鍛冶炉跡が検出されたことから鍛冶工房跡と考えられる。

鍛冶炉跡は、このほかにも、第4号掘立柱建物跡の西脇にある、第35号住居跡の床面に2基（第1・2号鍛冶炉跡）および、第124号住居跡（第6・7号鍛冶炉跡）、第14号竪穴状遺構（第14号鍛冶炉跡）から検出されており、これらの遺構は工房跡と思われる。

V期には、第20・23・24号区画溝が新たにつくられる一方で、Ⅲ期につくられた区画溝の一部はその機能を停止していたと考えられる。

V期は大規模な火災によって終わりを迎える。この火災によって焼失したと思われる建物は、第1～3号建物地業跡、第4号掘立柱建物跡、第50・55・54号掘立柱建物跡など調査区の全体におよぶ。

第4号掘立柱建物跡の多量の供膳具や、第50号掘立柱建物跡の須恵器大甕を始めとする貯蔵具が据えられたまま出土したのは、この火災のためである。

第54号掘立柱建物跡は前述の通り、かたづけと思われる灰釉陶器が柱穴から出土していて、火災後すぐに復興したと思われる。

中堀遺跡は被災後、復興を試みるが、再び本時期のような繁栄を取り戻すことはなかった。

Ⅵ期（第978図）

第15・22・27・31・32・36・45・69・76・89・97・105・112・118・120・126・129・133・135・136・142・146・154・160・163・166・169・175・182・190・193・198・207・211・219・222・224・225・226・228・231・

234・235・238・240・241・243・244・250・251・253・256・257号住居跡、第1・2・8・11・20・30・36・38・40・43・48・54・56号掘立柱建物跡、第7・14・16・21・23・24・32号区画溝、第20・31号溝、第55・107・109・113・131・150・163・198・345・346・378・381・464・501・686・688号土壌、第1土壌群が該当する。

復興の時期である。集落の様相は一変し、Ⅲ期から継続してきた、第1～3号建物地業跡、第12・13・22号区画溝、第50号掘立柱建物跡を中心とする貯蔵関連施設や、V期に供膳具を維持管理していた、第4号掘立柱建物跡周辺の建物群は消滅してしまう。

特に第1～3号建物地業跡があった区画は、中堀遺跡が廃絶するまで、二度と建物が建てられることはなかった。

火災から難を逃れたと思われる、第1・2号掘立柱建物跡は、第27号住居跡が非常に近接していて、本時期まで継続するか疑問もある。第7号区画溝の出土遺物や、東側を区画するように設けられた、第14号区画溝の存在などから、少なくともⅥ期前半までは存続していたと判断した。

第1・2号掘立柱建物跡の北側に展開していた建物群は、小規模になりながらも第11・20号掘立柱建物跡を中心に復興している。

また、倒壊した第4号掘立柱建物跡はかたづけられることもなく、その西側に第36号住居跡、第8号掘立柱建物跡などの建物がみられる。

この建物群は、V期に供膳具の維持管理にあたった施設に比べて貧弱で、本時期には工人や農民層などの居住域に変化したものと思われる。

逆にV期までは主にこれらの人々の居住域とされていた地域に、第30・40号掘立柱建物跡が出現し、こちらに第4号掘立柱建物跡に代わる施設が復興されたと考えられる。第40号掘立柱建物跡は、小規模ながらも総柱で西側に底をもつものである。

第16号区画溝と第23・24号区画溝の間に位置する第36・38号掘立柱建物跡は、遺物が少なく時期に不安が

残るが、第37号掘立柱建物跡の切り合い関係をもとに判断した。

第38号掘立柱建物跡は、梁行2間×桁行6間の細長い建物で比較的大型である。第36号掘立柱建物跡は、3間×3間の側柱の建物である。二棟の建物の北側には第31号溝が走る。

調査区中央の第21号区画溝は、Ⅴ期で消滅した第20号区画溝の南側に位置する。両者は一体となる可能性もあるが、第166・169号住居跡との重複関係から、第21号区画溝が後出すると考えた。

火災で焼失した、第50号掘立柱建物跡の西側に、第43号掘立柱建物跡を中心とする建物群が出現する。

Ⅴ期に比べてかなり小規模になるが、第50号掘立柱建物跡を中心とする建物群の役割を引き継いだものであろうか。

第54号掘立柱建物跡は、調査区の西側で、唯一同規模で復興された建物である。周辺にほかの遺構はまったくみられず、孤立している。

第43・48・54号掘立柱建物跡の西側は空白域を経て、住居跡が3～4軒を単位でまとまっている。配置に計画性なく、Ⅴ期にみられた大型の住居跡もみられない。

第253・256・258号住居跡は、調査区の東端に位置する。本時期にいたるまでまったく遺構のみられなかった空白域で、東側は第32号区画溝により区画される。第32号区画溝に平行するように、御陣場川の旧河道が検出されたことから、この区画溝は、集落の東端を示すものと思われる。

本時期には、被災後の復興を必死に目指している様子が見て取れる。火災の影響は深刻で、特に被災状況がひどい地域では、区画や倒壊した建物をそのまま放棄し、応急処置として、隣接地に小規模な建物を建てているという状態であったことがうかがえる。

Ⅶ期 (第979図)

第5・11・14・16・19・25・29・37・44・56・68・93・102・110・115・120・122・130・134・164・165・167・188・255号住居跡、第9・10・19・21・22・23・

25・26・28・31・32・33・37・41・48・52・54・58・59・62号掘立柱建物跡、第7・12・18・26・28・29号区画溝、第20・24・31号溝、第69・76・118・119・120・129・137・138・148・155・182・212・222・236・276・325・336・412・413・479・502・671号土壇、第2号井戸が該当する。

Ⅶ期には、Ⅵ期までみられた、調査区中央の空白域を境に、東西に竪穴住居跡群が営まれるという配置は大きく変化する。

調査区の東側は、火災後すぐに復興された第54号掘立柱建物跡をもとに、第26・28・29号区画溝により整然と区画される。

第58号掘立柱建物跡は、第29号区画溝の西端に位置し、梁行2間×桁行3間の身舎に四面の庇を設ける。規模はⅤ期に焼失した第55号掘立柱建物跡とほぼ同じで、ようやく大型の建物が復興したと言える。

この二棟の大型の建物のほかに、小型の掘立柱建物跡が第28号区画溝の東と西に二棟ずつ配置される。

第54号掘立柱建物跡と第52号掘立柱建物跡の間に位置する第188号住居跡は、4基のカマドを設ける工房風住居跡である。復興事業に関連した建物であったかもしれない。

整然と復興された東側に比べて、調査区西側では、区画はほとんど消滅し、第1・2号掘立柱建物跡も姿を消し、空白域となっている。

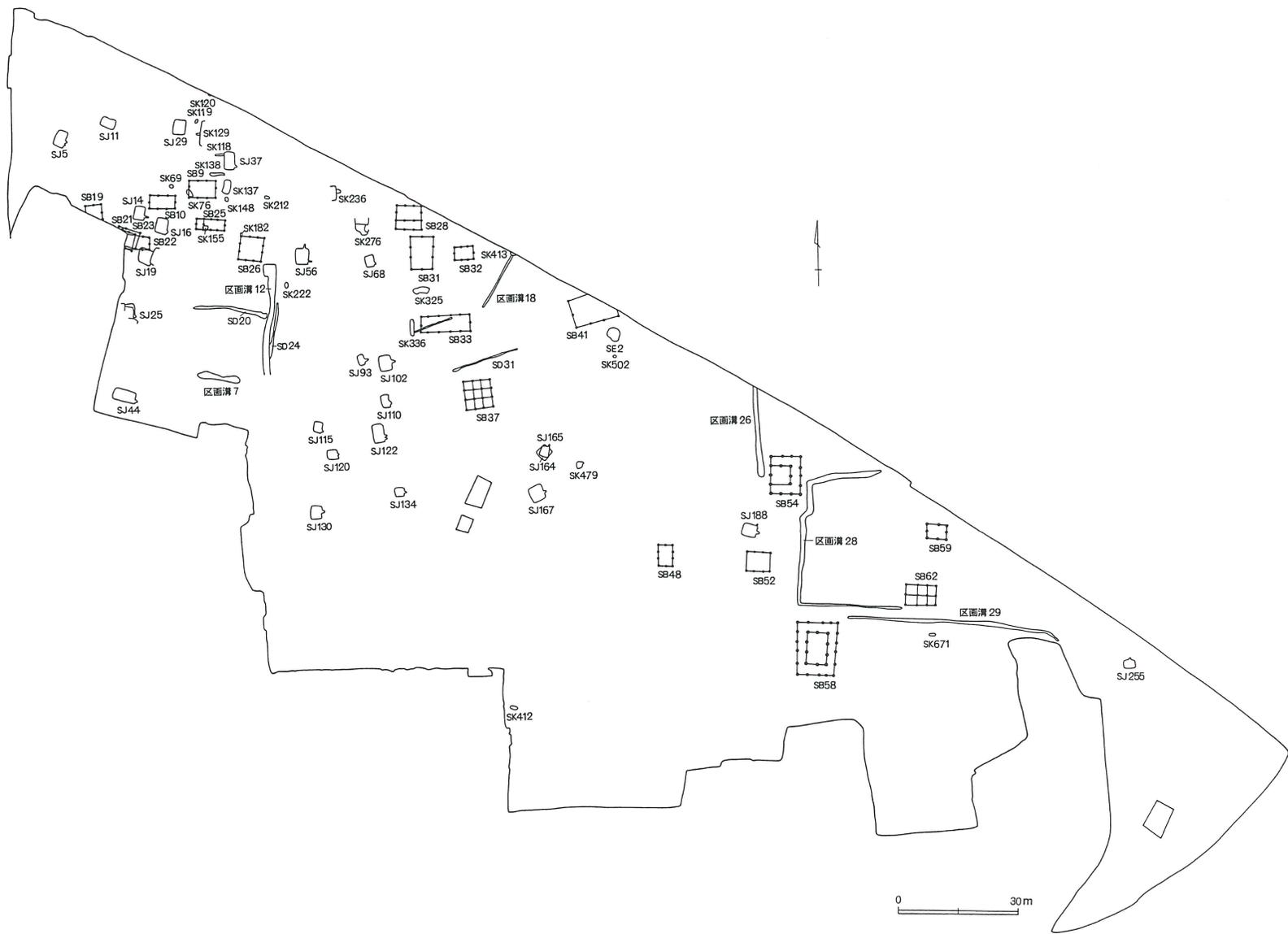
一方その北側には、第10号掘立柱建物跡をはじめとする、七棟の小規模な掘立柱建物跡と、住居跡からなる建物群がみられる。

建物は互いに重複していたり、近接していることから、簡易な建物を短期間に建て替えていったと考えられる。

掘立柱建物跡や住居跡の規模からは、貯蔵施設や有力者の館などは想像できない。農民層などの納屋や住居であった可能性が高い。

Ⅳ期以降区画の役割を担ってきた、第20号溝は本時期にも継続し、新たに埋まりかけている第12号区画溝を北に延ばして、区画を構成している。

第979图 第七期遺構分布图



この建物群の東側には空白域があり、Ⅵ期の復興建物である第30号掘立柱建物跡を引き継ぐように、第28・31・32・33号掘立柱建物跡が現れる。

これらの建物の南には第36・37号掘立柱建物跡に代わって、総柱の第37号掘立柱建物跡が、西側には第40号掘立柱建物跡に代わって、第41号掘立柱建物跡がつくられ、掘立柱建物跡群を構成している。

掘立柱建物群の南側には、住居跡だけのまとまりがある。第122号住居跡からは、羽口、トリベ、鋳型などが出土し、鍛冶工房であったと思われる。

Ⅶ期は住居の数がⅥ期より減少し、一見衰退傾向にあるように見えるが、第58号掘立柱建物跡や、整然とした区画、小規模な掘立柱建物跡群の出現など、復興が一段落した時期と言える。

Ⅷ期 (第980図)

第8・10・13・20・24・26・40・42・43・46・48・54・57・59・63・66・70・72・78・79・81・83・84・86・91・95・98・103・105・107・111・113・116・117・121・125・144・176・177・178・179・180号住居跡、第3・5・23・24・34・39・58・59・62・63号掘立柱建物跡、第1・12・18・19・26・28・29号区画溝、集石列、第1・3・4・5・6・7・8・41号溝、第3・9・11・34・114・126・128・173・196・261・265・373・433・672号土壇、第1・3号井戸が該当する。

復興が一段落したあと、再び住居跡が増加してくる。

Ⅶ期に居住空間であった調査区西側の地域は、梁行2間×桁行3間の身舎の四面に庇が付く、大型の第3号掘立柱建物跡を中心に、小規模な掘立柱建物跡と住居跡が不規則に配置される。この建物群の西側は、第1号区画溝とそれに平行する第1号溝により区画される。

Ⅶ期から継続する第12号区画溝の北側に、第1号井戸が掘られる。南に広がる住居群にも水を供給していたのであろう。

第1号井戸の南に広がる住居群は、小規模で密集している。西は第12号区画溝により区画され、東は第18・19号区画溝を側溝とする道路により区画される。

この道路の両側には、畝の痕跡が検出され、納屋と思われる第34号掘立柱建物跡も検出された。畝の痕跡は、調査区中央でも第39号掘立柱建物跡とセットになっている。

これらの住居群の最南端に位置する第121号住居跡からは、鍛冶道具をはじめとする農工具がまとめて出土した。この第121号住居跡の西側には、本時期に埋まりかけていた第12号区画溝に沿って、点々と鍛冶炉跡が検出されている。単独で検出されたこれらの鍛冶炉跡(第8～12号鍛冶炉跡)の時期決定は難しいが、第121号住居跡が鍛冶工人の居住施設と考えるならば、これらの鍛冶炉跡はⅧ期に属すると思われる。

調査区南には、第180号住居跡など5軒の住居跡がまとまっている。西への広がり是不明であるが、東側は調査区中央から延びる第41号溝により区画される。第41号溝の東側は大きく空白域となる。

調査区中央の空白域の東には、第58号掘立柱建物跡を中心とする掘立柱建物群が存在する。第54号掘立柱建物跡は姿を消すものの、第58・59・62・63号掘立柱建物跡、第26・28・29号区画溝など、ほとんどの遺構がⅦ期から継続する。また、Ⅶ期までみられなかった第3号井戸も掘られている。

特筆されるのは、今までに例をみない集石列の存在で、第26号区画溝とともに、調査区西側の居住空間から、掘立柱建物群を守るように、堅固な区画施設を構成する。

このような住居跡との明確な分離の傾向は、Ⅶ期からみられるものであるが、次のⅨ期には集石列は継続しない。

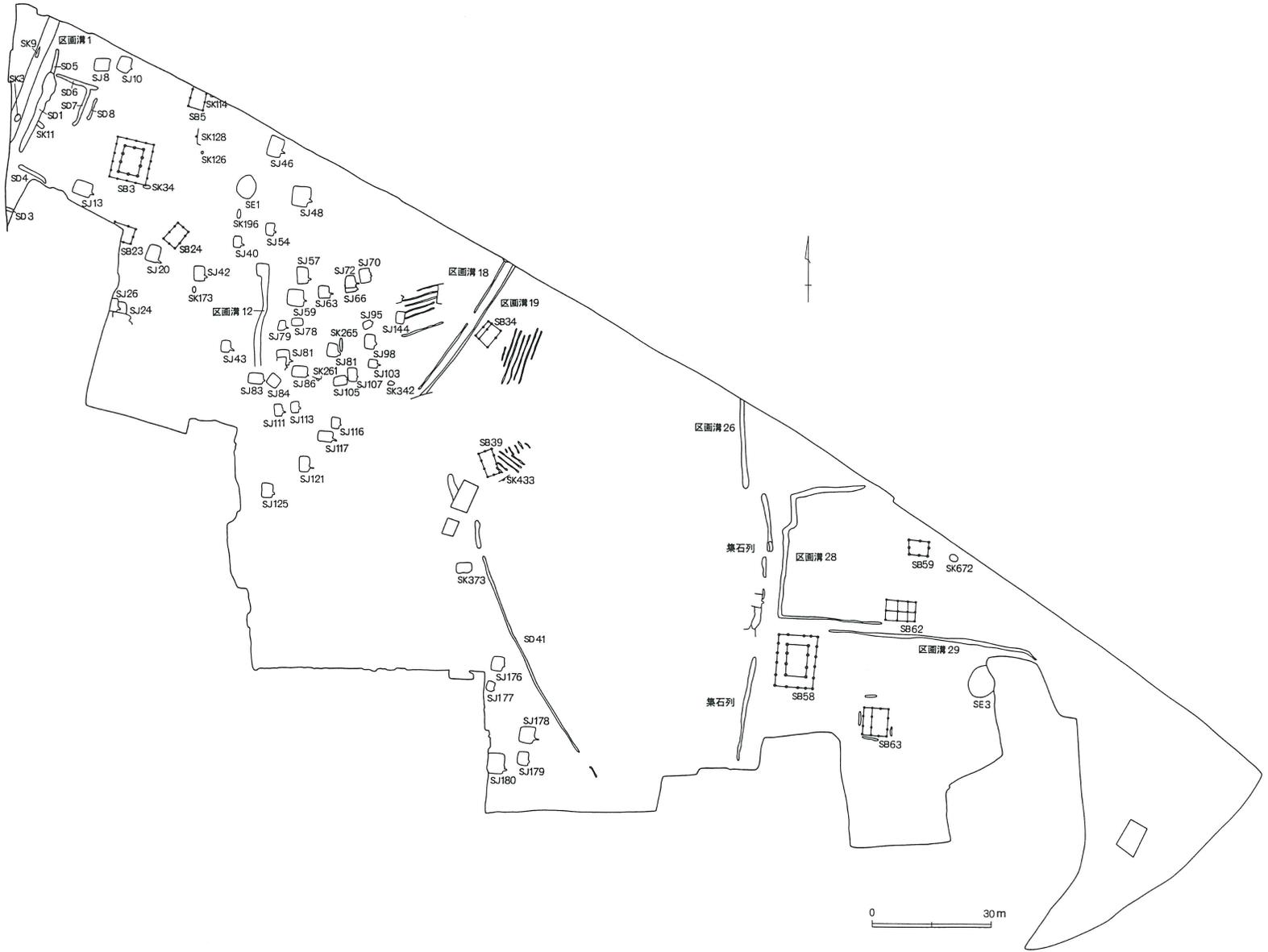
Ⅸ期 (第981図)

第6・7・9・51・71・77・82・91・94・103・104・109・123・143号住居跡、第5・6・15・16・21・23・24・27・60・61・64・65号掘立柱建物跡、第1・6・9・10・12・30・31号区画溝、第160・178・201・238・350・358・687・465号土壇、第1号井戸が該当する。

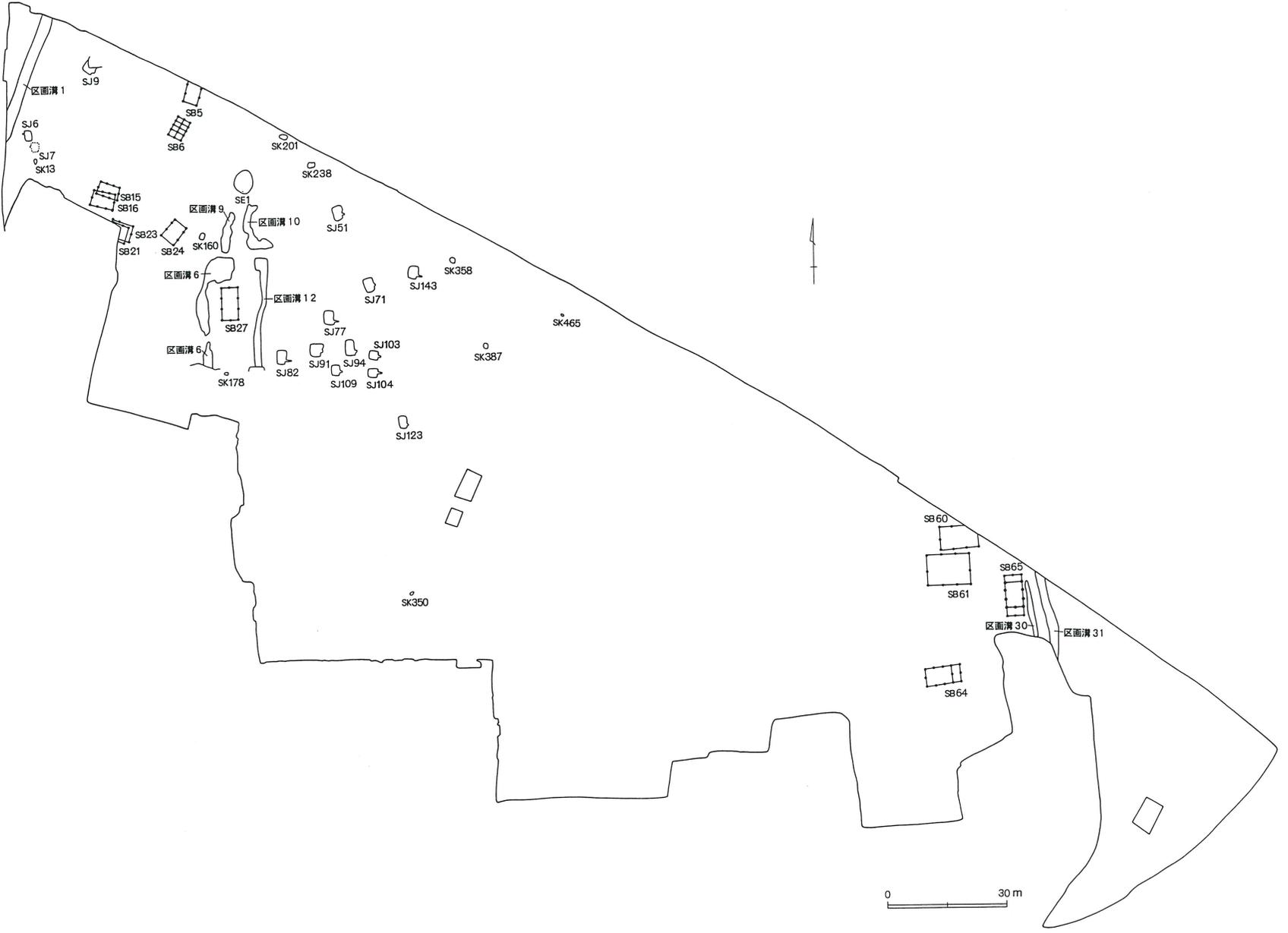
集落が再び衰退に向かう時期である。

調査区西端の第3号掘立柱建物跡はすでになく、小

第980图 第Ⅷ期遗物分布图



第981图 第Ⅰ期遗物分布图



規模な掘立柱建物跡と少数の住居跡が不規則に並ぶ。

第27号掘立柱建物跡は、周囲を第6・12号区画溝により区画される特別な建物であったようで、第1号井戸に向けて、第9・10号区画溝がさらに延びる。

これら調査区西側の建物群は、西側を第1号区画溝により区画され、東側は第10・12号区画溝により区画される。

第12号区画溝の東側には、小規模の住居跡だけで構成されるまとまりがあるが、Ⅷ期に比べて、住居跡は激減している。

第123号住居跡を最後にそこから東には、まったく建物はみられなくなり、100 m以上離れて、ようやく第61号掘立柱建物跡に辿り着く。

第61号掘立柱建物跡をはじめとする四棟の建物は、Ⅷ期までのように散在するのではなく、狭い範囲にまとまっている。東側は第30・31号区画溝により区画されるが、西側にはⅧ期の堅固な区画施設がうそのように、

まったく区画施設を設けない。

Ⅸ期には東側の掘立柱建物群、西側の建物群ともに急速に縮小し衰退してしまう。

以上、中堀遺跡の変遷を概観してきか、最後に簡単にまとめてみると、中堀遺跡は、成立当初から計画的に区画を設け、その区画ごとに役割が明確化されてきたと考えられる。

そして一つの大きな経営体として、国府にも劣らない規模の建物をつくり、また多量の灰釉陶器や緑釉陶器の出土にみられる、流通の拠点へと成長して行き、その繁栄の頂点であるⅤ期に大火災を被る。

この大火災のあとも、懸命に復興を行い集落の維持に努め、規模を縮小しながらも、その後100年にわたり集落を維持する。しかし、200年の長きにおよんだ集落の歴史もⅨ期を最後に幕をおろすのである。

(2) 住居跡とカマド

1 住居跡について

中堀遺跡では、平安時代の竪穴住居跡が258軒検出された。これらの住居跡を、平面プランとカマドの付設位置により形態分類を行った(第IV章第30図参照)。258軒のうち分類可能な住居跡について、形態ごとに集成したのが第984~989図である。

以下、形態ごとにその特徴を述べてみたい。

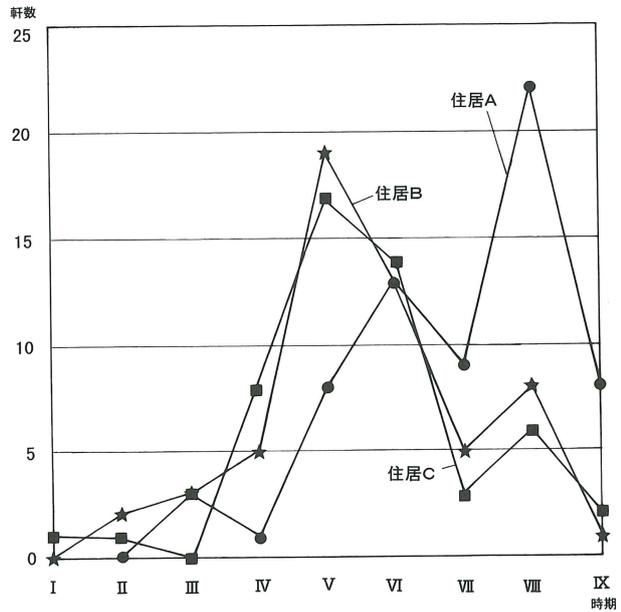
A型(第984・985図)

住居跡の平面形が長方形で、長辺にカマドが設置されるものをA型とした。

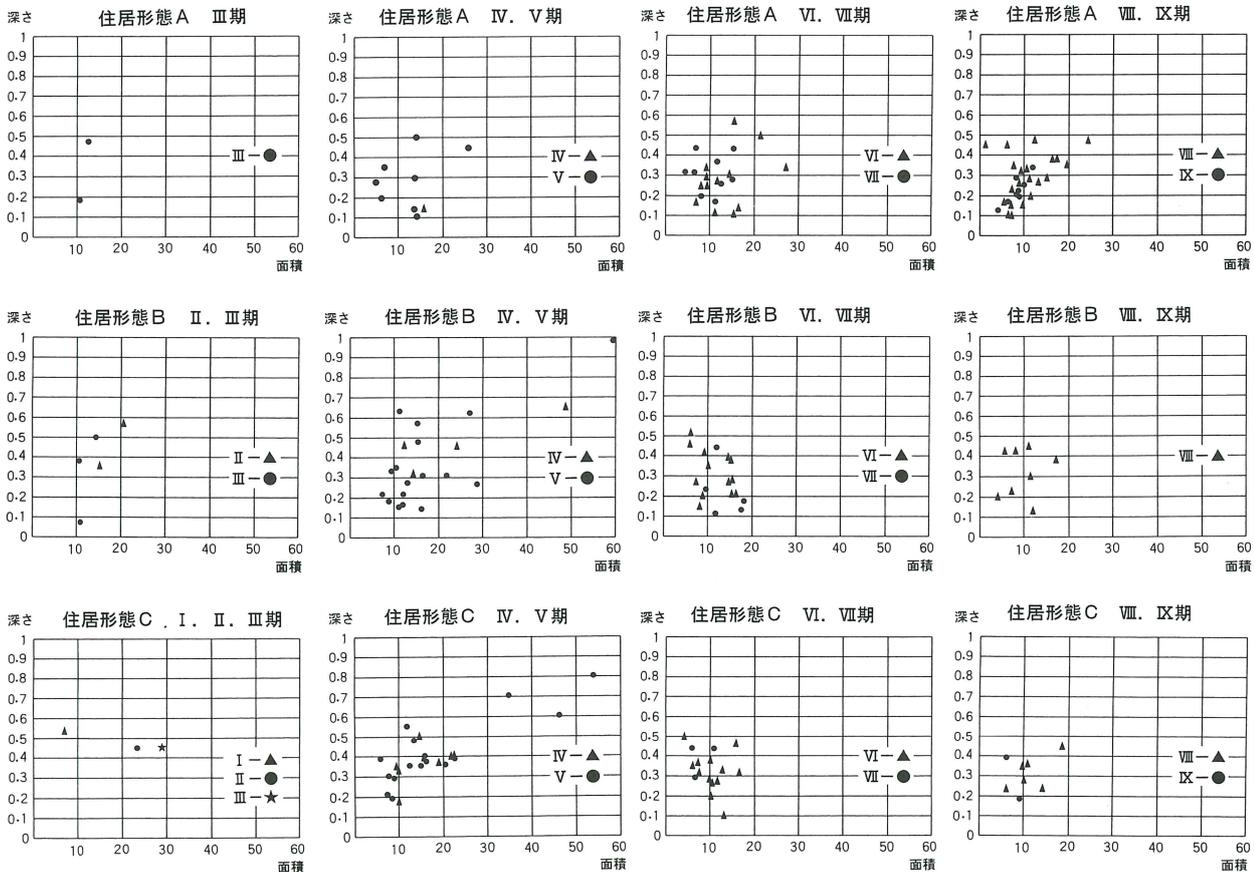
A型に分類されるものは66軒である。

第983図は、住居の規模を示したグラフである。X軸を面積、Yを深さとしている。この図によれば、A型には面積が面積 30m^2 を超えるものはみられない。

第982図 住居形態別グラフ

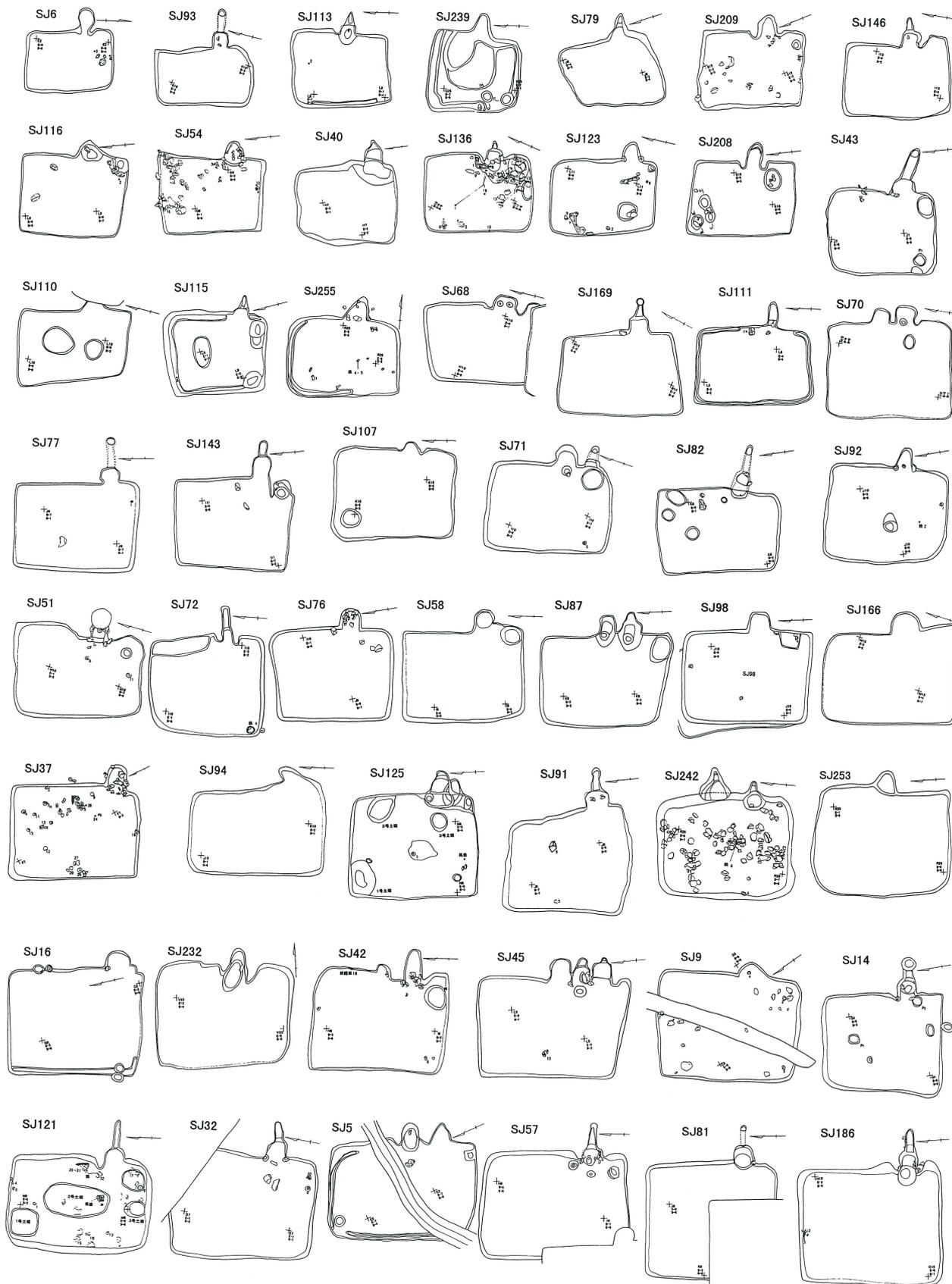


第983図 時期別住居規模



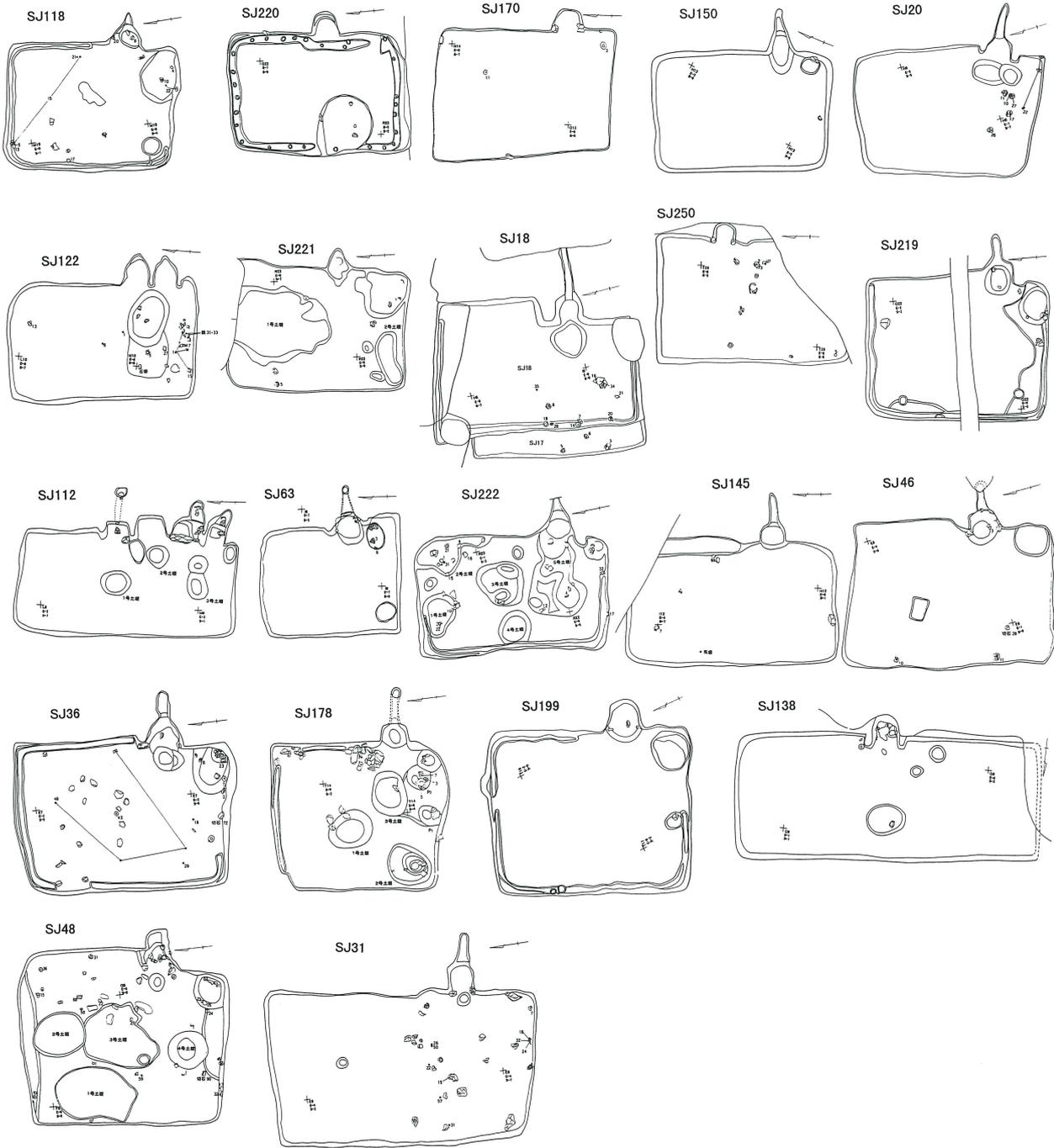
第984图 住居跡集成图 (1)

住居形態A



第985図 住居跡集成図(2)

住居形態A



また、深さも0.5m以上のものはわずかに3軒だけである。

時期的にはⅢ期に2軒、Ⅳ期に1軒と、9世紀中葉までは、非常に少ない。Ⅴ期以降一定量確認されるようになる(第982図)。

また、B・C型と異なり、最大のピークをⅧ期にも

つ。

Ⅴ期に2軒、Ⅵ期に3軒、Ⅷ期に1軒やや規模の大きな住居跡がみられ、この時期には、大型と小型の二者があったと思われるが、B・C型のように、突出するほど大規模な住居跡はみられなかった。

A型が最も多く検出されたのはⅧ期で、22軒とⅧ期

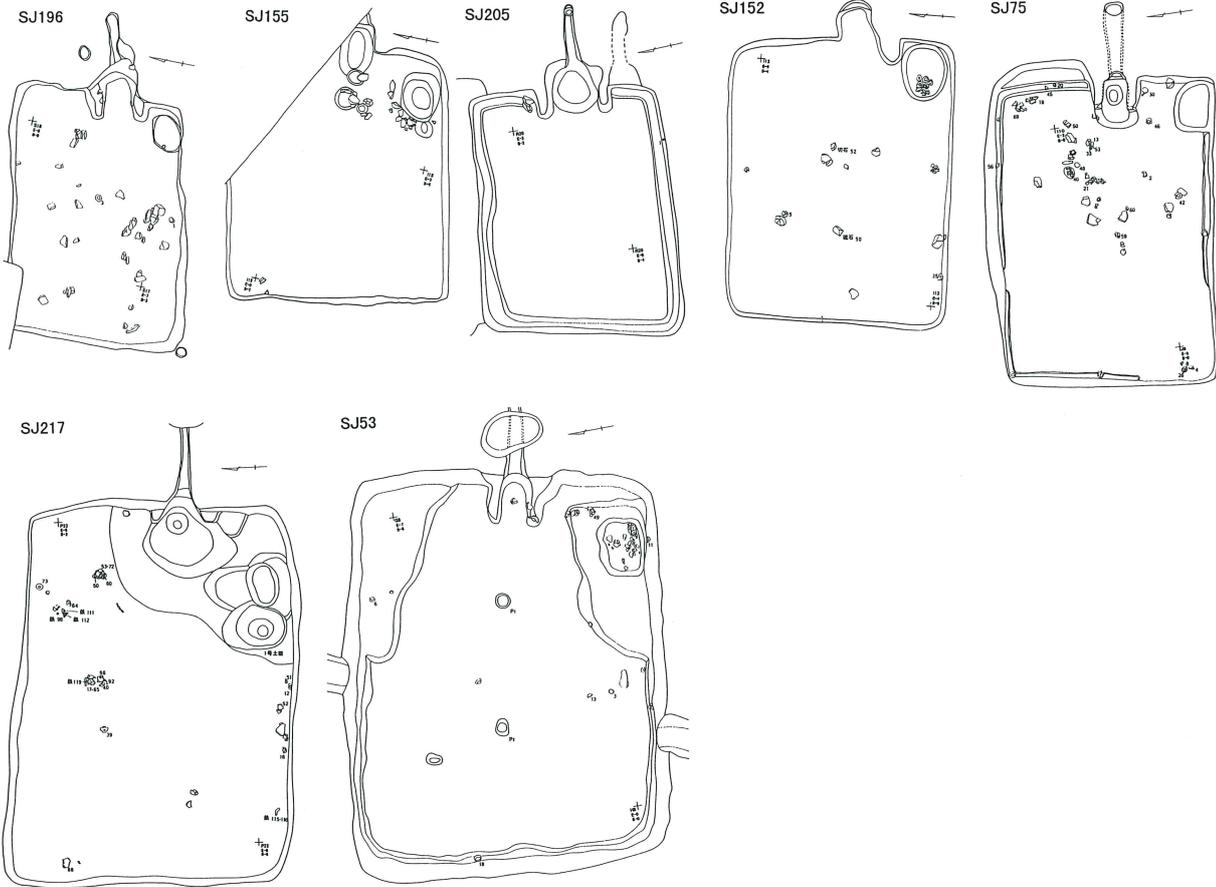
第986图 住居跡集成图 (3)

住居形態B

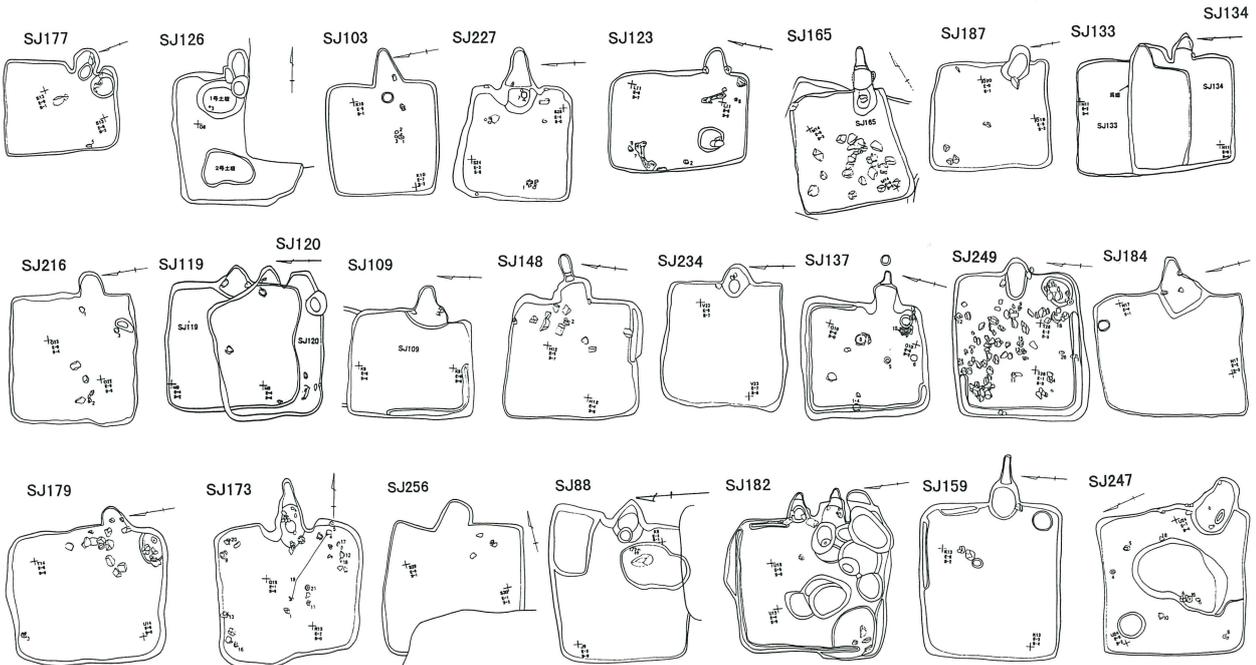


第987图 住居跡集成图(4)

住居形態B

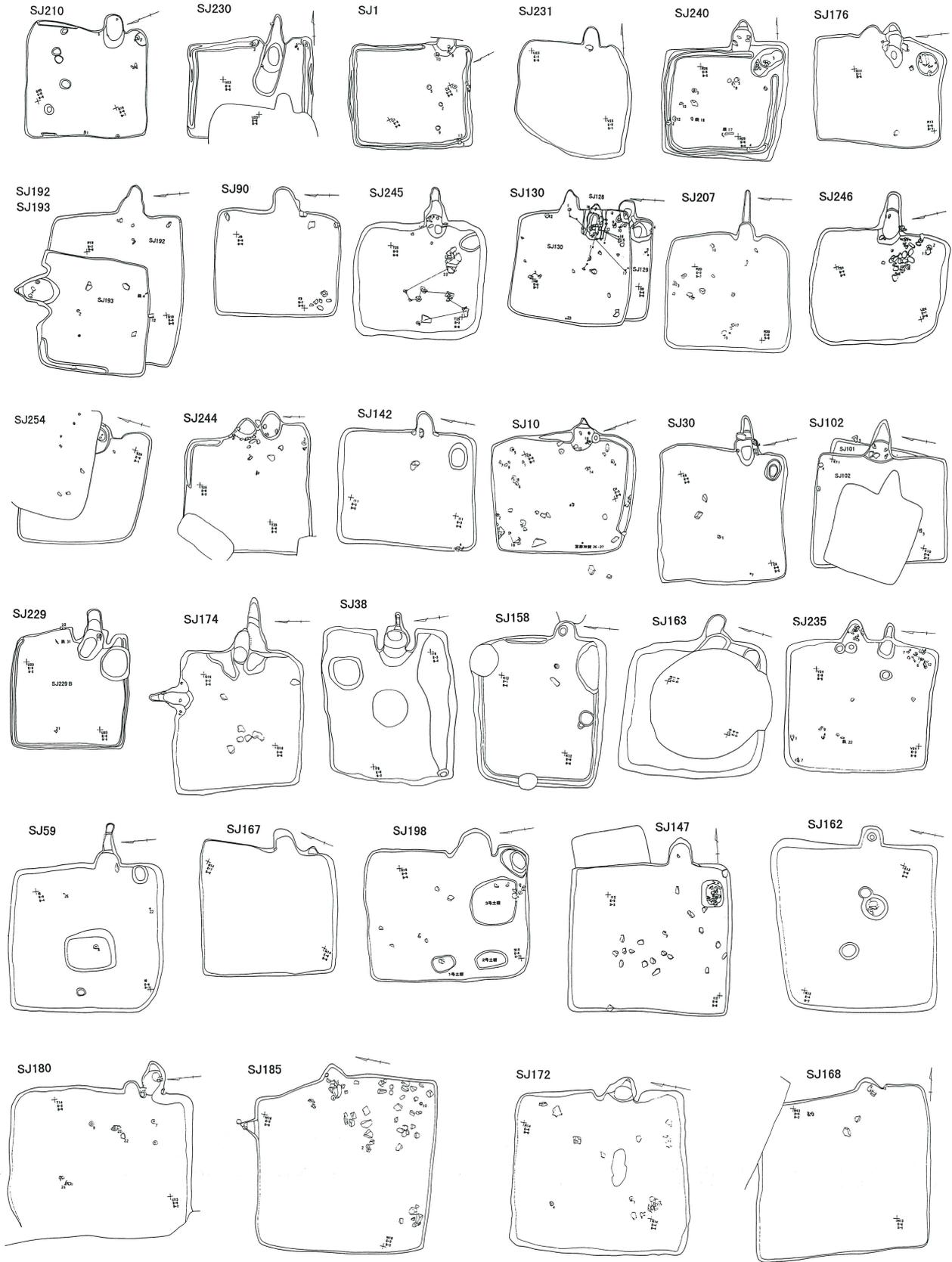


住居形態C



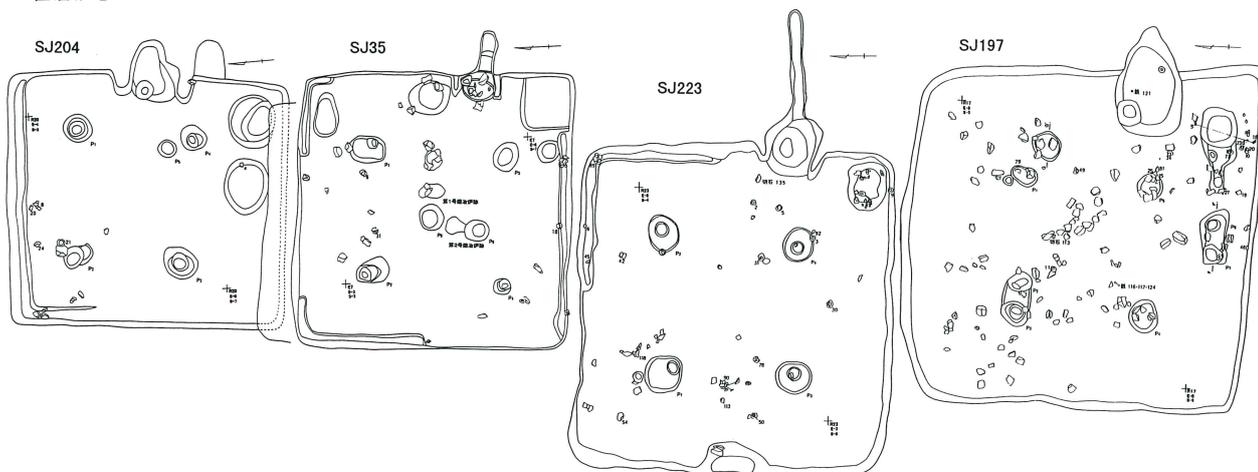
第988图 住居跡集成图(5)

住居形態C

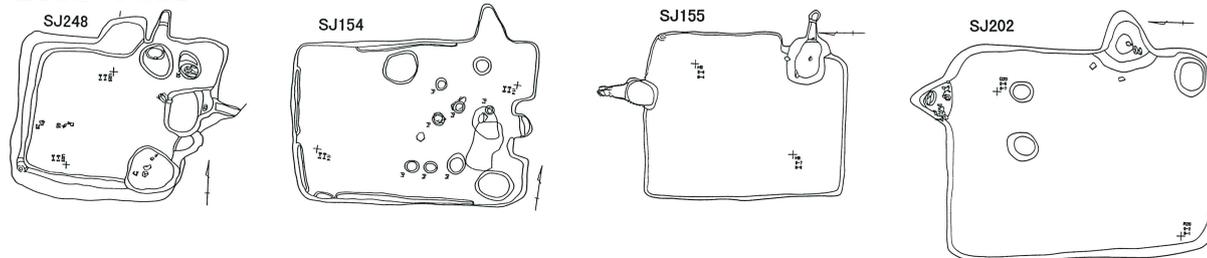


第989図 住居跡集成図(6)

住居形態C



住居形態AまたはB



36軒中の61%を占める。

B型 (第986・987図上)

住居跡の平面形が長方形で、短辺にカマドが設置されるものをB型とした。

B型に分類されるものは63軒である。

面積30㎡以下、深さ0.6m以下に分布の中心がみられるが、深さ0.5mを超えるものも8軒ある。また、散布図上で突出する、非常に大きな住居跡が2軒検出された(第983図)。

時期的にはⅡ期～Ⅳ期までは5軒以下と少ない。Ⅳ期には1軒だけ、非常に大規模な第217号住居跡がみられた。面積48.68㎡、深さ0.65mで、Ⅳ期最大の規模である。

Ⅴ期になると19軒と急激に増加する。規模の分布状況に、あまりまとまりはみられず、特定の規模に分布が集中しないという特徴がある。

Ⅳ期同様に大規模な住居跡が1軒検出された。面積

59.60㎡、深さ0.9mの第53号住居跡で、面積、深さとも、中堀遺跡最大の住居跡である。

B型はⅤ期をピークに急激に減少し、Ⅹ期では規模の分かる住居跡は1軒も検出されていない。また、Ⅳ・Ⅴ期にみられた大型の住居もⅤ期以降みられない。

C型 (第987下・988・989図)

住居跡の平面形がほぼ正方形のものをC型とした。

C型に分類されるものは53軒である。

面積25㎡以下、深さ0.5m以下に分布の中心はみられるが、深さ0.5mを超えるものも5軒みられた。また、B型同様に、非常に大規模な住居跡が3軒検出された。

時期的には、Ⅰ～Ⅲ期(Ⅲ期の散布図がないのは、規模の分かるものがないためである)には2軒以下と非常に少ないが、Ⅳ期になると8軒と増加し、Ⅴ期には17軒とピークに達する。

このⅤ期には、大規模な住居跡が3軒検出された。

第35号住居跡は面積34.63㎡、深さ0.7m、第197号住居跡は面積53.42㎡、深さ0.8m、第223号住居跡は面積46.01㎡、深さ0.6mである。

大型住居跡はV期以降減少し、VI期以降みられない。C型の大型住居跡にみられる、このような傾向はB型と類似している。

またB・C型は、A型よりも深いものが多く、面積もやや広い。さらに、圧倒的に規模の大きなものが少数存在し、いずれも中堀遺跡において、爆発的に竪穴住居跡が増加するIV・V期に集中する。

住居形態の増減を示した第982図からは、A型とB・C型とでは、ピークに差があることが見て取れる。

A型はIII期以降、多少の増減があるが次第に増加していき、VIII期にピークをもつ。

B・C型はI期からIV期までわずかに増加しながら推移し、V期で一気に増加しピークを迎え、その後急激に減少していく。

A型とB・C型は、VI期にほぼ同数となり、その後はA型が主体となる。このことから、VI期を境に住居の形態が大きく変化したことが想像でき、VI期は画期といえる。

この画期が意味するところについては、古代における住居構造の研究があまり盛んではない現状では多くを語ることはできない。しかし、群馬県上野国分寺・尼寺中間地域の調査では、竪穴住居跡の形態を細分して、その特徴を述べている(桜岡1987)ので、中堀遺跡と比較検討してみる。

桜岡氏によると、中間地域では住居形態には、中間地域III期(7世紀後半)と中間地域IV期(8世紀初頭)の間に画期が認められるとし、IV期以降に中堀遺跡でA型とした横長プランの住居跡が出現することを指摘している。中間地域ではこのA型がその後住居形態の主体となって11世紀段階にまで継続するとのことである。

また中堀遺跡でB・C型とした縦長や正方形プランの住居跡は7世紀代からみられ、中間地域IX期である10世紀前半まで継続する。このB・C型は、10世紀後

半から11世紀前半である中間地域X期にはみられなくなると指摘され、IX期とX期の間にも画期を認めている。

中堀遺跡ではA型は中堀V期(9世紀第IV四半期)以降急速に普及し、中堀VI・VII・IX期(10世紀第II・III・IV四半期)に主体となる。中間地域では8世紀段階から住居形態の主体となっていることから、異なった様相を示すといえる。

中堀遺跡周辺ではどうであろうか、本庄市大久保山遺跡を例にあげてみる。

大久保山遺跡は丘陵地帯に古墳時代から営まれる集落である。

住居跡は重複が激しく、全容が把握できるものは少ない。しかし、形態分類が可能な住居跡41軒をみると、横長のA型は9世紀前半まで散発的にみられるが、その後9世紀末まではみられず、中堀VI期に該当する10世紀第II四半期以降に、最も多い住居形態としてみられる。

このようにみえてくると、A型の住居跡は、上野国府周辺では多少の増減はあるが、8世紀以降主流であるのに、中堀遺跡周辺では、10世紀前半以降に一般化する住居形態であることがわかる。

10世紀前半の中堀VI期以降は、煮炊具の主体が土師器甕から吉井型羽釜へ変化するなど、上野で生産された土器が、北武蔵北部に多量に供給されてくる時期である。

土器の上からもみられる上野との繋がりの深化が、住居形態にも反映している可能性があり、住居形態の変遷からは、10世紀前半以降に上野の影響のもと、生活様式が大きく変化したことがうかがえる。

中堀遺跡の住居形態からみられる特徴は以上であるが、次に住居の構造について考えてみたい。まず始めに支柱穴を取り上げてみる。

検出された住居跡258軒のうち、4軒を除いて支柱穴が検出されなかった。覆土が地山に類似していて確認が困難であったこともあるが、中堀遺跡の特徴として、支柱穴がほとんどみられないという点が指摘でき

る。

支柱穴が検出されたのは、第35・197・204・223号住居跡の4軒だけで、住居形態はいずれもC型である。また、この4軒は面積が29㎡以上の大型のものである。同じように30㎡を超すB型の、第53・75・217号住居跡では支柱穴が認められない。

第53号住居跡では棟方向にピットが2基検出されているが、いずれも小規模で、支柱穴とは呼べない。このことはB型とC型の上屋構造の違いを推定させるものである。

住居跡の構造の違いは、支柱穴の有無だけではなく、竪穴住居跡の深さにも表れている。

発掘調査により検出される遺構の深さは、遺構確認面の深さにより左右されるため、検出された遺構本来の深さが把握できる例は稀である。

このことが、竪穴住居跡の構造がすべて同じであるという錯覚を生んでいるような気がする。

中堀遺跡の調査では、近接する竪穴住居跡で著しく深さが異なるものがみられた。

特に顕著なのは、調査区西側に位置する、大型の第223号住居跡とその周辺の第220・221・222号住居跡である。

これらの住居跡は、互いに接するように配置されていることから、同時期に存在したとは考えられない。土器の上からは、第222号住居跡がⅥ期になるほかは、Ⅴ期と思われ短期間に次々に営まれてものである。

第223号住居跡は深さが0.6mと深いが、ほかの住居跡は0.1～0.15mと、0.5m近く浅いのである。

第223号住居跡には前述のように支柱穴が検出されたが、ほかの住居跡からは検出されなかった。また、第220号住居跡では、壁溝が検出され、その中から、壁柱穴といわれる、小穴が多数検出された。

このように近接する竪穴住居跡でも相違点が多く、住居跡の構造が違う可能性がことが考えられる。

住居跡の構造が一樣ではないのと同様に、その性格も、すべての住居跡が同じであったとは考えられない。

第983図をみても、10㎡に満たない住居跡が多く存

在する一方で、50㎡に達するような大型のものもみられるのである。

小規模なものは、そこで複数の人々が寝起きをしていたとは考えにくく、釜屋などとして使用されていたものであろう。また、大型の住居跡はそれぞれの建物群の核となるように配置されていて、単なる居住空間として存在していたとは考えにくい。

出土遺物から住居跡の性格をうかがうことは残念ながら困難であったが、中堀遺跡の住居跡は、様々な構造と多様な性格があったと考えられるのである。

また、住居跡の形態が時期により変化することが、住居構造の違いを示すと考えれば、Ⅷ期にみられるA型の急増という住居形態の変化は、急速に普及する羽釜の使用など、土器様相の変化とも関連していると考えられる。

以上のように、竪穴住居跡は当時の社会情勢や集落の性格により様々な形態を生み、変化していったと思われるのである。

2 カマドについて

中堀遺跡から検出された竪穴住居跡258軒ののほとんどにカマドが付設されていて、その数は256基にのぼる。

一般的にカマドは住居廃絶後の耕作や削平により使用時の状態が分かるものはほとんどない。さらに中堀遺跡では、カマドの構築材が住居跡覆土と近似していて、良好な状態で検出されたカマドは少ない。しかし、補強材や支脚として石材が多用されており、その出土状況などから、使用時の状態をある程度推定することが可能である。

カマドの形態分類とその特徴

中堀遺跡のカマドは残存状況が悪いため、上部構造の形態復元までを想定して分類せずに、掘りあがった状態での形態で分類した(第IV章第30図参照)。

A—煙道が壁外に細長く伸びるもの

B—煙道が細長く伸びないもの

C—燃焼部から煙道までが細長く、舟底状のもの

A・Bは燃焼部の位置から以下の2つに細分できる。

I—燃焼部を竪穴外に造るもの

II—燃焼部が竪穴内に造るもの

また、Aについては煙道の長さにより、長いものをa、短いものをbとすることとした。

以上の分類にもとづいて、検出されたカマドを並べてみたのが第991～995図である。なお、図では分類可能なカマドだけを掲載した。

A型に分類できるものは75基である。このうち、燃焼部が竪穴外に造られるA I型が68基と大部分を占める。A I型のなかでは、煙道の長いaが、31基と最も多いが、長さが不明で、aかbか分類ができないものも29基あり、長いものが主体となるとは一概には言えない。

また燃焼部を竪穴内につくるA II a型は7基検出されたが、このうち3基は住居形態B型の大型住居跡、上位3軒（第53・75・217号住居跡）に付設されたカマドで、大型住居の構造が類似していたことを示している。

A型のなかで、掛け口の数が推定できたものは18基で、一つ掛けが7基、二つ掛けが11基と二つ掛けが多

い。

時的には、V・VIとVIII期にピークがみられるが、VIII基が19基と最も多く、B・C型とは異なる。

B型に分類されるものは108基と最も多い。なかでも、B I型が105基と圧倒的に竪穴外に造るものが多い。

B型のなかで、掛け口の数が推定できたものは15基で、一つ掛けが6基、二つ掛けが9基である。

時的には、V・VI期にピークがみられ、住居跡の増減傾向とほぼ一致する。

C型に分類されるものは、15基と最も少ない。また、C型のなかで、掛け口の数が推定できたものは1基もみられない。しかし、C型は燃焼部の幅が狭いことが特徴であり、ほとんどが一つ掛けであったと考えられる。

袖部

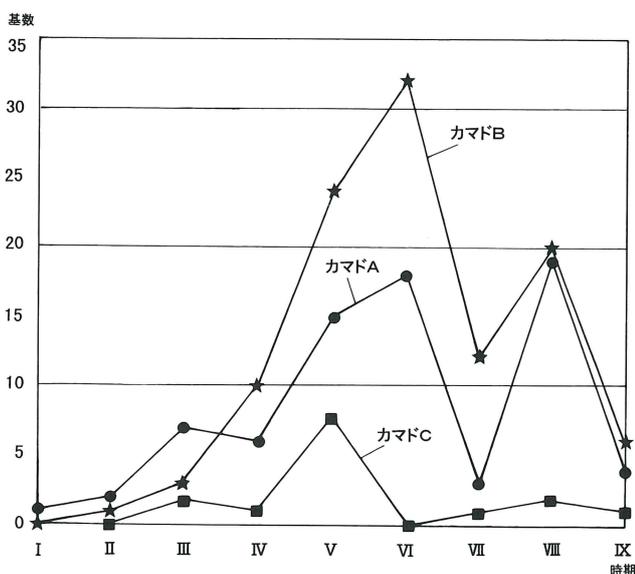
カマドの袖部は、基本的には地山土を利用した造り付けの袖である。その他、2軒だけであるが、第75・174号住居跡では茶褐色の粘土を構築材として使用していた例がある。

袖の先端と思われる部分には、補強材として石材が使用されていたものが多く、袖石が確認されていなくても、袖石の設置されていた部分が浅くピット状に窪んでおり、その痕跡が認められた。なお、土器を袖の補強材として使用していた例は検出されなかった。

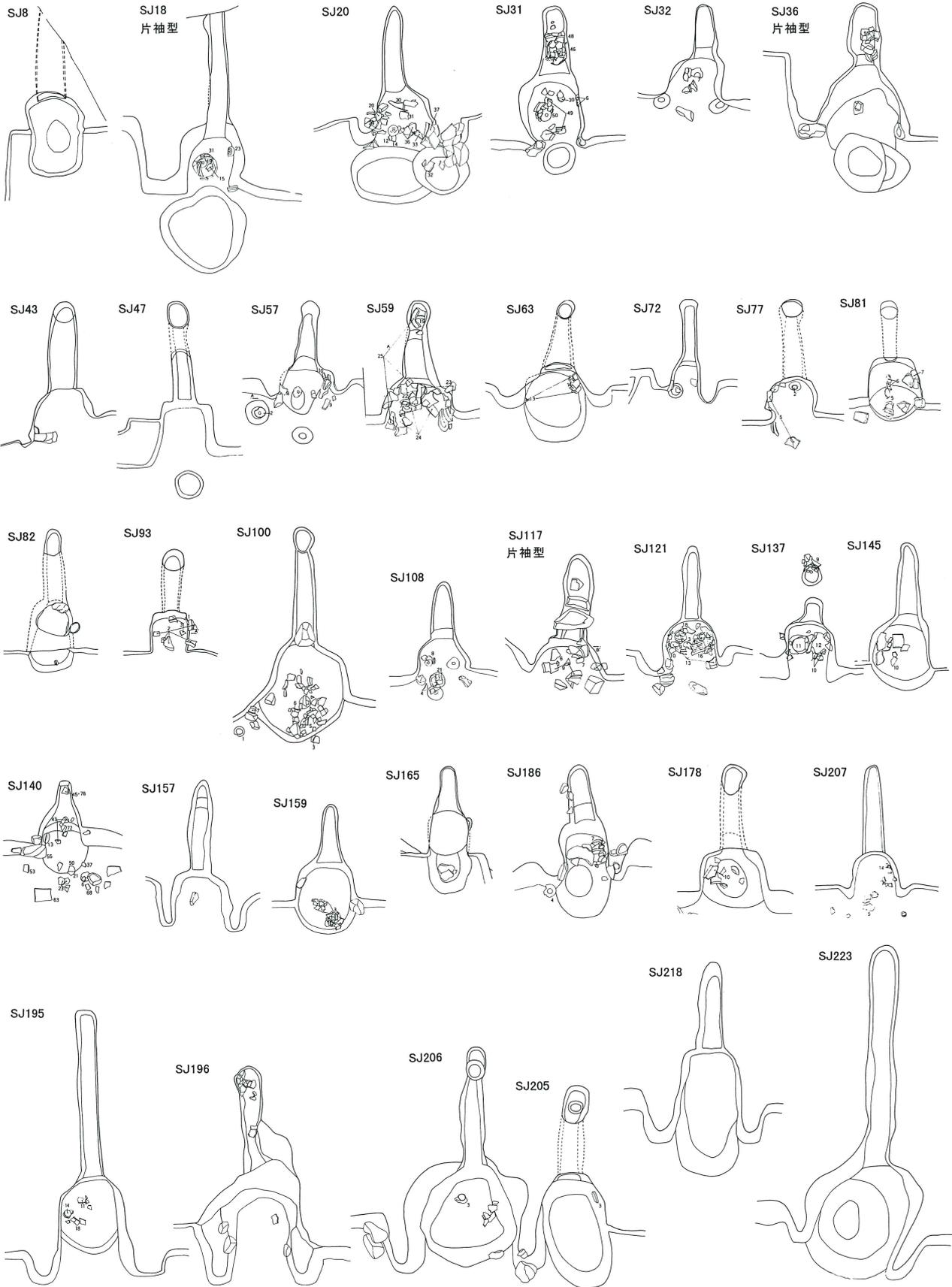
袖石には2者があった。ひとつは川原石を未加工で利用するもので、遺跡の立地が御陣場川の氾濫原であることから容易に入手できたものである。この川原石を利用したものが最も多い。

もうひとつは凝灰岩の切石を使用していたものであり、第27・35・75・147・174・185・229・241号住居跡のカマド内から出土した。特に第75・147号住居跡では使用時の状態で検出されていて、第75号住居跡の切石は長さ約40cm、幅約16cm、厚さ約7.5cmと大きなものであった。これらの凝灰岩は丘陵地帯で採掘されるものであり、川原石のように簡単に手に入れられるも

第990図 カマド形態別グラフ

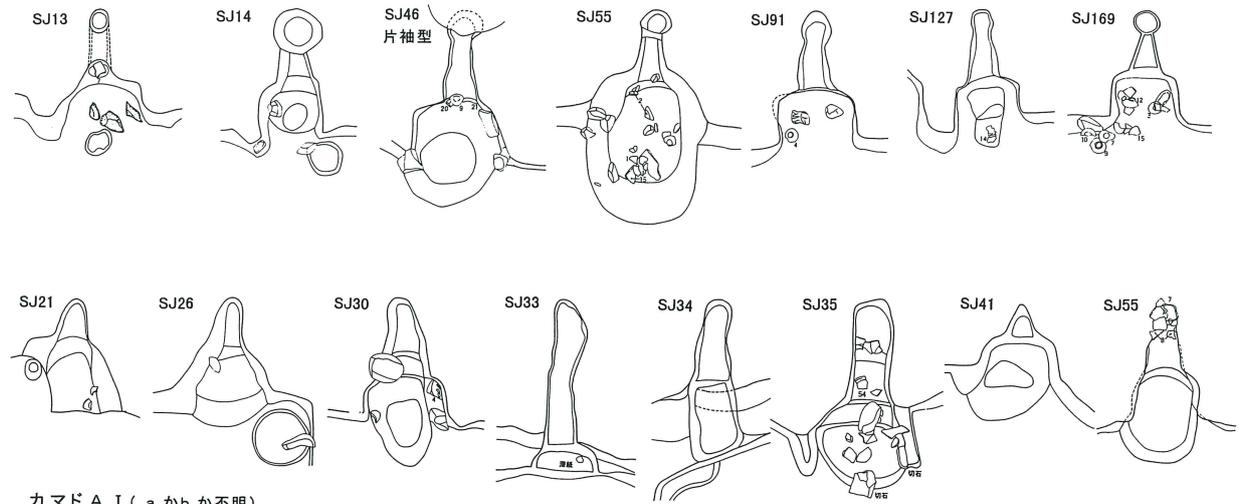


第991図 カマド集成図(1)

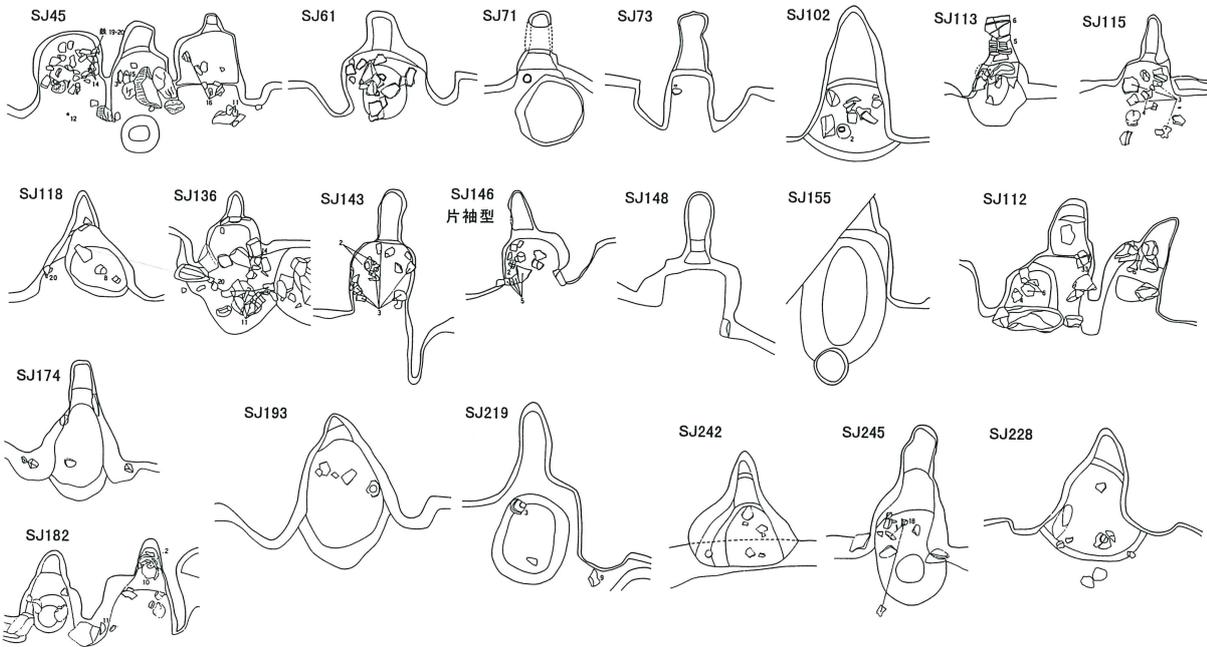


第992図 カマド集成図(2)

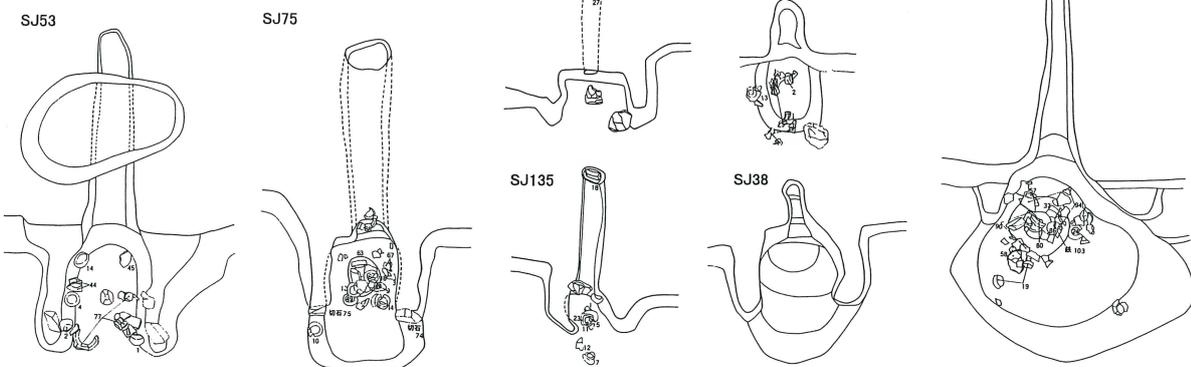
カマド A I b



カマド A I (a か b か不明)

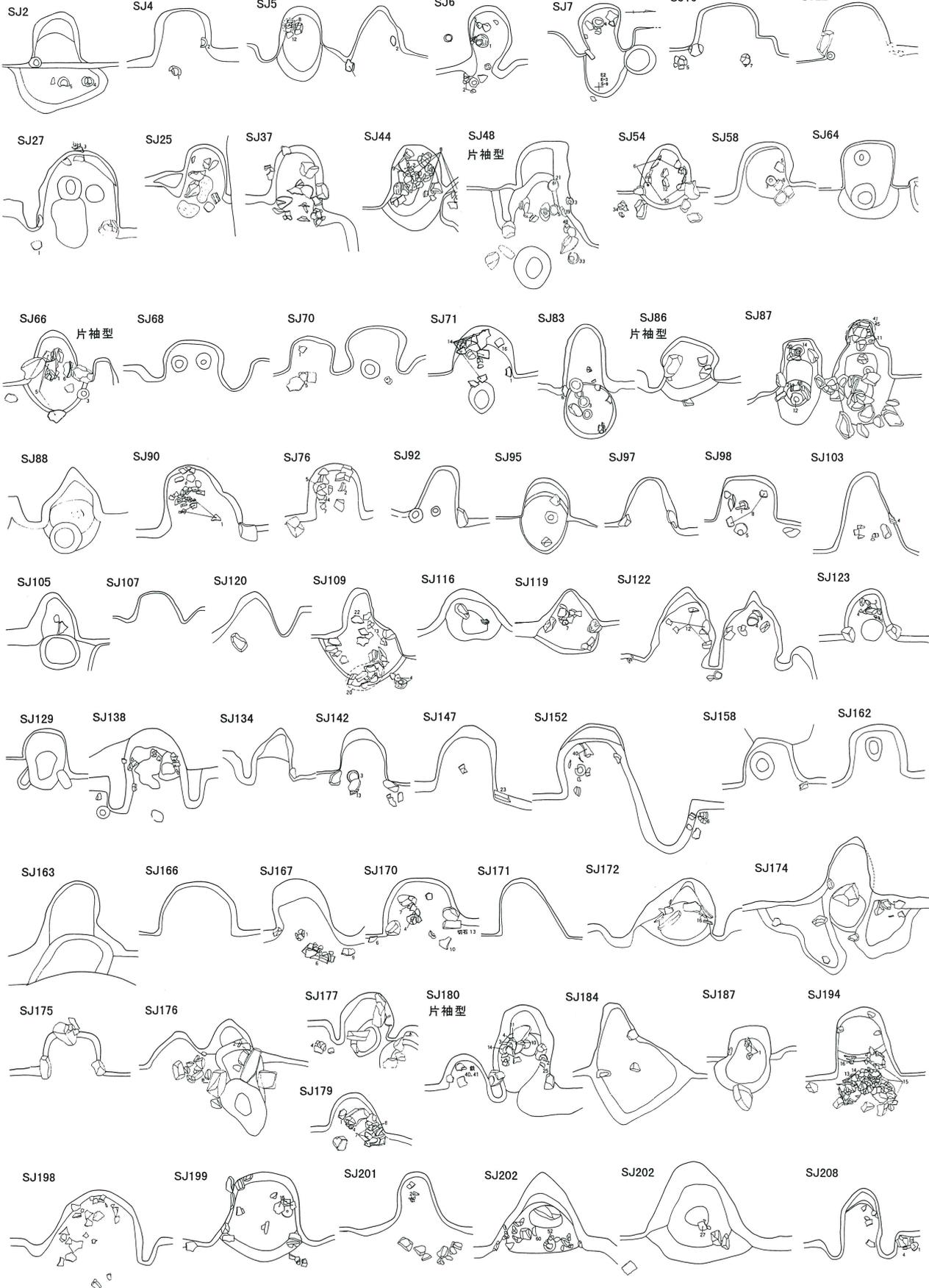


カマド A II a



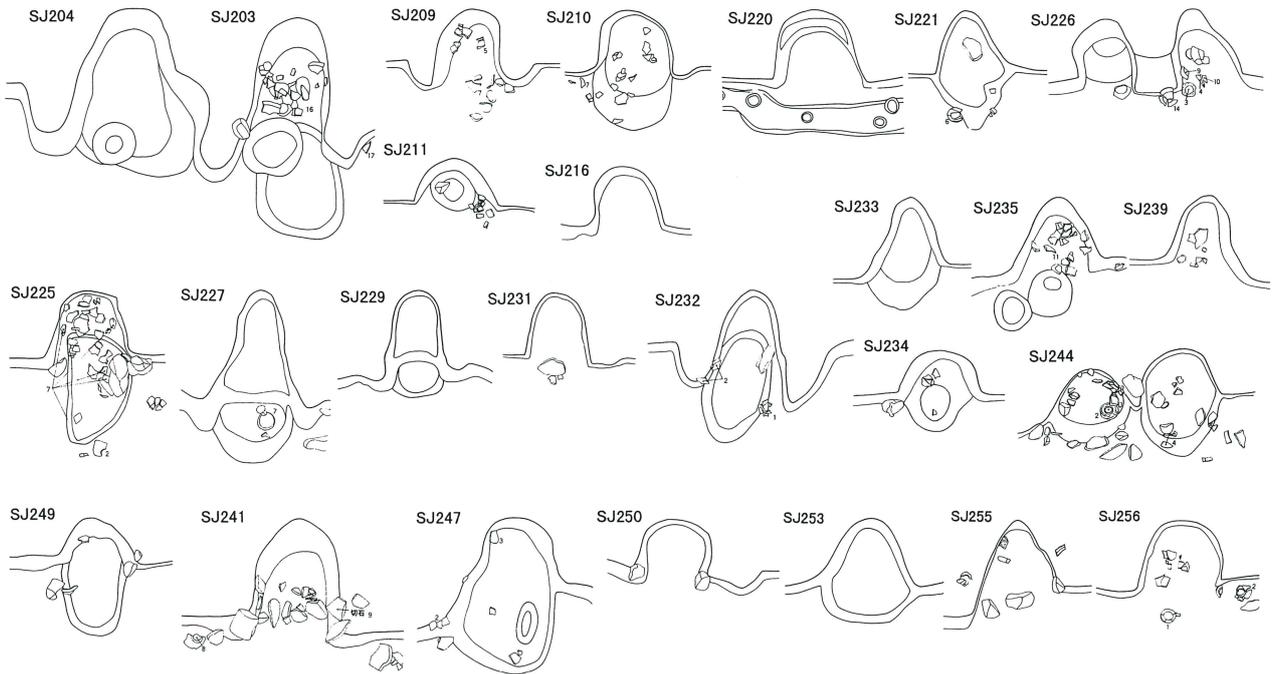
第993図 カマド集成図(3)

カマドB I

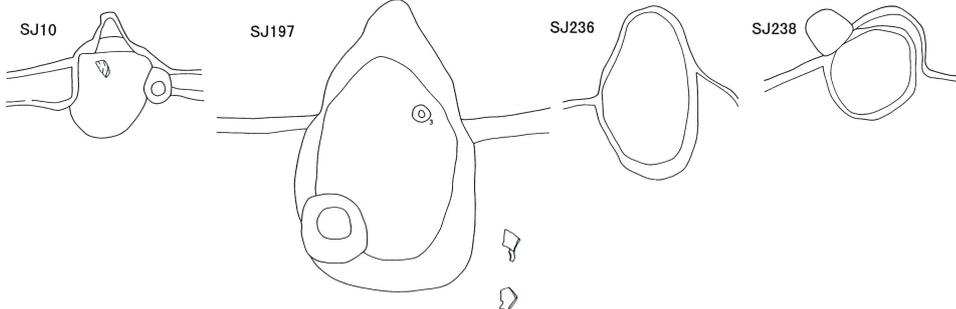


第994図 カマド集成図(4)

カマド B I



カマド B II



のではない。切石はいずれも風化が激しくもろいが、鑿のような工具で、きれいに直方体につくられており、切り出しから流通までの生産流通機構が存在していたと思われる。

第996図は、凝灰岩の露頭場所(★印)と凝灰岩使用古墳の分布図である。時代は異なるが、すでに古墳時代から凝灰岩の切り出し、流通が在地首長により管理されていたことがうかがえる。

この切石を使用しているカマドをもつ住居跡は、Ⅳ期とⅤ期のものだけで、住居跡が爆発的に増加するこの時期にだけ使用されている。

袖の形態で特徴的なのは、いわゆる『片袖型』とい

われる構造のカマドが検出されたことである(篠崎1991)。

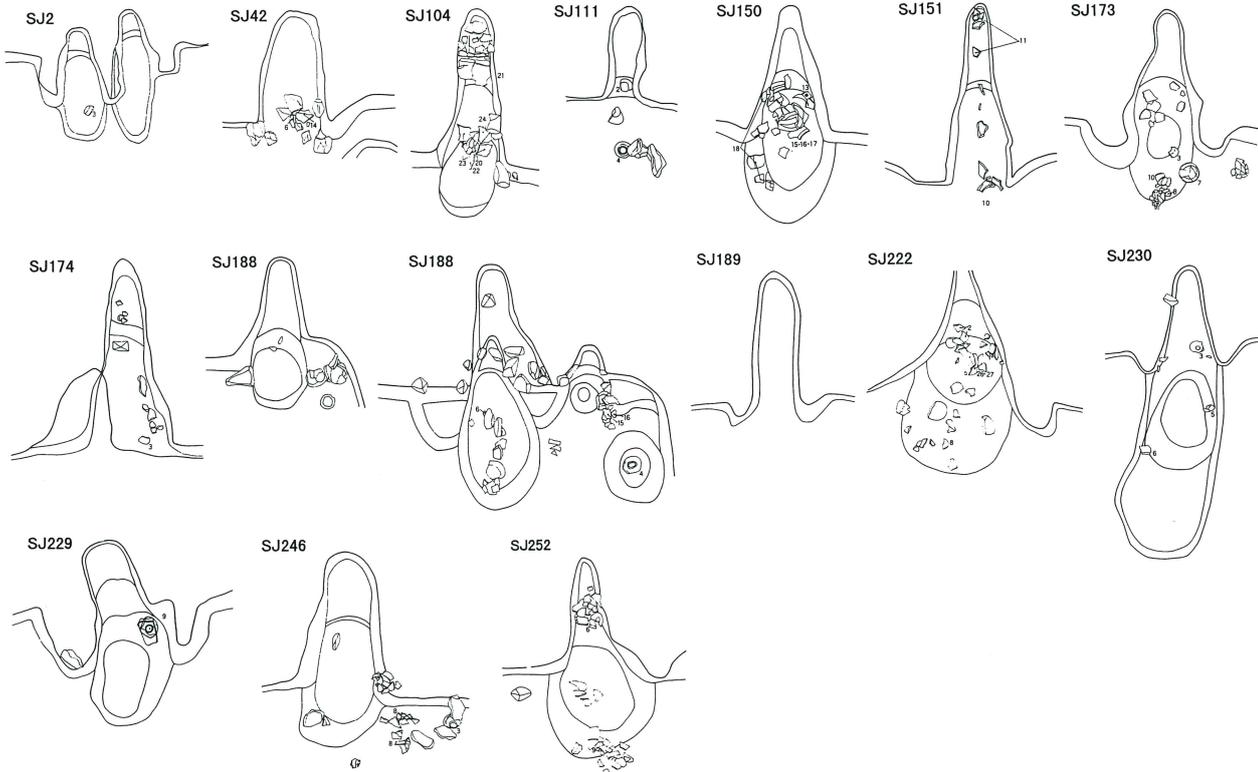
片袖型と思われるカマドは、第18・36・41・46・48・55・58・66・86・117・120・134・146・180・219号住居跡の15軒で検出された。

片袖型というのは文字通り、片方だけ袖を造り、もう片方は住居の壁をそのまま利用しているカマドで、カマドを境に住居の壁がずれるものである。

篠崎氏によれば、このタイプのカマドは東京都清瀬市下宿内山遺跡や日野市南広間地遺跡で検出されているとのことである。この名称は、その後あまり定着をみていないが、中堀遺跡からもまとめて検出された

第995図 カマド集成図(5)

カマドC



ことから、今後類例が増加することが予想される。

支脚

支脚が使用時の状態で残っていたカマドは非常に少なく、第255・57・51・53・71・4・113・122・157号住居跡の10軒のみである。支脚はいずれも川原石の未加工のもので袖の補強材の石よりも一回り細いものが使用されていた。支脚がないカマドも抜き取り痕が見られるものが多く、ほとんどのカマドに支脚が設置されていたと思われる。

また、支脚の上に坏を伏せている例が第51号住居跡でみられた。そのほか支脚はないが、第6・7号住居跡では燃焼部底面に坏が伏せてあった。このような例は、カマド廃棄時の祭祀行為に関わるという意見もあり注目される。

燃焼部

燃焼部の構造はほとんど不明と言わざるをえない。

焚き口の補強材としては大形の川原石を使用して、鳥居状に組んだと思われるものが第45・112・176号住居跡でみられた。3軒ともカマドが並んで複数設置された住居跡であり、特に第45・112号住居跡は3基のカマドが並列し、その中央のカマドにだけ川原石がみられた。

また、1例だけであるが、第177号住居跡では右袖と天井部に丸瓦を使用しているものもあった。そのほか、第194号住居跡では、甕を入れ子状に連結して焚き口の補強としていた。

また焚き口ではないが、煙道部と燃焼部の境付近の天井に大形の川原石が置いてあった例が、第82・117号住居跡でみられる。

次に掛け口の数であるが、支脚や支脚の抜き取り痕跡などから、掛け口の数が推定できたものは33基あった。このうち支脚が2つ確認されたり、左右どちらかに寄っていたりして、2つの掛け口だったと思われるものが20基で、一つ掛けと思われるものは13基であっ

複数のカマドが付設されている住居

作り替え、同時使用されていたかどうかは分からないが、1軒の住居跡から複数のカマドが検出されたものは20軒である。これらはカマドの付設位置から2者に大別できる。

I類—同じ壁にとなりあって造られるもの 14軒
(第235・226・182・185・2・5・87・70・71・178・180・176・45・112号住居跡)

II類—異なる壁に造られるもの 6軒(第248・202・56・154・174・188号住居跡) II類のカマド配置は、西壁に1基、と北壁に1基造られるもののみであった。

付設されているカマドの数では、2基のものが16軒でこのうちI類が12軒でII類が4軒である。I類に分類したもののなかで、第178号住居跡はカマド脇に石組みの火処をもつものである。このような石組みの火処は、群馬県渋川市糺屋遺跡で古墳時代のものがみられるが、ほかに類例を知らない。

カマドが3基付設されるものは4軒あり、第45・112号住居跡がI類で、第174・188号住居跡がII類である。付設されるカマドの数が、2基、3基にかかわらず、II類の住居跡は、Ⅶ期までの住居跡であり羽釜を使用する住居跡にはみられない。

隣りあってカマドがつくられるI類の12軒について少し詳しくみると、それぞれのカマドから土師器甕と羽釜の両者が出土していた例が最も多く、第182・87・70・178・180・112号住居跡の6軒みられた。つまりこれらのカマドでは、甕と羽釜が同じカマドから出土していないこととなり、甕用のカマドと羽釜用のカマドの2者があった可能性が指摘できるのである。

ただし、I類は羽釜が使用される以前の、9世紀代の住居跡にも6軒検出されていることから、I類であることが、羽釜と甕の使い分けという理由だけではない。

しかし、検出されたすべてのカマドのなかで、土師器甕と羽釜が伴出した例は、わずかに第20号住居跡のみであり、これも羽釜は補強材として使用されたものであったことから、土師器甕を二つ掛けることはあ

っても、土師器甕と羽釜を一つのカマドに掛けることはほとんどなかったといえる。このことは、土師器甕を使用するカマドと、羽釜を使用するカマドでは構造が異なるということを想起させるものである。

3 煮炊具にみられる使用痕跡について (第997図～第999図)

カマド内から出土した煮沸具の使用痕跡をもとに、カマドの構造を考えてみたい。土師器甕はカマド内から完形に近い形で検出されている例が多い(第997図)。

このうち、第18・166・194号住居跡の土師器甕は、胴部最大径付近から下に、帯状に煤または汚れが付着し、胴部最大径から上には付着物がみられないことから、最大径が掛け口の径にほぼびったりとあっていただと思われる。

土師器甕の使用痕跡については、外山政子氏の研究がある(外山1991)。

外山氏は古墳時代の甕について、外面にみられる粘土状の汚れが帯状に巡り、それより上には煤などの汚れがみられないことから、上野では甕を粘土によりカマドに固定した「ハメ殺し」の状態での使用しが一般的であったと考えた。

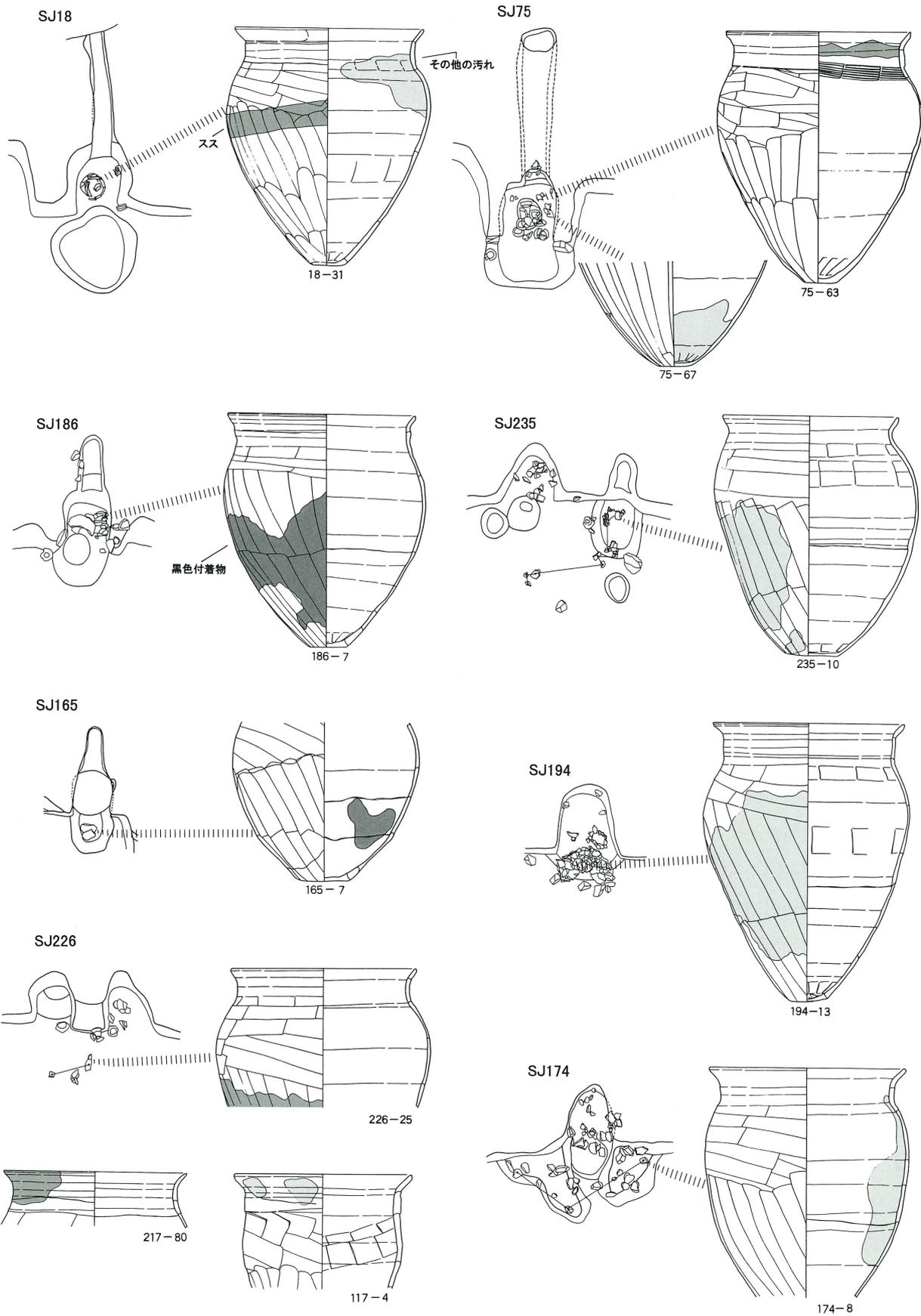
中堀遺跡では粘土状の汚れが検出されたものはみられず、「ハメ殺し」の状態であったか確認できなかった。

内面の汚れでは、底部付近にみられる第75号住居跡67、第65号住居跡7と口縁部付近にみられる第18号住居跡31、第75号住居63の例がある。前者は焦げ付きによるものと思われ、後者は内容物最上面にみられる汚れであろう。どちらも現在でも鍋などによくみられるものであり、使用時の痕跡と思われる。

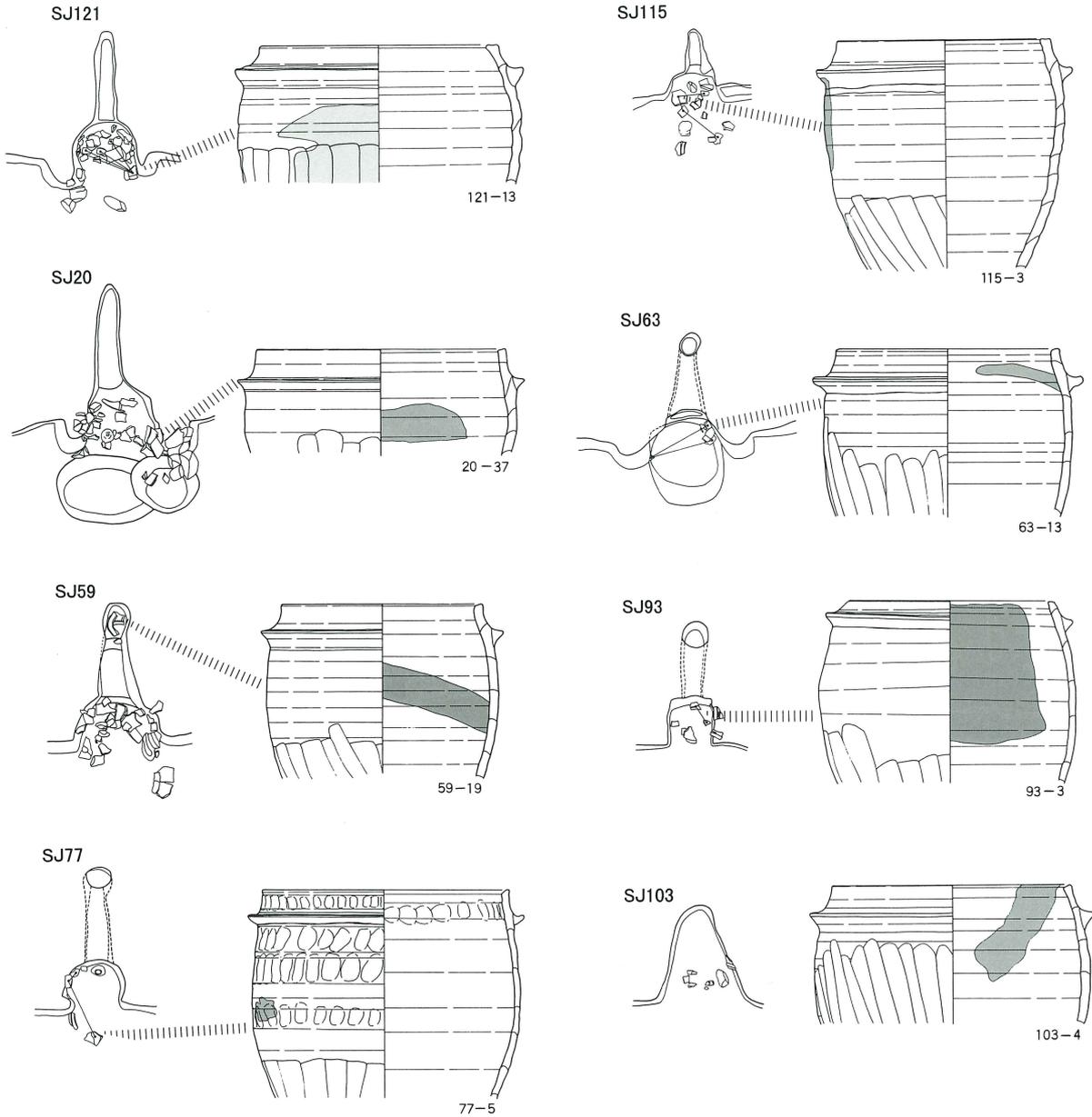
また、カマド内から出土したが、出土位置が不明なものとして、第217号住居跡80と第117号住居跡4がある。両者ともに、口縁部外面に汚れが付着しており、吹きこぼれなど使用時の痕跡と思われる。

これに対して、第174号住居跡8は胴部内面に縦に楕円形状に付着物がみられるもので、使用時の痕跡と

第997図 土師器甕使用痕跡



第998図 羽釜使用痕跡



は考えにくいものである。出土状況からみると、左右の袖部に散乱する状態で出土している。このカマドは中堀遺跡内ではめずらしい茶褐色粘土を構築材として使用しているもので、その粘土の抑えなどの補強材として甕の破片を使用していたため、このような痕跡がみられるのではないであろうか。ただし、ほかに甕の破片を補強材として使用していたと思われる例はみられないことから断定はできない。

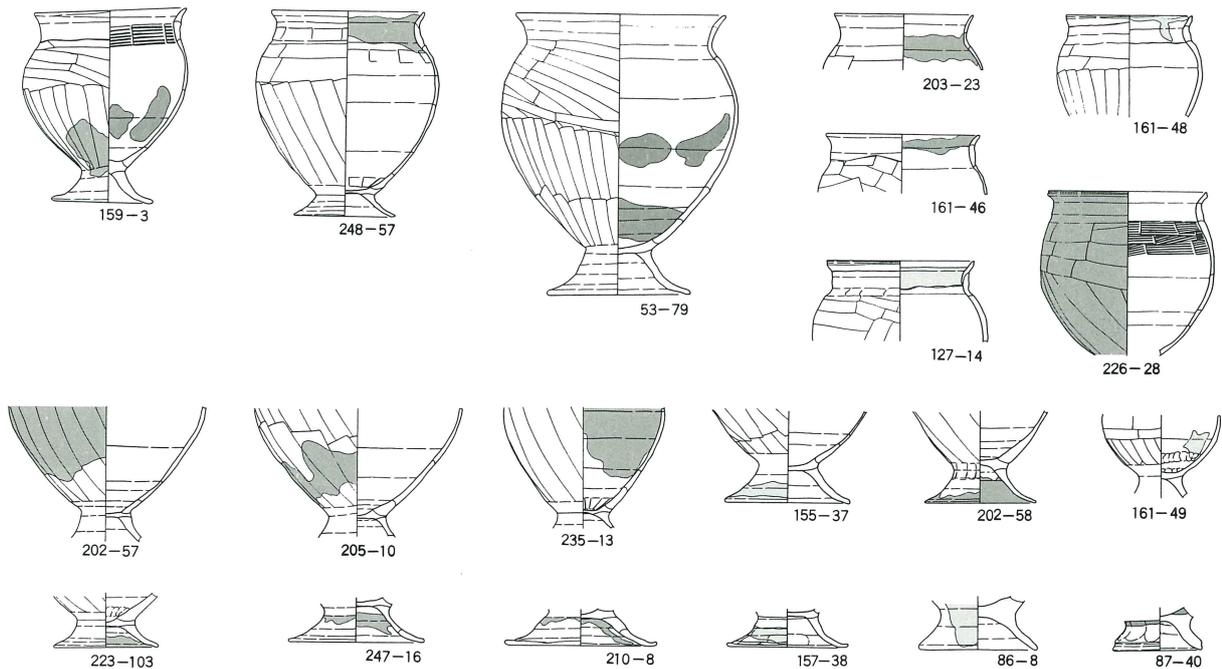
次に羽釜についてみてみると（第998図）、出土量の割りにカマド内に掛けられたままとと思われる状態で出

土したものはなかった。完形に近い大型の羽釜片がカマド内から出土したのは2例だけである。

第121号住居跡13は、鏝や下位の胴部最大径から下に粘土状の付着物がみられ、第115号住居跡3は、鏝から胴部上位にかけて煤の付着がみられる。いずれも掛け口に掛けられた状態で着く汚れと思われる。

そのほかの羽釜は、破片でありカマドに掛かっていたとは考えにくいものである。第59号住居跡19は煙道先端から出土しているもので、内面胴部中位に黒色の汚れがみられる。また袖や燃焼部に貼り付くような状

第999図 台付甕使用痕跡



態で検出されたものが多く、第20号住居跡37・63号住居跡13、第93号住居跡3、第103号住居跡4、第177号住居跡5がこれらの例として上げられる。

このうち第177号住居跡5以外は、いずれも内面に汚れがみられ、縦長に着いているものなど、通常の使用状態では着かないものと思われ、破片の状態で補強材などとして使用された可能性が高い。

土師器台付甕については、カマド内から出土した例はほとんどなく、カマドに掛けた状態で使用されたとは考えにくい。第999図では汚れが付着しているものをすべて図示している。

内面の焦げ付き痕跡や、吹きこぼれによると思われる汚れがみられるが、土師器甕のように、胴部最大径より下位に、付着物が帯状に巡るものはみられず、外面の様々な部分に付着物が付いている。中でも第226号住居跡28のように外面全体に煤が着くものもある。

このような使用痕跡は、カマドにかけた状態で使用したのではないことを想定させる。土師器台付甕はカマド脇から出土する例が多く、カマド内の炭などを掻き出して、その上にのせて使用したものと思われる。

まとめ

中堀遺跡は、主要な煮炊具が土師器甕と羽釜の2者がある。両者がまとまって出土した遺跡は県内でも少ない。検出された256基のカマドの分析を通して、土師器甕と羽釜ではカマドの掛け方に違いがあったことが分かった。

特に羽釜を使用する場合には、二つ掛けカマドの可能性が低く、羽釜を二つ使用するためには、カマドを併置していることが推測される。このように、羽釜の使用は、古墳時代後期以降続いてきたカマドの使用方に大きな変化をもたらしたと考えられるのである。

(3) 大甕埋設遺構

中堀遺跡では、本文にみたように須恵器の大甕を地表や土壌に埋設した遺構が、16ヶ所確認でき、その類型化についても試みた。ここでは、他遺跡の同種の遺構について瞥見し、併せて文献史学の成果を援用し、翻って中堀遺跡の土器埋設遺構の性格について論究することとしたい。

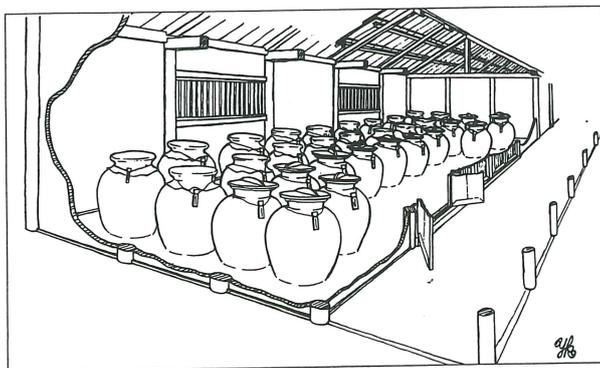
そこでまず都城の類例について考えたい。大甕を埋設した遺構と、建物の関連について明らかにされた堀内明博氏は、これを「甕据付穴付掘立建物」とし、分析を試みられた(堀内1992)。堀内氏は、平城京3例、長岡京5例、平安京3例について、「甕据付穴」の基数と配列、建物規模と構造、隣接建物との関連、そしてこの建物の都城内における役割を分析された。

その結果、京・宮内官衙のひとつとして、平城京で明らかにされた「造酒司」や「大膳職」などで酒・酢・醬・水、あるいは米などを貯蔵・加工し、収納することを目的に設置されたとした。また私邸や寺院、さらに東西市との関連から、「調邸」に付帯した施設ともされた。

堀内氏は、都城の例では「甕据付穴」が、一定の間隔で列を成して配置されるが、屋内を「甕据付穴」で埋め尽くされた例はなく、建物の一角に必ず「空閑」が存在し、この空間が、作業場として機能していたとされたのである。

一定の間隔で列を成していたことは、「前二」「中五」などの位置名称で据えられていた甕の内容物の種類・

第1000図 須恵器大甕を据えつけた倉庫推定復元図
(金子1989より転載)



容量が、把握し易かったためであろう。また当初から一定の設置数の想定されていた場合もあろうが、建物自身に収納の性格が強いことから、例えば、建物右奥の壁際から順次据え付け、次に左奥から、そして底を増設し、中央部まで作った場合も、平城宮東北官衙S B2932の例から考えられている。

さらに必ず空閑地が存在し、作業場とされるように、米を収納した郡家正倉の板倉などとは、性格の異なる収納形態であったことが予測されている。なお長岡京木簡の例から大甕の頸部には、内容物の木札がつけられていたことが、明らかにされている。

官衙・寺院などでは、内容物について収支簿で管理されていた可能性があり、私邸でも都城で一定規模以上の宅地内の建物で確認されていることから、管理は、比較的徹底していたといえよう。

一方、中堀遺跡で確認した同種の遺構は、大甕埋設遺構のB-I類(本稿分類)に分類した一群である。とくに複数個の大甕埋設遺構を確認できた第50号掘立柱建物跡と第54号掘立柱建物跡では、身舎の南に偏って確認し、底部にはみられなかった。身舎の北側には、作業場と思われる空閑地があり、焼失した第50号掘立柱建物跡では、ほかに長頸瓶・壺・広口壺などの貯蔵具がまとめられて収納されていた。おそらくこれらの貯蔵具には、内容物が伴なわれていたと予測できよう。

ところで文献史学側から大甕の用いられ方について、絵画史料を用いた保立道久氏の研究(保立1986)をあげられる。保立氏は、黒田日出男氏とのやりとりの中で、台所に近接した屋外の地面に、肩部より上が地上にでた甕について、「余り水甕」「肥甕」説を提示し、黒田氏の「藍甕」説と対峙したのである。

つまり保立氏は、『伊勢物語絵巻』に登場した台所の裏手にみられる埋め甕の上に「担桶敷き(たごじき)」が、置かれていたことから、畑への施肥料を貯蔵した甕と推定したわけである。

使用された絵画史料が、鎌倉時代以降に成立した史料であるため、建物構造や使用目的に相違もあろう。

しかし中堀遺跡の大甕埋設遺構と関連して注目すべきは、保立氏のあげられた『伊勢物語絵巻』・『泣不動縁起』などで、屋外の大甕の埋設方法が、肩部より上が地上に出た形態、すなわち本稿でC類に当たることである。

さらに都城の「甕据付穴付き掘立建物」の場合、ほとんどがB-I類であり、胴下半を埋設した例は、確認しにくかった。これは、大甕の内容物の性格と保管温度の相違で、異なった埋設方法を選択したためと推定できる。

また埋設方法の相違によって、内容物の取り出し方法も異なろう。すなわち低く埋設していれば、内容物を取り出すとき、膝を付き手柄杓で汲み取るか、立ったまま肥柄杓状のもので汲み取られていた可能性がある。ところが、地表面にしかも屋内に据えられた大甕は、おそらく口縁部が、胸の高さまであり、内容物をすくうためには、立ったまま手柄杓で汲み取っていたのであろう。例えば近世の藍染めなどの染料を入れた甕は、B-II類の状態に埋設される。布や糸を藍の液に浸した後、引き上げるのに必要な高さである。

またB-II類は、地表下の温度を一定に保てることから、温度管理の点でも実に有効的である。ところがA類やB-I類・C-II類は、内容物の発酵が予測される。とくに直射日光が、器表を通して降り注ぐC-II類は、もっとも発酵が進むと予測され、A類やB-I類は、屋内存在したため、風通しや覆いなどである程度の温度管理をできたであろう。

ところで内容物については、須恵器大甕の器表面に残存物の痕跡が皆無であり、また脂肪酸分析は行っていない。ただし今回、リン分析によって何らかの動物質のものが認められたという結果を得た。

しかし以上の状況から酒・油・豆類・米・粉……などを推定することも可能であろう。とくにB-I類

は、都城の例で明らかのように、酒を貯蔵した可能性が高い。吉田元氏によると、中世以前の酒造りは、発酵の早い旧暦の八月以降に行われたようである。(吉田1994)

また中堀遺跡からは、大量に食膳具を利用した灯明器が出土した。とくに瓦葺き建物を囲む区画溝の第12号区画溝から大量に出土し、区画溝内に寺院の存在と、千燈会・万燈会などにかかる仏教儀礼の行われたことを推定できる。

この灯明用の油も、出土した灯明容器の量の多さから相当量の油が、蓄積されていたと予測される。また油の多方面にわたる利用価値からも、須恵器大甕の油甕としての存在も否定しきれない。

さらに武蔵国男衾郡武川郷から調として、平城京の大膳職に送られた「鼓」の木簡から、北武蔵で魚を発酵させた食品が、生産されていたことが明らかである。この発酵過程や貯蔵に須恵器の大甕が、使用された可能性は少なくはなからう。

中堀遺跡からは、一般的に魚の捕獲用とされる網のおもり(土錘)が大量に出土した。単に遺跡内で魚の捕獲と消費・保管が行われただけでなく、加工品として調庸品や献物、あるいは交易物として運京・流通していた可能性は捨てきれない。

このような恒常的な手工業生産にかかる須恵器大甕の利用の一方で、米・粉の貯蔵といった利用法も捨てきれない。とくに榑崎氏が指摘するように、粉の発芽にかかる利用は、大きな可能性をもつが、ここでは保留しておくこととする。

大甕埋設遺構に貯蔵された内容物については、このように推定の域をでないのであるが、ここでは、酒や油・調味料・「鼓」などが、貯蔵された可能性について指摘するだけに留めておきたい。

(4) 土器埋設遺構

中堀遺跡では、14基の土器埋設遺構が検出された(第IV章(11)参照)。

このように多くの土器埋設遺構が検出された例は県内ではなく、中堀遺跡の特徴といえる。そこでここでは、土器埋設遺構について検討を加えて、中堀遺跡に土器埋設遺構が多くつくられた意味を考えてみたい。

なお本報告書で土器埋設遺構と定義したものは、土器が通常の埋没過程により埋まったものではなく、人為的・意図的に土器が設置されていたもので、その中でも、日常生活を営んでいる状態では考えにくい出土状態のものである。

土器埋設遺構の分類

検出された土器埋設遺構はその出土状態から、5つに分けられる。

A類—土師器坏など供膳具を合わせ口状態にして、ごく浅いピット状の掘り込みに埋設するもの(第3・4・6・7・8・11号土器埋設遺構)。

B類—浅い土壇状の掘り込みに、数個の供膳具と1～2個の小型壺を合わせて埋設するもの(第1・5・9号土器埋設遺構)。

C類—ピット状の掘り込みに供膳具を埋設するもので、さらに2つに分けられる。

C1類—ピットの底面近くに正位の状態で埋設されるもの(第10・13号土器埋設遺構)。

C2類—やや大型の掘り込みの一方に寄っているもの(第14号土器埋設遺構)。

D類—ピット状の掘り込みに、長頸壺の口縁部を打ち欠いたものを正位に置き、須恵器坏で蓋をするもの(第2号土器埋設遺構)。

E類—土壇状の掘り込みに、土師器甕を合わせ口状態にして埋設するもの(第12号土器埋設遺構・第304号土壇?)。

第304号土壇は第1～3号建物地形跡が造営される区画内に、先行してつくられるもので、8点の土師器Aと、3点の土師器甕Aなどが出土している(第694

図)。

攪乱により検出状態が悪く、土器埋設遺構と断定ができなかったため土壇として扱ったが、第694図をみると8・9の甕は、土壇内の浅い掘り込みから、口縁部を接するように出土している。周辺の攪乱などの状況から土壇廃絶後の移動を考慮すると、この2点が合わせ口の状態で埋設されていた可能性もあり、E類のなかに含めて考えてもよいであろう。

以上のように分類される土器埋設遺構のなかで、地鎮跡などと一般的に言われているものはA・B・C類である。D・E類は墓壇などとして報告されている例が多い。

中堀遺跡の土器埋設遺構の特徴

①時期

中堀遺跡の土器埋設遺構の時期は、検出された15基のうち14基が9世紀後半から10世紀前半に位置づけられる。

分類別には、A類が中堀Ⅳ期・Ⅴ期に、B・C類は中堀Ⅵ期・Ⅶ期に該当するにものが多い。

Ⅳ・Ⅴ期は集落が急激に膨張する時期で、Ⅴ期の終末には大規模な火災が襲い、Ⅵ・Ⅶ期はこの火災の復興時期であり、土器埋設遺構は、集落変遷の節目となる時期にみられる。

②分布

調査区北西の第25号掘立柱建物跡付近に集中する。なかでも、第3～8号土器埋設遺構は、第5号土器埋設遺構を中心に位置し、第6・7・8号土器埋設遺構は一直線に並ぶ。また、第3・4・6・7・8号土器埋設遺構はA類であり、おそらく同時期に埋設されて多ものと思われる。

この第3～8号土器埋設遺構の中心にある第5号土器埋設遺構からは、土師器坏Bが出土していて、周辺のほかの土器埋設遺構より新しい。このことは、この場所が地鎮の場所として継続的に認識されていたことを示している。

③使用される土器

埋設されている土器は圧倒的に供膳具が多く、第304号土壇を除いて、供膳具と煮炊具が搬出する例はみられない。

供膳具のなかでも、土師器を使用するものが多く、特にA類は土師器の供膳具だけで構成されている。

また、第9号土器埋設遺構は土師器坏Bと小型の壺により構成されるが、日常什器としては須恵器（ロクロ使用という意味で）の供膳具が主体となる時期であり、選択性がうかがえる。

土器埋設遺構の性格

中堀遺跡において前述のような特徴がみられるが、土器埋設遺構はどのような意図のもとにつくられたのであろうか、若干の類例をもとに考えてみたい。

中堀遺跡自身の性格は不明な点も多いが、一般の農耕集落とはことなり、大規模開発を担う一つの経営体であったと考えられる。中堀遺跡と比較するために、県内の遺跡の中で、一般の農耕集落と考えにくい遺跡を対象に類例を求めた。

これらの遺跡の抽出には1994年に開催された『古代官衙の終末をめぐる諸問題』で使用された資料を参考にし、26遺跡を選んだ（資料集掲載遺跡と三ツ和遺跡、

氷川神社遺跡）。

確認できた土器埋設遺構は、わずかに3例だけであった。

熊谷市北島遺跡で2例確認できた。第4地点10号土壇は長方形で比較的浅く（第1001図）、東壁中央から長頸壺、灰釉陶器高台付碗、土師器坏、須恵器坏が出土していることからB類と考えられる。報告書によれば、長頸壺といくつかの供膳具により構成される遺物から墓壇の可能性を指摘している。

時期は10世紀前半であろう。

第10地点7号土壇（第1001図）は円形の深い土壇で、中位から須恵器蓋が正位の状態出土しており、C1類と思われる。

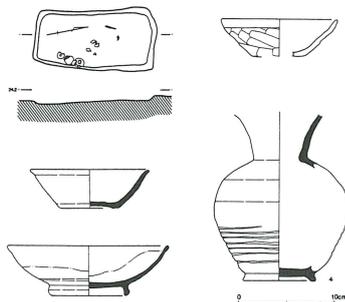
時期は8世紀初頭である。

鳩ヶ谷市三ツ和遺跡土器一括埋納遺構（第1001図）は、古墳時代前期の住居跡に重複している非常に浅い土壇である。

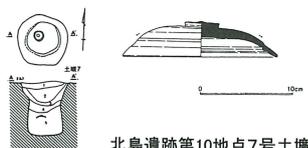
遺物は酸化焰焼成の高台付碗と坏で25個体を超える出土量である。

図ではわからないが、報文には『坏は、概ね、高台付を上向きにして高台無を逆さに重ね合わせた組にして、水平に埋納されている様子が観察された。』とあり、A類とB類を合わせたような形態であったと思わ

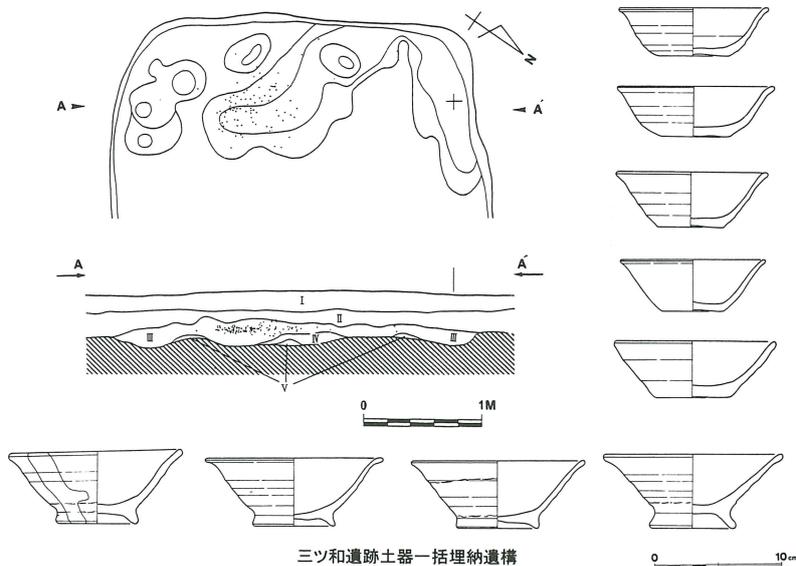
第1001図 主な地鎮遺構（1）



北島遺跡第4地点10号土壇



北島遺跡第10地点7号土壇



三ツ和遺跡土器一括埋納遺構

れる。

時期は10世紀前半～中葉であろう。

北島遺跡は大型の掘立柱建物跡や多量の緑釉陶器の出土などから、荘所・郡家などの性格が考えられている。また、三ツ和遺跡も掘立柱建物跡と施釉陶器の出土などから、地域開発の拠点的な集落であったと思われる。

以上のように検討した26遺跡の中でわずかに3例しか確認できなかったが、その要因は何であろうか。

中堀遺跡の15例（第304号土壙含む）を含めた県内18例のうち、9世紀前半より遡るものは、中堀遺跡第304号土壙と北島遺跡第10地点第7号土壙の2例だけである。残りの16例は、9世紀後半から10世紀中葉にかけてのもので、類例を求めた25遺跡のなかで、地域の拠点的な集落としての性格が10世紀代まで継続する遺跡は、中堀遺跡、北島遺跡、大宮水氷川神社遺跡、三ツ和遺跡のわずか4例だけである。

この4遺跡の中の3遺跡で土器埋設遺構が検出されていることは、土器埋設という行為が、9世紀末から10世紀代のある特定の集落において行われていたことを想定させる。

つまり、土器埋設遺構の類例の少なさは、埼玉県内での10世紀代の遺跡の調査例が少ないことと関係があると思われる。

なお、氷川神社遺跡では土器埋設遺構は検出されていないが、なんらかの祭祀に使用されたと思われる、小さな穿孔が施される供膳具が数点出土している。

以上のように県内の例は少なく、また一つの遺跡から多数の土器埋設遺構が検出された例は、中堀遺跡だけであり、土器埋設遺構の性格を明らかにすることは困難であった。

そこで、中堀遺跡の土器埋設遺構と類似する遺構が検出されている遺跡を取り上げて分析を試みることにする。

まずはじめに、宮城県多賀城市山王遺跡を検討してみたい。（第1002図）。

山王遺跡は多賀城跡の南に面する沖積低地に位置す

る。

宮城県教育委員会および多賀城市による調査・研究から、多賀城跡外郭南辺と平行する東西大路と、政庁南門と外郭南門を結ぶ線の延長上に位置する南北大路（図の西0）を基準とする方格地割の存在が明らかになってきている。

また東西大路に面する方格地割では国守館と思われる遺構が検出されるなど地割ごとの性格もわかりつつある。

山王遺跡では十数カ所の土器埋設遺構が検出されている。これらの遺構は、ほとんどが土師器甕を横位に埋設するE類に近いものである。このほか、SX5313は高台付椀が入れ子状に出土している。時期的には9世紀後半から10世紀前半にかけてのものが多いためと思われる。

また、図示はしなかったが、万灯会などに使用されたと思われる油煙の付着した供膳具が多量に出土する『土器溜』と呼ばれる遺構も東西大路の両端付近で検出されている（村田1995）。

図を見て明らかのように、土師器甕を使用する土器埋設遺構は、道路の交差点付近から出土するものが多く、道路改築・改修または辻の祭祀に関連するものと考えられている（菅原1996）。

このようにみても、従来甕棺墓などと呼ばれていたものの一部は、祭祀行為に関連する可能性があると思われる。中堀遺跡第12号土器埋設遺構も区画溝13と22の間の道路と思われる部分の延長線上に位置する。

第12号土器埋設遺構は、墓壙としての可能性も否定できないが、第12号土器埋設遺構の位置や時期などは、山王遺跡で検出された土器埋設遺構との類似性が強く、道路に関連する祭祀跡と想定し、祭祀に当たってなんらかの動物質のものを甕内に入れたと考えた方が妥当であろう。

次にC類としたものについて検討してみよう。これについては、江浦洋氏の研究が参考になる（江浦1996）。江浦氏は大阪府八尾市と東大阪市にまたがる池島・

万福寺遺跡の出土例をもとに考察を行っている。

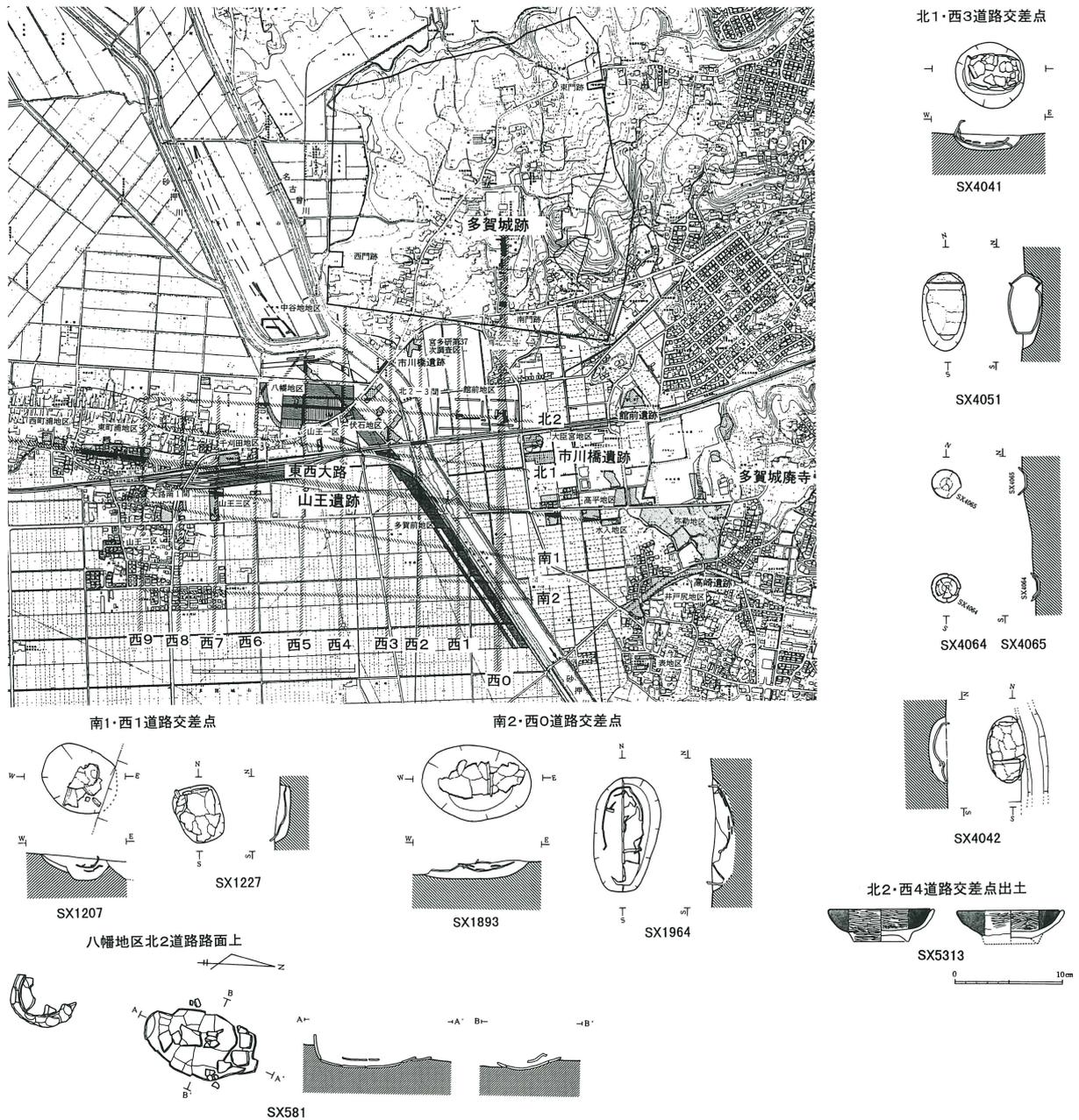
この論は、大規模な水田開発を中心に土器埋設遺構（江浦氏は土器埋納遺構と呼称している）を分析しているもので、集落遺跡の検討はされていないが、飛鳥時代から平安時代の土器埋設遺構の特徴を述べている。

このなかで、土器埋設遺構が条里型地割の坪境の祭祀と関連があることを指摘している。

池島・万福寺遺跡の土器埋設遺構には、中堀遺跡のC類としたタイプの遺構が比較的多くみられるようである。

中堀遺跡でも、C類とした第13・14号土器埋設遺構は条里型地割の坪境付近（第5章2－（5）区画施設と集落参照）に位置する。畿内の例と単純に比較することはできないが、その可能性は十分考えられるであろう。

第1002図 主な地鎮遺構（2）



しかし、大阪府大阪市長原・瓜破遺跡などでは、水田開発に伴う建物群との関連が指摘されていて（櫻井1993）、中堀遺跡でも大型建物群との関連を考える必要もあるであろう。

これらの類例から、C類のように供膳具を単体で使用する土器埋設遺構は、大規模な土地開発と関連があるようであり、中堀遺跡の性格を考える上でも重要なポイントとなる。

ほかの分類に該当するものについては、残念ながら類例を把握できなかった。

特にA類については、土師器供膳具を合わせ口状態で埋設することから、内容物の存在が考えられ、江浦氏が指摘する陰陽道の影響を受けて成立した『土公供』であった可能性がある。

A類は前述の通り、規則的な配置がみられ、周辺の建物の建設・改修などにあたり、『土公供』を行ったのであろうか。今後の類例の増加をまって検討したい。

まとめ

今回は、網羅的な集成を行い、分布や時期差などを把握するなど、基本的な作業を行っていないので詳述はできなかった。しかし類例をみてもわかる通り、土器埋設遺構は一般の農耕中心の集落遺跡からはほとん

ど検出されていないと思われ、中堀遺跡や北島遺跡など勅使田経営や荘園など中央と結びつき、地域開発の拠点となった遺跡や、山王遺跡のように国府と密接な関係がある遺跡にまとまった検出例があると考えられる。

また、時期的には9世紀末から10世紀代にかけてみられることが特徴であり、中堀遺跡が大きく成長する時期にあたる。

山王遺跡や池島・万福寺遺跡の例などから、大規模な土地開発に先立って土器埋設遺構がつくられる傾向がみられ、中堀遺跡も例外ではない。

中堀遺跡では、寺院関連施設の建設に先立つⅡ期に土器埋設遺構（第304号土壙）がつくられる。その後、一つの経営体を構成するようになってきたⅣ期から土器埋設遺構が多くみられるようになり、集落が最も膨張するⅤ期・Ⅵ期、そして10世紀前半代（Ⅶ期・Ⅷ期）までの間、継続的に土器埋設遺構がつくられる。

以上のような土器埋設遺構あり方からは、中堀遺跡が集落成立当初から大規模開発を念頭に置いた集落であり、その開発の契機は、中央との結びつきがあったことがうかがえる。そしてこのような状態は、Ⅴ期の大火災後も続いていたと考えられるのである。

(5) 区画施設と集落

1 中堀遺跡と加美郡の条里地割りについて

中堀遺跡を代表する遺構の一つとして、各遺構群を区画した溝（区画溝）がある。この区画溝は、幅や深さ、掘方の形状などは、一定しないが、直線的で直角近く屈曲し、各遺構群を基本に四角く区画することを目的としている。しかもそれぞれ独立した単位で区画されたのではなく、溝の方向や長さ、折れ角など各所で調整され、有機的に区画していたようである。

この区画溝について、同時期に存在した条里地割との関わりは、調査当初からの懸案事項であった。しかし条里地割も中堀遺跡の周辺部では、同時期の水田遺構が調査されておらず、現在（圃場整備による区画整理前）の地表に痕跡として残った残存地割から、条里地割を復元的に考察することで、満足せざるを得ない状況にある。

ところで中堀遺跡の営まれた加美郡を始め、児玉三郡（加美・那珂・児玉）の条里地割の研究には、長い歴史がある。早くも埼玉県史では、児玉地域の条里地割の存在を指摘している。

また柳進氏は、市町村役場の1/600地割り図と現地踏査から、現在の児玉郡下の条里地割りについて考察した（柳1959）。そこでは身馴川・志戸川流域、九郷用水流域、五明用水流域の条里地割りを推定し、とくに五明用水流域では、藤木戸や西福寺の北側に良好な条里地割りの痕跡を確認している。

一方、三友国五郎氏は、関東地方の条里地割を瞥見するなかで、児玉地方の条里について触れ、とくに五明用水流域の条里地割を柳氏の成果をもとに紹介した（三友1959）。

しかし児玉地域の条里地割の復元は、梅沢太久夫氏の研究が詳しい（梅沢1978）。梅沢氏の復元案は、旧帝国陸軍部測量局が、明治18年に測量を行った「迅速測図」に載る残存地割や小字名調査の成果、さらに湧水点・溜め池の調査などの成果を盛り込み、『原・清水南』や『下廓遺跡』の報告に発表された。

後に『六反田』のなかで、榛沢郡を含め、郡界と条

里の関係や坪並の復元を行われた（梅沢1981）。そして児玉郡内では、共通方位の条里地割を今に残すが、条数や里数の復元は、残存地名からでは、困難であると結ばれた。

その後、関連市町村史でこの地域の条里地割りは紹介されるが、条数里数の復元や坪並、あるいは用水や取水施設の復元的考察は行われていない。

その一方で大規模な圃場整備の進展によって、水田地帯の条里的景観は失われつつある。発掘調査による水田遺構の調査も、少なからず行われてはいるが、同時性と時期決定の具体的要素を欠く場合が多く、理論先行型の研究が行われ、復元的考察が追いついていない現状にある。

とはいうものの、本庄市今井条里遺跡をはじめとして、女堀川の水田地帯に広がる条里遺跡の調査は、比較的蓄積されてきている。今年度報告の今井条里遺跡に、これまでの蓄積の成果が盛り込まれることを期待し、つぎに神流川右岸の条里地割りについて若干記しておきたい。

神流川右岸、つまり加美郡の条里地割りについては、梅沢太久夫氏の検討以降、上里町が、藤木戸地区の条里地割りについて、圃場整備事業に先立ち正確な地形図を作成し、用水の走行方向を確認した（上里町1996）。この条里地割は、大御堂地区の条里地割とも一致する。

さらに篠崎潔氏によると、神川町の皂樹原・檜下遺跡で確認された3つの掘立柱建物跡群の構成や、皂樹原廃寺・五明廃寺等の8世紀の加美郡の寺院等の建物の軸線とも一致し、これらの編成の基本となっているという。とくに第二建物群と第三建物群は、一坪内に収まり、それぞれ墨書土器の「九」と「十」の出土から、これを坪名と推定した（篠崎1990）。

「九」と「十」が、坪名とするならば、東に「九」西に「十」と並ぶ坪並は、北西隅から始まる千鳥型の坪並であろうか。この篠崎氏の復元案が、低地部の溝（SD20・7）の走行方向と一致する点は、大変興味深い。この復元案を受け、藤木戸条里の残存地割を東に

延長し、中堀遺跡の遺構に重ね合わせると、第1003図のようになる。

第1003図のなかで太い線で表したのが、条と里の界線であり、細い線は、坪の界線にあたる。さらに中堀遺跡の調査区にかかる坪は、6分の1単位に補助線を引いた。

第997図の条と里の界線は、『六反田』の加美郡内の梅沢氏の条里の復元の成果(付図)を引用した。ただし条と里の名称が残存地名だけでは、この地域で判然としないため、仮に神流川からの取水口である植竹付近を起点とし、西→東をA→H、南→北をa→jとすると、中堀遺跡の位置は、F条g里となる。

また中堀遺跡の西に接し、小字「五反畑」があり、5・15・25・35に関係した坪といえよう。そして先の篠崎氏の皂樹原・檜下遺跡の分析結果と総合し、この坪割りも北西隅から千鳥型の呼称とすると、中堀遺跡は、加美郡F条g里の二二・二三・二六・二七・二八・二九・三二・三三・三四の坪を調査したこととなる。

この坪割りが、中堀遺跡の区画溝とどのような関係にあるのか、次に記しておきたい。第1004図は、第1003図の中堀遺跡の調査区部分を拡大した図である。直接坪界線に一致する区画溝や柵列はないが、4分の1町の補助界線と一致する区画施設は存在する。それは3つの建物地形跡を取り囲む第13号区画溝と、ここから北に延びた第12号区画溝である。

しかし条里と一致する区画は、この瓦を葺いた建物地業跡を取り囲む一郭と、これに連続する部分のみであり、他の建物群や、柵列・区画溝などは、異なった方位軸によって作られたといえよう。

2 条里の地割りと一致する遺構

第13号区画溝は、27坪の西から4分の1町・4分の3町を南北のラインと一致させ、南から4分の1町を東西のラインと一致させる。また第12号区画溝は、やはり南北ラインが、西から4分の1町と一致する。しかも第12号区画溝は、22坪と27坪の界線と一致すると

ところで、第6・9・10号区画溝とともに複雑な形態となる。この4つの区画溝は、互いに22・27坪界線と4分の1町の交点で、L字形となり、「十字街」状となる。

また第12号区画溝の西側を併走する第11号区画溝は、およそ4分の1町付近で急速に途切れる。この部分に、西へ向かう道路の推定は可能であろう。なおこれら区画溝間は、道路として機能していたと推定されるが、一部を除いていわゆる「波板圧痕」などの道路状遺構は確認できなかった。

道路・区画溝と条里界線との関係であるが、第12・13号区画溝の西端のラインと、13号溝の北端のラインが一致するようで、道路は、この区画溝の外に設定されたようである。また道路は、およそ6尺(1歩)の幅で区画溝を両側の側溝として併走していた。

さらに西から2分の1南北線上に、第2号瓦葺き建物の東辺と、第12・13号区画溝に関わり存在したであろう北門(橋)が一致したと考えられる。

区画の内部には、三つのおそらく礎石立ち建物が構築され、その地業跡のみを確認した。周囲に雨落ち溝状の溝が巡る。建物の主軸方位は、第13号区画溝と一致するが、建物編成の規格性までは、礎石や柱掘方等を確認していないため明らかにできない。

ちなみに建物地業跡の形状と規模から建物の規模を推定するならば、第1号建物地業跡は、3×4間の東西棟。第2号建物地業跡は、3×4間の南北棟。第3号建物地業跡は、2×3間の東西棟となるであろう。

この区画の南側は、昭和20年代に米軍によって撮影された空中写真によると、陸田化されており、その後砂利採集事業によって、削り取られてしまったため、本来第12号区画溝が、どのように続いていたのか明らかにできなかった。しかし前者撮影時の地割り等から半町四方、またはそれ以上の規模の区画と推定できる。

この区画内には、今回の発掘調査以前にすでに消滅してしまった、大形建物の存在していた可能性は高い。

3 条里の地割りと異なる遺構

中堀遺跡全体では、条里の地割りと一致する遺構はむしろ少ない。先の条里の地割りと一致する遺構を基本としつつ、異なった基点・基線からの方位や規格原理に基づく編成秩序がみられる。竪穴式住居跡も当然、この編成原理に基づいて配置されたであろうが、掘立柱建物跡・柵列・区画溝を基に共通した方位の遺構群をまとめておくこととする。

ここでは、条里地割と異なった編成原理の遺構群が、少なくとも三つ存在すること、その編成が、掘立柱建物跡や区画施設を基に完尺（6尺：1歩）で割り切れる数値で設置されていること、などを確認することに止め、それぞれの成立時期や個々の建物、各遺構群の特色については、別記することとする。

1. 東へ10°傾く一群（第1005図）

調査区の北西部に集中する一群である。

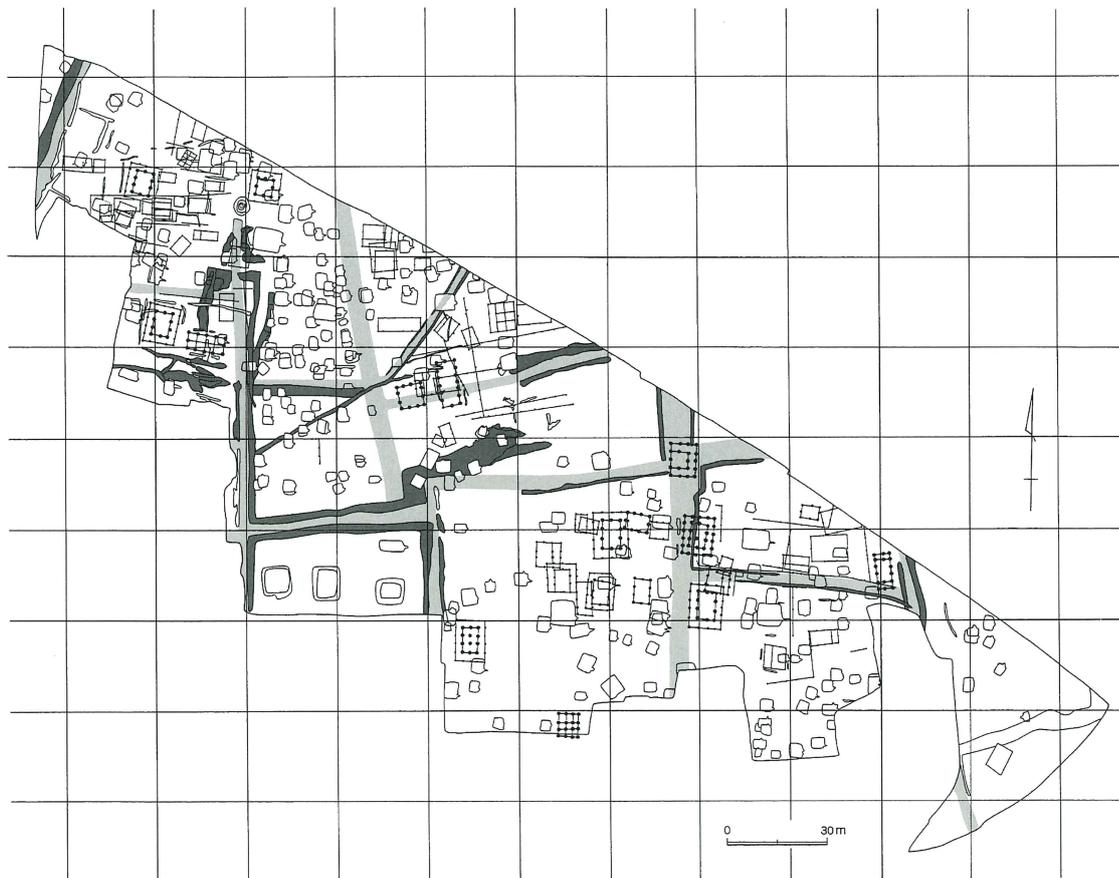
第1～4号掘立柱建物跡、第2～10・12号区画溝、第18・53号竪穴式住居跡などが、この方位に共通する遺構である。

この一群の編成基準が不明瞭な現在、便宜的に第1号掘立柱建物跡と、第2号掘立柱建物跡の南側の柱通りを基準線（A-B）として考えることとする。するとA-B間は、8歩となる。またAから2歩西の南北線は、第3号掘立柱建物跡の身舎東側柱列と、Bから2歩東の南北線は、第4号掘立柱建物跡の身舎東側柱列と、Bから4歩東の南北線は、第53号竪穴式住居跡の東壁線と一致する。

また第1号掘立柱建物跡の北庇側柱列を基準線（C-D）とすると、Cから10歩北の東西線が、第3号掘立柱建物跡の南庇側柱列と、12歩北の東西線が、第4号掘立柱建物跡の南庇側柱列に一致する。

また第26号掘立柱建物跡は、Bを通る南北線を軸と

第1004図 条里地割と一致する遺構



した東西1歩づつを東西の側柱筋としており、しかも東側の柱筋が、第53号竪穴式住居跡の西壁線と一致する。さらに第26号掘立柱建物跡は、Bから北へ10歩の東西線から、南北1歩づつを南北の側柱筋としており、しかも北側の柱筋は、第53号竪穴式住居跡の南壁線と一致する。第18号住居跡も第1号掘立柱建物跡と関わり設定されたようである。

このような建物群と関わり、区画溝の設定も推定できる。Bから2歩東・2歩北の地点(E)から第12号区画溝は、10°傾き北進する。Eから3歩北で東西溝SD20の終点、SK204となる。SD20は、第1・2号掘立柱建物跡の北に設置された柵・垣状の施設と考えられる。またBから南へ2歩で第5号区画溝となる。第5号区画溝は、不正形で緩やかな窪地で池状の施設である。Bから南へ3歩の東西溝である第2号区画溝は、この池状遺構の第5号区画溝への導水路となっている。

なお第12号区画溝の北部は、J-7グリッド付近で東へ10°傾き、走行方向を変更し、また第11号区画溝もこの一群の始まるL-7グリッドで収束している。このことは、前の第12・13号区画溝によって区画された遺構群と連続しつつ、方位を変更しなくてはならなかったためであろう。それは、第12・13号区画溝に後続する時期差と考えたい。

区画の成立は、出土した土器から9世紀後半と考えられる。第1から4号掘立柱建物跡や第53号住居跡に囲まれた空間は、多数の土壘・鍛冶炉・地鎮跡が存在し、施釉陶器や初期貿易陶磁器等が集中して出土した。中堀遺跡の最も華やかな段階の遺構群といえようか。

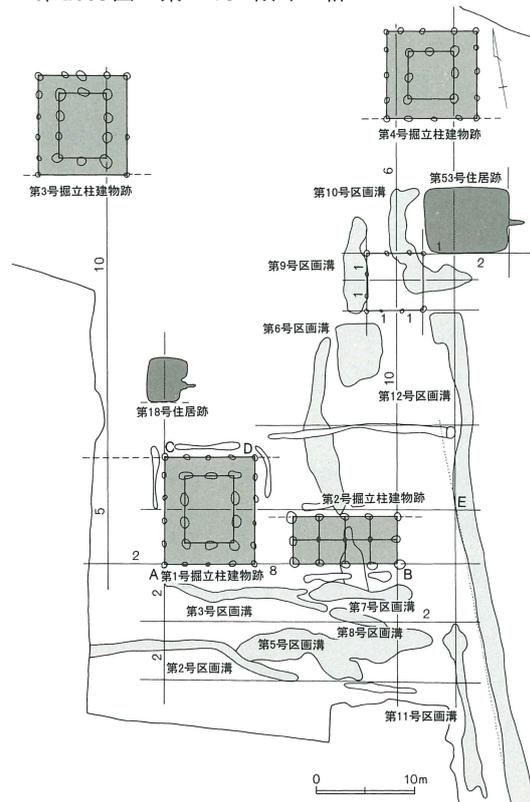
2. 西へ9°傾く一群 (第1006図)

調査区の中央北部に集中する一群である。

第30・38・40号掘立柱建物跡、第14・15号柵列、第12・20・21・23・24・25・28号区画溝等が、この方位に共通した遺構である。

この地域は、遺構がもっとも集中する地域でありながら、大形の掘立柱建物跡や竪穴式住居などはみられない。ここも編成基準は曖昧だが、第23・24・25・28

第1005図 東へ10°傾く一群



号区画溝の走行方向や第38号掘立柱建物跡の柱筋などを基準として考えることとする。まず三棟の掘立柱建物跡について考える。

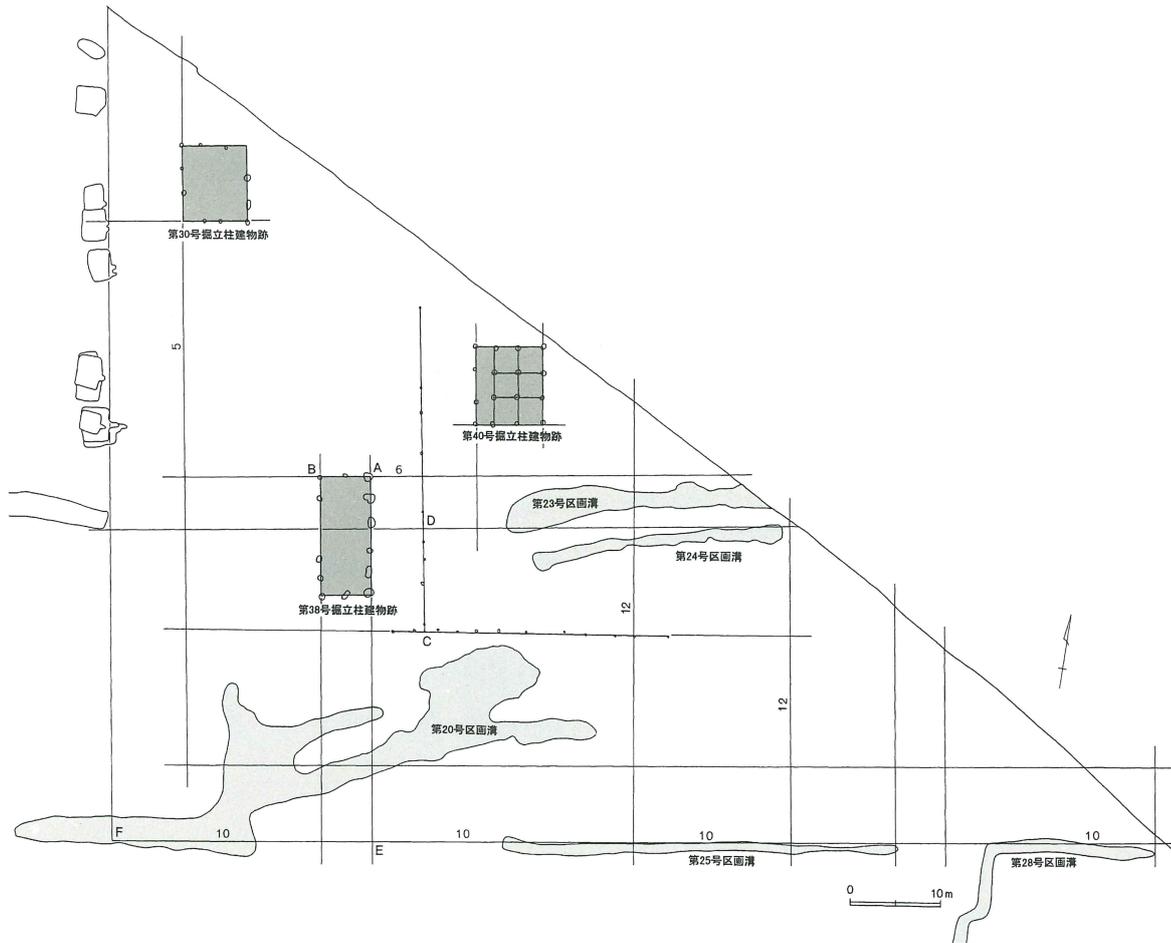
この中で最も大きい第38号掘立柱建物跡は、2間×6間の建物で、この東側柱の北東隅(A)から4歩東の南北線が、第40号掘立柱建物跡の庇西側の柱列と一致し、またAから2歩北の東西線が、第40号掘立柱建物跡の南側柱列と一致する。

さらに第38号掘立柱建物跡の北西隅(B)から5歩の南北線が、第30号掘立柱建物跡の西側柱列と一致する。しかもBから5歩北の東西線が、第30号掘立柱建物跡の南側柱列と一致する。

柵列では、Aから2歩東の南北線に一致する第15号柵列がある。この柵列は、6歩南の位置(C)で第14号柵列と交錯し、東西線上を東へ展開する。

東西軸の区画溝は、Aの東西線より南に展開する。第23・24号区画溝は、やや西に傾くが、Aから南2歩(D)の東西線を道路とする側溝であろう。第24号区画溝は、Dから14歩東で途切れる。入り口施設である

第1006図 西へ9°傾く遺構



うか。またAから14歩南（E）の東西線が、第25・28号区画溝の北部の立ち上がりと一致する。Eから20歩東で第25号区画溝は途切れ、さらに10歩東で第28号区画溝は途切れる。Eから逆に西へ5歩で第12号区画溝が始まる。この区画溝が、北側にやや膨らむのは、西に9°傾く遺構群のためか。

そしてEから西に10歩（F）の南北線上に、竪穴式住居跡や土壇・溝などが並ぶ。すなわち第52・67・68・70・71・96・97・98・99・100・101・102・103・110・116・125・135号住居跡、第272・277・278・279号土壇の東壁辺や第16号区画溝の東端が一致する。そしてこの南北線から3歩西の南北線が、第30号掘立柱建物跡の西側柱となるが、この南北線間は、主要な遺構がほとんど存在しない。同様にEの東西線から3歩の東西線まで遺構は粗らであり、ここに道路・余剰帯等を想定できよう。

なお第24区画溝と、第25・28号区画溝間の12歩は、中堀遺跡内で最も遺構が粗らなところである。

このように各遺構群の構成を推定すると、第25・28号区画溝やFの南北線を基線として、10歩や完数で建物や区画溝を配置していたと指摘できる。とくに第24号区画溝から北部は、鍛冶遺構が集中する箇所、大形の掘立柱建物跡や竪穴式住居跡は少なく、生産に直結した一群といえようか。

3. 南北軸に近い（東に3°傾く）一群（第1007図）

調査区の中央から東部に広がる一群である。

第42・43・48・53・54・55・63号掘立柱建物跡、第28・29号区画溝、第197・217・223号竪穴式住居跡等が、この方位に共通した遺構である。

これらは第50号掘立柱建物跡の焼失によって形成された焼土・廃材・灰釉陶器片などを含む土を、柱掘り形内に充填した第54・55号掘立柱建物跡から開始され

た遺構群である。

この第54号掘立柱建物跡の東庇柱列が、第55号掘立柱建物跡の身舎東柱列と一致し、第54号掘立柱建物跡の東庇柱の東南隅（A）から8歩が、第55号掘立柱建物跡の南庇線と一致する。

Aから南に10歩（B）の東西線は、第29号区画溝と一致し、Bから西へ4歩の南北線が、第53号掘立柱建物跡の東側柱列と一致する。さらに西へ8歩で、第48号掘立柱建物跡の西側柱列、4歩で第43号掘立柱建物跡の西側柱列と一致する。この東西線は、第43号掘立柱建物跡の南側柱列でもある。

Bから22歩西の南北線は、第42号掘立柱建物跡の南北棟と一致し、また庇北側柱列は、6歩南に下がる。ただし第42号掘立柱建物跡の東側柱列の南北線は、東に20歩で、第54号掘立柱建物跡の身舎東柱列に相当する。なお42号掘立柱建物跡の北庇列の東西線から16歩北で、第54号掘立柱建物跡の南庇側柱列となる。

Bから東へ8歩（C）の南北線は、第63号掘立柱建

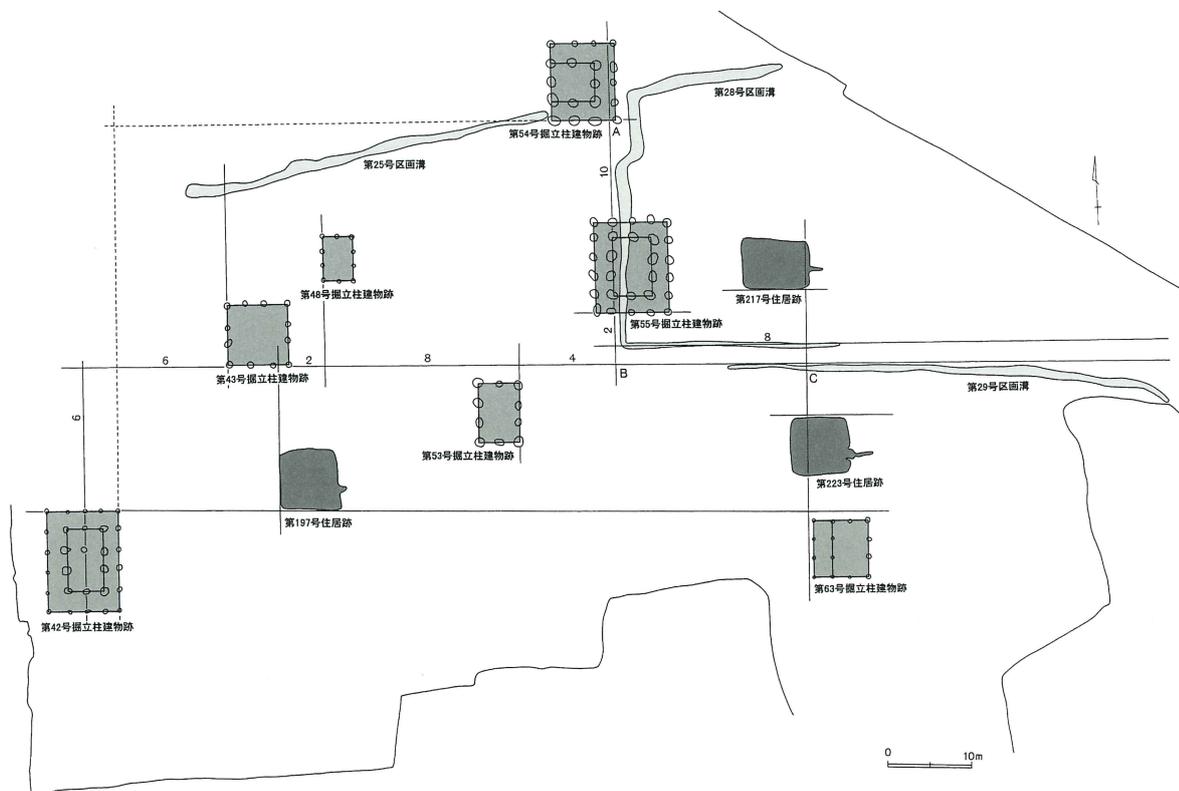
物跡の西庇側柱線と一致する。Cから2歩南の東西線は、第223号竪穴式住居跡の北壁線と一致する。またCから北に3歩の東西線が、第217号竪穴式住居跡の南壁線と、Cの南北線が、東壁線と一致する。

またBから14歩西の南北線が、第197号竪穴式住居跡の西壁線と一致し、6歩南の東西線が、南壁線と一致した。

第28号区画溝は、「コ」の字形に巡る区画溝であるが、第55号掘立柱建物跡より新しく、この掘立柱建物跡の解体後に第29号区画溝と1歩幅の道路を設定したようである。

この地域は、庇付の大形の掘立柱建物跡・竪穴式住居跡などの建物群が多く分布し、Cの南北列より東側では、小形の建物群がつくられた。基準となる区画施設は見出しえない。しかし走行方位は異なり、第31号区画溝が、東の限界となる。西の限界は、第22号区画溝と推定した。

第1007図 南北軸に近い（東へ3°傾く）一群



3 中堀遺跡の特色と歴史的性格

(1) 中堀遺跡の歴史的性格(仮説)

率直に云って中堀遺跡は、これまで確認・調査・研究されてきたどのような類型の遺跡とも符合せず、集落・官衙・寺院・生産遺跡等の各要素を接ぎ合わせたような遺跡である。

そのため発掘調査から整理まで、来訪された方々から遺跡の性格について、さまざまなご意見をいただいた。その中には、官衙・寺院・特殊な集落・庄園・駅などの多彩な比定案がみられた。まず、代表的な中堀遺跡の性格(仮説)と、その論拠について記しておくこととしたい。

a 寺院説

寺院説は、瓦葺き建物とそれを囲む区画溝の一角を検出したことによる。地方の遺跡で瓦葺き建物は、国府や郡家などの官衙か寺院に限られるためである。また中堀遺跡の所在する地名「中堀南」の東に隣接して、小字「耕安地」(コウアンジ=耕安寺)が存在し、寺院名を指すと考えられる。

溝で区画された一角は、「院」と把握できるが、「寺」「佛」などの仏教関連の字句を記した墨書土器や、仏器に関連した遺物の出土は少なく、寺院としての決定的な要素に欠ける。

b 村落内寺院説

中堀遺跡の寺院としての一角は、国分寺や諸国の定額寺などと比較すると規模は小さく、また竪穴式住居跡が多数確認されたことから、いわゆる「村落内寺院」(須田勉1985・96)との説がでた。村落内寺院は、村落が経営主体となった小規模寺院(仏堂・僧坊等)と解釈される。しかし中堀遺跡は、これらの小規模寺院と比較すると規模が大きく、村落内寺院の名称では抱えきれない。

c 神社

『延喜式』神祇九 武蔵国賀美郡条に載る賀美郡四座のひとつ、今木青八坂稻荷神社の比定地が、中堀遺跡の東南の熊野神社であることから、この関連遺跡ではないかとの意見があった。神社は遺構としてとら

えにくく、また神社は、奉仕する村落に内包されていたであろうから、単独で存在したとは考えられない。

d 郡家説

大形掘立柱建物跡が多いこと、瓦葺き建物の存在、施釉陶器が多量に出土したこと、腰帯具が出土したこと等から郡家と郡寺の併置説は、当初もっとも有力視された。しかし中堀遺跡は、9世紀から10世紀の形成であり、このころ郡家として8世紀代の体裁を維持し続けた例が全国的に乏しいこと、政庁に適合する建物配置がみられないこと、倉庫群がないこと、官衙特有の墨書土器が希薄なこと、などから郡家としての条件に乏しく、これまでの8世紀の郡家研究からは、直接導き出せない。

e 郡家出先機関説

近年、郡家の支所(出先)として研究の注目を集めてきた郷家・郡家の正倉別院(郷倉)とかかる施設(山中1994)との説。この説は、郡家中枢部の郡家政庁・正倉群等が別の地(五明廃寺周辺や八幡太神南遺跡周辺)にあり、中堀遺跡は、その郡家の職掌の一部を担っていたとする説である。ただ郷家とした場合、郷家の最高権力者「郷長」が運営していた遺跡とすると、遺跡の規模や内容を考えた場合、中堀遺跡はあまりにも富裕すぎる。また郷長や郷家を積極的に象徴する遺物はみられない。

f 国府出先機関説

輸入陶磁器や緑釉陶器など、高級な遺物が出土することや、大形の掘立柱建物跡などから国府・国司が運営した国府の出先機関ではないかとする説。郡家の出先機関の研究と平行し、注目を集めてきた。

国府の出先機関は、国府・国司の関与した出先機関とかかる施設とする説。津・関・烽などの情報交通機関(施設)、鉄穴・銅山などの資源開発機関(施設)、鑄銭司のような特殊手工業部門、鴻臚館・鎮守府など対外機関(施設)では、国司が、各機関の長官を兼務し、国家が国司を通じて直接経営をしていた。

中堀遺跡では、この国家による直接経営にかかる機関の存在は低い。なぜならこれらの機関は、交通・外交の要所や海・大河川・鉱山など資源に恵まれた土地や紛争地帯に存在した特殊な機関であるからである。中堀遺跡の周辺部は古墳時代後期以来、安定的に開発されてきた地域である。大きな鉱山や海などを周辺部にひかえない、関東平野の内陸部に成立した遺跡であることから、国府の出先機関として位置づけは、的確性を欠く。また国府の出先機関を示す史料もみられない。

g 豪族居宅説

f 国府出先機関説同様、多彩で豊富な出土遺物と大形の掘立柱建物跡群から、古代の豪族の居宅にかかる遺跡とする説。平安時代前期の古代の豪族は、青木和夫氏によると郡司・前任国司・王家子孫などが想定できる(青木1974)が、具体的に古代豪族の居宅とされた遺跡は少なく、その検討も進んでいない。各地の調査事例との比較が必要である。

h 庄園説

平安時代前期の一般の集落とは異なり、大形の掘立柱建物跡などがあるが、官衙的な要素に欠けることから庄園の庄家とした説。中堀遺跡の北を限る河川が、小川(ショウカワ=庄川)と呼ばれていたことも傍証となった。

墾田永年私財法以降、急速に各地で占定された庄園であるが、庄園の所有者側の論理上、庄園が重視されたのは、庄園の庄家ではなく、田畠などの耕地や耕地から上がる収益であった。そのため庄家にかかる史料はきわめて少ない。

またそこで耕作に当たる農民は、本質的には本貫のある農民であり、彼らが浮浪となって、王家や寺社の庄園に寄住したことが問題となるのであるが、彼らがどこに居住したかについては一切わかっていない。

ただし中堀遺跡の周辺に文献史料上、名称の明らかな古代の庄園は、確認できない。

i 勅旨田経営の拠点説

h 庄園説の一部として、9世紀中葉に皇室財源の確

保をねらい、盛んに設置された勅旨田を経営した拠点とする説。中堀遺跡と小川を隔てて北側に「勅使河原」の集落が広がり、勅使河原は、勅旨田から成立したとする説(原島1987)を受ける。

勅旨田と親王賜田は、平安時代前期の土地開発史の中では、きわめて存在意義の大きい施策であった。ただ考古学側からは、この問題に積極的な取り組みがなく、検討すべき課題である。

j 国境の交通機関説

中堀遺跡が、武蔵国と上野国の国境に近く、『時範記』にみられるような国司や勅使等を国境で迎える「坂迎え」を行った場とする説。坂迎えの場では、宴が設けられ、その宴で使用された食器は、多量に出土した施釉陶器等とする。

武蔵国は、既に宝亀年間に東山道から東海道に編入され、国府は、『延喜式』や発掘調査の成果から多磨郡(東京都府中市)に所在していたことが明らかで、派遣官が、険しい陸路よりも東海道を經由し、まず国府を目指したと考えるのが順当であろう。とすると坂迎えは、相模国と武蔵国の国境付近(東京都八王子市・町田市・多摩市付近)で行われたとすべきであろう。

また公的交通機関である駅は、東山道・東海道から大きく外れるため考えがたい。さらに大きな河川が存在しないことから、消費地へ向けての物資の集積地(津・川津)や市の可能性は低い。

k 国司館・留住国司の居宅説

四年、のちに六年で交替する国司は、国府の国司館に居住し、任期中の生活を送り政務に当たった。そして国司は、部内巡行や私的な旅行では、郡家の館や国内に設置された館などの宿泊施設を利用していった。しかもこれらの館は、在地の有力者との接触の場であり、任期中に経済的・人的な基盤(「因縁」)を残す掛りであった。さらに平安時代になると、国司遷替以降も国内に残り、留住する国司が増加し、国内の在地勢力と騒動をしばしば起こしていた(田中1996)。

館は、遷替後、新任の国司に譲らなくてはならず、留住の場合は、国内に居宅を設けなければならない。

秩満後の留任国司は、在地のg豪族の居宅と同様の居宅に住み、営田開発に当たったのだろうが、考古学上、この居宅の位置付けもまた検討課題である。

以上のように、さまざまな仮説が投げかけられた。その結論として、これまで古代の遺跡における性格付けは、表面的に認識し易い遺跡のみが、寺院・郡家などと分類され、類型に含まれない遺跡は、単に集落とされるか、特殊な扱いとして官衙関連遺跡（集落）などと評価されてきたことが改めてわかった。

古代の国郡制下の集落にあって、全く官衙と関連しない遺跡など存在せず、たとえ庄園や寺院であっても何らかの官との関わりを持ち続けていたわけである。むしろ問題は、地方で掘立柱建物跡が多数確認されたり、施釉陶器や腰帯具の出土した遺跡が、「官衙関連遺跡・集落」という言葉で片付けられてしまった経移である。

つまり古代の遺跡の多くを、「公」と「私」に分割し、官衙と集落、そしてその枠外に社寺を位置づけていたからである。むしろその遺跡（集落）が、地域や国郡、あるいは国家にとって、どのような役割を担っていたかを、地域の歴史に即して正しく理解した上で、具体的に位置付けていく必要がある。

そこでは当然、歴史的名辞（史料上に現れる単語）が、遺跡の性格と一致することが最も望まれるが、必ずしも適切な名辞の該当しない場合は、社会学的な名辞を使用することで、遺跡の性格を絞り込み、その遺跡の果たした歴史的役割をとらえていく必要がある。あくまでも現代的な感覚で、遺跡の性格を論じないように。

そのため遺跡の具体的な特色から、地域内の役割分担をとらえる必要がある。まず北武蔵の一般的な集落遺跡と、中堀遺跡の遺構・遺物を対比し、その特色を列挙しておく。

A 遺構

1 中堀遺跡では、内部を区画する溝・道路・柵列などの施設があった。区画内の建物構成・空間利用は、

区画毎に異なっていた。

- 2 外郭施設はみられない。
- 3 大形掘立柱建物跡群が多数みられた。
- 4 瓦葺き建物群の区画が存在した。
- 5 鍛冶炉跡を多数検出し、炉壁やファイゴの羽口も多数出土した。
- 6 地鎮跡を確認した。
- 7 須恵器の大甕を埋設した遺構を確認した（大甕埋設遺構）。
- 8 土器を集積した建物跡を確認した（第4号掘立柱建物跡）。
- 9 古代の遺物包含層中には、焼土粒子や炭化物が含まれ、局部的に焼土の集中した箇所を確認した。

B 遺物

- 1 須恵器大甕が多量に出土した（破片総量1.2t）。
- 2 土錘が多量に出土した（総点数 918点）。
- 3 鉄製紡錘車が多量に出土した（10点）。石製紡錘車は少なかった（4点）。土製紡錘車は2点であった。
- 4 馬の骨・歯が、比較的多く出土した（16ヶ所）。
- 5 灰釉陶器が多量に出土した（報告点数 807点）。
- 6 緑釉陶器・白磁が出土した（緑釉陶器141点・緑釉緑彩陶器1点・白磁8点）。
- 7 金付着灰釉陶器が出土した。
- 8 灯明皿が多量に出土した。
- 9 仏具は少なかった。ただし鉄鉢模倣須恵器は多かった（4点）。
- 10 墨書土器に官衙的・寺院的な字句がなかった。
- 11 漆紙文書は出土したが、漆関連遺物は少なかった。

C 遺跡

- 1 9世紀初めから10世紀末に及ぶ遺跡である。
- 2 奈良時代（8世紀代）の開発の痕跡がみられない。
- 3 扇状地の扇央部という条件の悪い土地に立地。
- 4 小川（「庄」川）・御陣場川の流域に立地する。

このような特色をもつ中堀遺跡が、どのような経移で成立した遺跡であったのか、古代の集落の動向、史的動向を検討していくなかで明らかにしていきたい。

(2) 北武蔵の集落の動態と史的動向

中堀遺跡の性格を直接論じる前に、北武蔵の古代集落の動向をまず確認しておきたい。

A 中堀遺跡前史

第1008図は、北武蔵に展開した古代集落で竪穴式住居跡が構築された軒数の推移を示した。必ずしも竪穴式住居跡は、居住形態の全てではなく、竪穴式住居跡の一軒が、どの程度の集団のまとまりか、現状では明らかではない。しかし少なくとも集落の規模や、そこに居住した人口、在地内の社会的位置などの一部を反映していることは間違いない。

第1008図によると、7世紀後葉から11世紀の中葉にかけて、五つの画期が確認できる。時期の設定は、土器編年（7世紀後葉から9世紀前葉は『古井戸・将監塚』の赤熊編年、9世紀前半から11世紀は本稿による）によるため、集落の画期もそれに左右される。つまり土器変化の画期が、集落の画期を反映せざるを得ないのだが、一定の傾向をとらえることができよう。

第1の画期（7世紀後葉）

それまでの古墳時代から続く集落は急速に衰退し、新たに8世紀へと続く集落が開始される。ただし新たな集落が、突発的に成長するのではない。在来の集落を取り込み、あるいは在来の集落から派生して、新たな集落が成立したのである。

〔第1段階〕

急速に衰退した旧来の集落は、熊谷市北島遺跡・深谷市新屋敷東遺跡・上敷免遺跡・本庄市川越田遺跡・上里町高野谷戸遺跡第2地点・東猿御堂遺跡などである。一方、新たに展開した集落は、熊谷市下辻遺跡・樋之上遺跡・深谷市根絡遺跡・東川端遺跡・岡部町白山遺跡・熊野遺跡・児玉町古井戸将監塚遺跡・神川町皂樹原檜下遺跡などである。

新たな集落には、官衙や寺院が併設して設置された。官衙としては、郡家の先駆となる評家（評支配の実務的機関）の関連遺構が、深谷市東川端遺跡・新屋敷東遺跡・岡部町熊野遺跡・上里町八幡太神南遺跡で確認されており、寺院では熊谷市西別府廃寺・岡部町岡廃

寺・上里町五明廃寺等がみられる。

評家の関連遺跡では、中心施設としての政庁こそ未確認だが、評の実務的職務を執行した「館」や「曹司」、あるいは評家の需用にあたる手工業製品を生産した工房群、評雑任や評造の家族、家産的な奴婢などの住居が確認されている。とくに熊野遺跡は、方形を基調とした「所」として、いくつかのブロックが確認でき、一部に館院を伴うようである。

北武蔵では、7世紀後葉に国評制が早くも存在していたことが、奈良県明日香村の浄御原宮から出土した木簡「<无耶志国仲評中里布奈大贄一斗五升」によって明らかである。那珂（中）郡は、隣接する児玉評・加美（上）評の存在を連想させる。他に前玉評・大里評・横見評が、木簡や文字瓦から確認できる（田中1996）。

7世紀後葉から出発した集落は、白山遺跡・熊野遺跡・古井戸将監塚遺跡・皂樹原檜下遺跡のように、低地の自然堤防上ばかりではなく、ローム台地の縁辺に形成した場合も多かった。

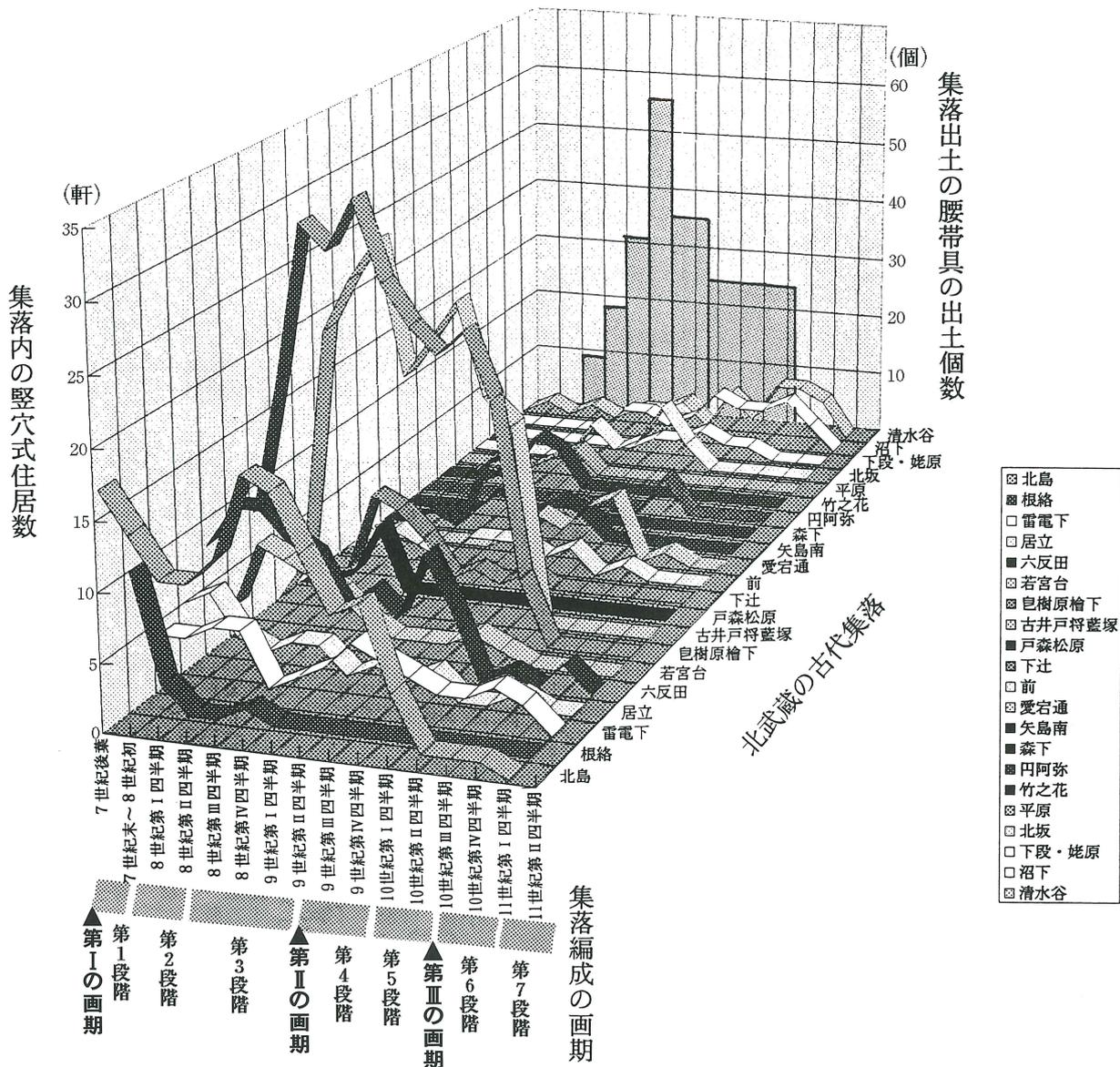
これは律令国家の形成期にあって、低地の自然堤防上に展開していた集落を破壊せず、新規の土地開発が推進され、8世紀の条里水田の先駆的形態を形成したためであろう。その意味で7世紀後葉は、古墳時代と古代を画する大きな転換点といえよう。

〔第2段階〕

第2段階は、7世紀後葉に訪れた現象が、急速に展開した段階で、8世紀の初頭から8世紀第Ⅱ四半期にあたる。前段階に新たに出現した集落は、完全に旧来の集落を吸収し、大きく躍進した。具体的には、熊谷市下辻遺跡・樋之上遺跡・深谷市根絡遺跡・東川端遺跡・岡部町白山遺跡・熊野遺跡・児玉町古井戸将監塚遺跡・神川町皂樹原檜下遺跡などの集落では、竪穴式住居跡の軒数や、掘立柱建物跡の棟数が急速に増加する傾向がみられた。

前段階に評家の関連遺跡として出発した各遺跡は、郡家へと成長し、郡務の職掌の一端を担う。すなわち

第1008図 武蔵国北部の集落の動態



榛沢郡の正倉とされる岡部町中宿遺跡（榛沢郡の郡家は、岡部町榛沢に設けられ、中宿遺跡周辺は郡家の出先機関、中宿遺跡は郡家別院：郷家であるとする慎重論もある。）の周辺（岡・熊野・砂田前遺跡等）では、大形の庇付き掘立柱建物跡や多数の竪穴式住居跡・工房跡などが確認され、郡司の居宅や「館」あるいは郡務遂行の実務棟、郡雑任の住居などが推定できよう。

この段階、中宿遺跡の眼下に広がる低地は、小山川と利根川が形成した自然堤防と後背湿地、さらに乱流する小河川の氾濫原で構成され、この段階にはそこに

肥沃な条里水田（岡部条里遺跡）が整備されたことが確認されている。

ただし低地から全ての集落が払拭されたのではなく、自然堤防上に再編成されたと考えられる。やや離れるが、深谷市戸森松原遺跡・上敷免遺跡・東川端遺跡・前遺跡（戸森松原遺跡をのぞき、幡羅郡内の遺跡の可能性もある。）などは、8世紀に入ってから急速に展開した自然堤防上の集落である。

ローム台地の縁辺に展開していた集落も、成長が著しい。児玉町古井戸・将監塚遺跡や熊谷市下辻遺跡は、

女堀川や（旧）荒川などの流域に広がる空閑地の開発を推進するため、大形の用水路を開削し、隣接地に集落を形成した。とくに古井戸・将監塚遺跡で確認された大溝は、その後取水部に近い遺構が、児玉町真下境遺跡や神川町真下遺跡などで調査され、また北東（下流）に向かって上里町熊野太神南遺跡・八幡太神南遺跡の直前で分水し、両遺跡の発掘調査区内を横断し、上里町往来北遺跡→本庄市久城前遺跡→本庄市諏訪遺跡へと続くことが確認されている。

なお分岐点に近い八幡太神南遺跡では、評家にかかる遺構が確認され、大溝の開削と関わり深い人物の存在を想定させる。この大溝は、加美郡と児玉郡の郡境付近に存在し、その開削に当たっては、①加美郡領主導、②児玉郡領主導、③加美・児玉郡領主導、④国または国家の増殖計画に基づく開削等が考えられる。この大溝の開削には、天平勝宝年間に越前国足羽郡大領生江東人が、自己資産で二千五百丈（約9.5km）に及ぶ用水路を開削し、壘田百町を開墾したような「力田の輩」（亀田1973）型の開発を想定しておきたい。

〔第3段階〕

第3段階は、天平13年（741）の諸国国分寺建立の詔や天平15年（743）の壘田永年私財法の制定などを経て、全国的に王親貴族や社寺の大土地所有が、積極的に進められた段階である。北武蔵を始めとする関東では、この動きと呼応して集落が大規模な変動を伴う場合と、急成長した集落が、安定的に経営された場合があった。

前者は、坂戸市若葉台遺跡や栃木県河内郡上三川町多功南原遺跡にみられる初期庄園とかかる遺跡であり、この段階、突如ローム台地上に出現する。若葉台遺跡は、大和西大寺榛原庄、多功南原遺跡は、下野薬師寺の開発との関わりを推定されている遺跡である。

両者は、それまで開発が入らなかった地域に、整然とした掘立柱建物跡群や寺を含む集落を編成し、近隣の窯跡群（南比企窯跡群・宇都宮窯跡群）から集中的に土器を供給するなど、北陸の初期庄園の開発との類似性を指摘できる。東大寺に出遅れた西大寺等の初期

庄園が、武蔵国など東大寺初期庄園の未介入地域へ進出したこと、その野占や開発の手法が、東大寺と同様であったことは、すでに指摘されている（櫛木1996）が、考古学的にも土器の供給のあり方や、集落の編成方法などに共通性を指摘することができる。

一方、第3段階に安定的な集落の経営を維持し続けた古井戸・将監塚遺跡や皂樹原・檜下遺跡は、集落内部にさまざまな手工業生産を包括していた。とくに鉄生産では、豊富な鉄製品の出土や多数の鍛冶炉の確認等から、集落内部では鉄製農耕具（鋤先・鎌・鉄斧）の生産・補修などが賄われていた。また土器焼成遺構が検出され、一部の土器は、集落内部で生産されていた。さらに多数の紡錘車の出土から、豊富な繊維生産（紡績工程）が想定でき、両遺跡、とくに皂樹原・檜下遺跡は、これら手工業生産を包括する集落へ成長していた。

このような遺跡は、加美郡内に数ヶ所確認できる。しかし、必ずしも郷の中心的施設（郷家）へと発展したのではない。郷家は、すでに評の成立期から「五十戸家」として認められ、郡（評）内の末端行政機構であった。

また国家から見た郷家（代表する郷長）の役割は、戸令为里条にみるように「検校戸口」「課殖農桑」「禁察非違」「催駟賦役」であった。そして郷長の条件としては、必ずしも経済的な優位性や、手工業生産の包括的掌握が求められたのではなく、郷内の人望や出自・経歴・年齢などが、必要とされたのである。むしろ手工業生産に関わり、動産を蓄積した者達は、9世紀代に入り「富豪の輩」へと転化し、公田経営や徭役労働の回避行動などで問題視される存在であった。

このように武蔵国の集落は、第3段階に安定的な展開を見せた。史料上も第3段階の初頭、天平宝字3年（759）、武蔵国の隠没田900町が発覚し、巡察使が勘検したという事件があげられる。この事件は、考古学的に推定すれば、丘陵の奥や中山間部まで急速に開発が進んだ状況として受けることができる。しかし隠没田の発覚が、集落の編成まで直接響いた様子は確認で

第1009図 武蔵国北部の主な古代の遺跡



きない。

ただし武蔵国の900町という数値は、備中国隠没田200町（他の国は記載なし）に比較しても、破格の数値であることは、付け加えておく必要がある。

また第3段階は、初期荘園的開発や高麗福信による高麗郡・新羅郡の建郡などの事業で、武蔵国中部の入間郡周辺は、活発な動きが見られた。

ここまでが、第2の画期を目前とした「中堀遺跡」の前史である。

B 中堀遺跡の時代

第2の画期〔第4段階〕

第2の画期は、中堀遺跡の開始とともに始まる。

9世紀前葉から中葉にかけて、それまでの集落も継続する一方で、新たな集落が形成された。新たな集落とは、第1段階以降に没落した集落上に覆い被るように形成された集落（荒唐田型集落）、それまで空閑地だった「山野」に形成された新たな集落（山野型集落）である。

荒唐田型集落は、熊谷市北島遺跡・深谷市新屋敷東遺跡・前遺跡・上敷免遺跡・岡部町砂田前遺跡・六反田遺跡など、低地の自然堤防上に確認できる。遺跡の

縁辺には、条里型地割が確認できるが、年代観を示す材料は乏しく、集落の途絶期間中に耕作されていたかは確認できない。

山野型集落は、扇状地に開けた中堀遺跡や、条里水田中に新編成された美里町畑中遺跡、本庄市地神遺跡・岡部町榛沢遺跡群（これを山野1型集落とする）、丘陵や山間地に進出した本庄市大久保山遺跡群・児玉町阿知越遺跡・飯倉遺跡群・美里町広木上宿遺跡・北坂遺跡・畑中遺跡・木部原遺跡・甘粕原遺跡・東山遺跡、また美里町広木大町古墳群・熊谷市籠原裏古墳群・別府古墳群などの後期古墳群の中に進出した集落（山野2型集落）も認められた。

その後荒廃田型集落や山野1型集落は、大規模な耕地を抱え、中核集落へと成長した。また山野2型集落の各单位は小規模だが、丘陵全体や山間地へと広がった。しかし、相互のネットワークを考慮すると、決して侮れない。第4段階には、それまで公私共利の地として共同用益されていた「山野河海」や古墳時代以来、墓域として固く守られ続けた地域へも開発の手が及ぶこととなった。

一方、8世紀以来の集落も、変質しつつ確認できる。児玉町古井戸・将監塚遺跡・神川町皂樹原・檜下遺跡・岡部町熊野遺跡などは、掘立柱建物跡群で構成された中核的施設が、9世紀中葉を境として急速に衰退し、堅穴式住居跡のみの集落へと転換した。これは、地域内でそれまで果たしてきた役割が、他の集落へ移転したか、その役割が社会構造の変化によって、変質したためと考えられる。

この間の状況を雄弁に物語るのが、各遺跡から出土した施釉陶器の出土量である（V-5-(7) 灰釉陶器参照）。出土遺物は、最終的にその遺跡に残された残滓である。けれども、残留した量が、当時の消費量、ひいては保有量の一部を反映するとすれば、武蔵国内に生産地のない施釉陶器、とくに灰釉陶器の各遺跡からの出土量は、遺跡間に在地内の経済的な上下関係を反映するといえよう。

この点で9世紀代に急成長を遂げた、中堀遺跡の経

済的優位性は、揺るがない事実といえる。繰り返すが、古井戸・将監塚遺跡、皂樹原・檜下遺跡、熊野遺跡などの8世紀代に中核であった遺跡では、灰釉陶器は両手に余る程しか出土していない。この数値は、他の集落とほとんど相違はないのである。

これに比べ、むしろ山間部や丘陵内へ新たに進出した山野2型集落が、平野部の集落と大差ない灰釉陶器の消費量を保持していたことは、象徴的である。それは山野2型集落が、単に律令制下の激しい収奪に耐えかねて、山間部へ逃げ込んで生活を送ったという「逃散」「落人」的な集落（能登1985）だったのではない。

まさに国家が問題とした「逃亡」や「浮浪」の現象として、班田農民が、公田を離れ、権門や王臣社寺・富豪層の庇護を受け、経済的に優位な集落に集住し、あるいは経済的な保証を受け、山野の開発へ踏み込んでいったと考えるべきである。その証として、山間部の小集落が、灰釉陶器を保有した由縁と考えたい。

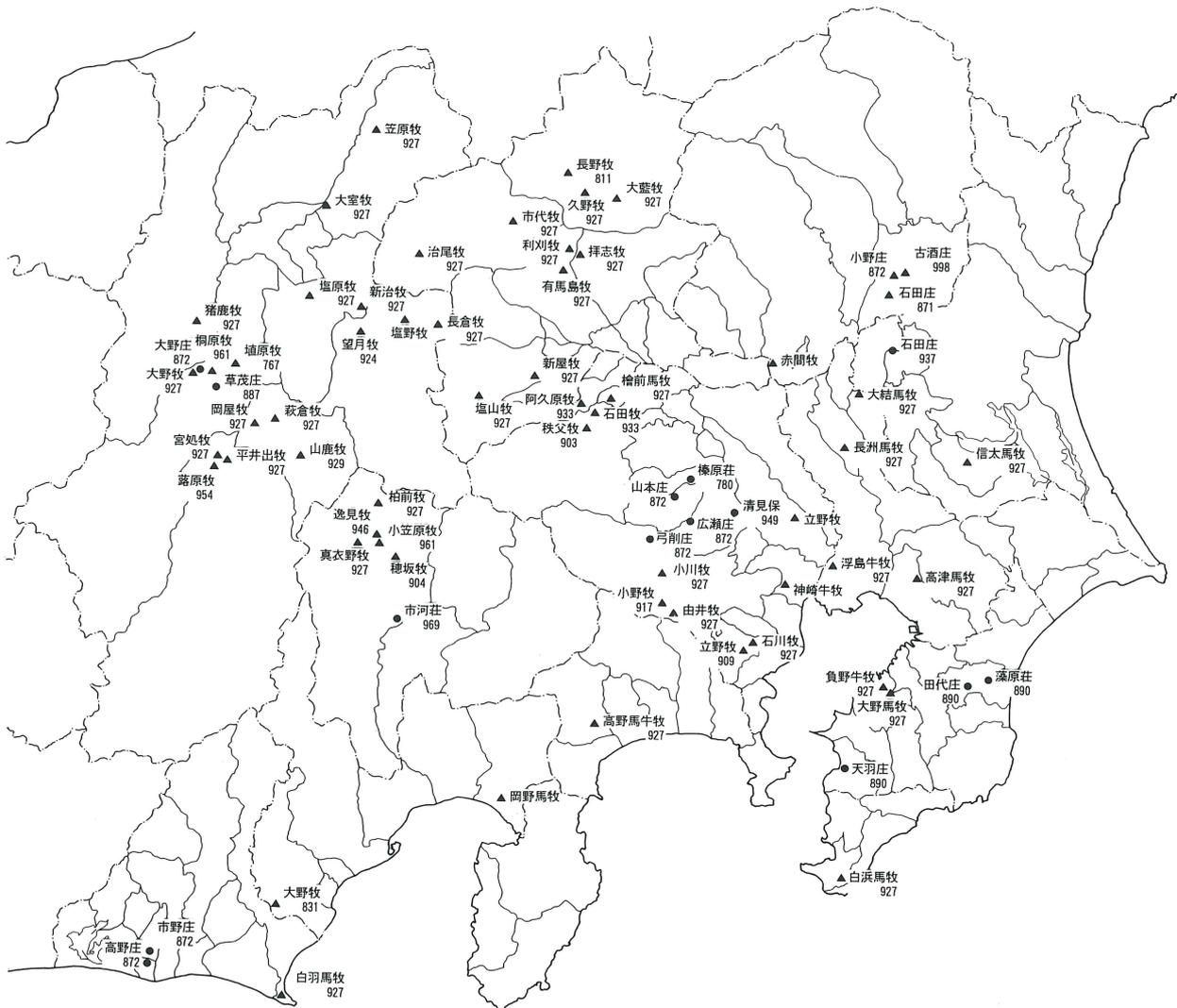
この9世紀前葉から、10世紀初頭（第4段階）まで続く現象は、関東各地で王臣社寺が行った大規模土地開発の痕跡として、文献史料上も確認できる。

第1010図は、10世紀までに初見の知られる初期庄園と牧の一覧である。武蔵国では、右大臣藤原良相が、貞観14年（872）に貞観寺へ寄進した山本庄・広瀬庄・弓削庄を確認できる。山本庄は、埼玉県毛呂山町の新宿遺跡から出土した墨書土器「山本」より、新宿遺跡周辺に想定されている（橋口1992）。

また広瀬庄は、狭山市広瀬に推定され、近くに宮ノ越遺跡や楊樫木遺跡など、平安時代の遺跡が調査されているが、庄地を断定するまでに至っていない。弓削庄も同様に、八王子市近郊に比定されている。

下野国では、芳賀郡に石田庄・小野庄・古酒庄が確認できる。石田庄は、貞観13年の『安祥寺流記資材帳』に見られ、小野庄は、前の武蔵国の庄園とともに、貞観寺へ施入された庄園である。また古酒庄は、長徳4年（998）に東大寺庄園となった庄園である。なお田熊清彦氏は、栃木県矢板市堀越遺跡の墨書土器「成生庄」から史料上、欠失した庄園の比定をされている（田

第1010図 10世紀までに初見の知られる東国の牧(▲)・庄(●)



熊1990)。

上総国では、宝亀8年(777)に国守であった藤原黒麻呂が、藻原庄を買得し、春継→良尚→菅根へと伝世し、菅根が、寛平2年(890)に興福寺へ施入している。庄地については、千葉県茂原市近郊が比定されている。

さらにこのとき興福寺の庄園となった天羽庄(富津市)や田代庄(長柄町)も確認できる。上総国の古代集落は、8世紀代に台地上へ進出し、9世紀末には台地上から姿を消すといわれている(笹生1990)。

また信濃国では、藤原冬緒の庄園である筑摩郡の草茂庄があげられる。草茂庄は、『多武峰略紀』によると、仁和3年(887)に成立している。松本市下神遺

跡は、墨書土器「草茂」が多数出土し、草茂庄地の一部であるという。また同じく筑摩郡には、貞観14年(872)に藤原良相から貞観寺へ施入された大野庄がある。東筑摩郡波田町付近に比定されている。

このほか松本市三間沢川左岸遺跡から銅印「長良私印」が出土しており、関白藤原基経の父で権中納言長良の庄の一部である可能性がある。

ちなみに関東近県では、茨城県取手市甚五郎崎遺跡から墨書土器「庄」が出土した(中山1996)。

初期庄園は、具体的な遺跡の比定が困難なため考古学の研究史上、これまで避けて考察されてきた。9・10世紀史を考察するためには、今後、積極的に議論する必要がある。

初期庄園とは別に「牧」についても、若干記しておく。というのも中堀遺跡の周辺には、「檜前馬牧」が推定されているからである（原島1987）。この檜前馬牧は、『延喜式』第二十八 兵部省諸国馬牛牧の武蔵国条に、神埼牛牧とともに掲載された牧である。神埼牛牧は、荒川下流の下総国境付近の低地帯に推定されている。

一方、檜前馬牧は、二つの候補地がある。それは那珂郡（美里町駒衣付近）と加美郡である。那珂郡説の「駒衣（こまぎぬ）」は、まさに牧を連想する地名である。また『万葉集』の防人歌に登場する「檜前舎人石前」は、那珂郡の上丁であることも傍証とされる。

反面、加美郡説は、承和7年（840）に「武蔵国加美郡人散位正七位上勲七等檜前舎人直由加磨」等男女十人が、左京六条に貫附され（『続日本後紀』）ており、加美郡にも檜前舎人を名乗る者が、いたことから推定されている。

その他、武蔵国北部には、のちの承平3年（933）に朱雀院の勅旨牧となる秩父郡石田牧や児玉郡阿久原牧などが存在した。ところで中堀遺跡からは、前述のように多量の馬の歯・骨、あるいは「石」「□」（令か全・金）「□」などの多彩な銘をもつ（ここでは単に馬の所有にかかる識別表示用具として考えておく）烙印が出土した。

この馬の供給源として、勅旨牧となった前の檜前馬牧などを、考えておく必要がある。しかし記録に残らない無数の私牧も存在していたはずであり、こうした私牧から馬が、供給されていたことも想定しておく必要がある。しかも中堀遺跡から出土した牛馬用鉄製烙印は、馬の直接の生産地（牧）以外でも厳しく管理・掌握されていた可能性を示している。

〔第5段階〕

8世紀代から続く伝統的集落は、第4段階の終焉（9世紀末）とともに全ての遺構が消滅する傾向にあった。ほかの地域へ転進したか、他の集落に吸収されたと考えられる。

中堀遺跡では、この第5段階への過渡期に遺跡全体

を覆う大きな火災が発生し、主要な建物群や竪穴式住居跡が倒壊したことを確認した。しかし火災後も大形の掘立柱建物跡や竪穴式住居跡・区画溝などの再編成が確認でき、即時復興されたと考えられる。火災は、焼失した各建物の焦土の形成状況から、一ヶ所から延焼したと云うよりも、各建物が放火され、炎上したことを別章で明らかにした。

まさにこのような大規模な火災は、倭馬の党の蜂起（昌泰2年：899）や「東国乱」（延喜元年：901）などの9世紀末から10世紀初頭にかけて頻発した事件と符合すると考えるのが自然であろう。ことに『将門記』にみられる合戦のあり方、勝利者側が、敗者の村や拠点を焼き払う「焦土戦術」を行っていたと、福田豊彦氏が述べたことと一致しているからである（福田1995）。

第5段階は、中堀遺跡の火災復興後、10世紀中葉までの間である。中堀遺跡では、遺構構築数や灰釉陶器の消費量に減少の兆しが見られた。ところが一方で中堀遺跡の求心力の低下は、周辺遺跡の成長という現象を引き起こした。山野1型集落や荒廃田型集落も同様に、衰退化の傾向を徐々にたどったのである。

けれども山野2型集落は、竪穴住居跡数を増やす集落と、没落する集落に二極化した。前者は、本庄市大久保山遺跡群・美里町沼下遺跡・清水谷遺跡・児玉町雷電下遺跡など丘陵地の遺跡である。後者は、川本町円阿彌遺跡・美里町北坂遺跡・行田市愛宕通遺跡などである。

第4段階に急成長した山野1型集落と、緊密な関係をもって「山野」に進出した集落は、須恵器生産や木製品生産・炭焼き、あるいは「牧」（私牧含む）などの手工業部門を担い、中堀遺跡などの需要を賄っていた集落の一部と考えられる。そうした集落が、独自に自立化していくことで、山野1型集落や荒廃田型集落の没落以後を生き抜いたのである。

武蔵国北部の集落の動向は、中堀遺跡の動向に左右される一方で、延喜2年（902）の官符、延喜庄園整理令によって国家施策が、皇室・王親貴族の大土地占

定の停止へ向かったため、多大な影響を受けたと思われる。

すなわち石母田正氏や多くの古代史研究者の指摘する、延喜庄園整理令を境としたいわゆる10世紀の転換は、北武蔵の集落遺跡の動向の中にも確認できた。しかし画期というべき大きな変化は、10世紀中葉以降を待たなければならなかった。

第3の画期〔第6段階〕

それは土器の生産と流通の変革に代表される経済的な変化、全国的な国府の隆盛と、郡家の不鮮明化、郡郷の統廃合、山野における牧の展開、集落の再編成にみられる画期である。土器の生産と流通の変革は、V-1-(1)～(4)章で明らかにした。次に概略を述べておくこととする。

灰釉陶器では、それまで尾張・三河・遠江の製品が主体であったが、第5段階以降、徐々に美濃東部の製品へ転換したことが明らかになった。

また須恵器の供膳具は、寄居町末野窯跡群や藤岡・吉井窯跡群等の周辺窯跡からそれまで供給されていたが、第6段階に入ると生産地の限定は難しくなり、周辺の小規模窯跡から供給を受けるようになる。器種も高脚高台付椀や小形杯（小皿ではない）が、組成に加わる。最大の変化は、羽釜の煮炊具への導入である。しかし羽釜の登場以降も在来の土師器甕（「コ」の字形口縁甕）は、払拭されず存在し続けた。ただし羽釜は、カマドを構造的に変化させることはなかった。

須恵器は、大規模生産地で集中生産していた体制から、個別の供給先（集落）に対応した分散小規模生産といった体制、実は、それまでの土師器生産の体制に比較的近い生産へと移行した。そして土師器は、10世紀の中葉を最後に途絶した。

土器生産の構造的な変化と、信濃・上野国を經由した物資流入の増加は、郡の分割・郷の新立などの国郡制の変化、陸路を機軸とした交通網（律令交通体系）

第1011図 静岡県内産灰釉陶器の流通経路

